

664-N97ㄅ

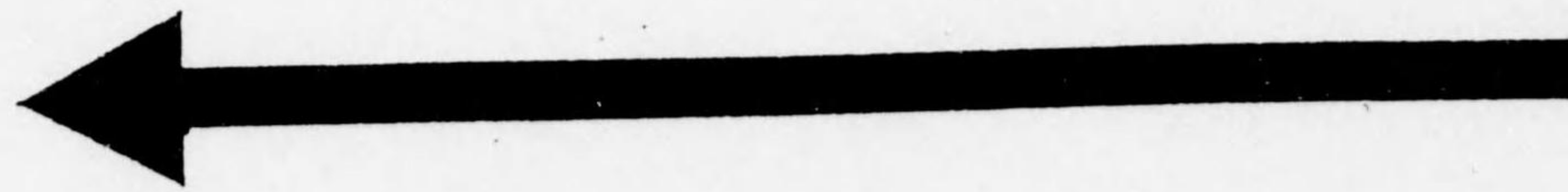


1200500750073

664  
7  
ㄅ



始





A1141

669  
N97  
⑦

213 219



# 日本水産捕採誌

全

農商務省水産局編纂

東京水産社發行





孫子兵法

大正集



## 序

水産業は本邦重要な産業たること論を俟たず然れども斯業に従事する者は概ね舊慣を墨守して改良を圖るもの尠く偶々之を企畫するものあるも據て以て其の資料となすべき良好の著書に乏しきは吾人の常に遺憾とする所なり農商務省は夙に見る所あり明治十九年に於て日本水産誌の編纂を企圖し余に託するに其の監督の任を以てせらる乃ち斯道に精通せる數名の編纂員を撰び古今の書を涉獵し普く實物を檢覈し刻苦數歲明治二十八年に於て日本有用水産誌日本水産捕採誌日本水産製品誌數十卷完成を告ぐ本書は即ち其の一にして全國の漁具漁法の異同優劣を知り以て之が改良を圖るの参考と爲すを得べきなり然るに他の兩誌と共に久しく筐底に藏せられしが頃日水産書院なる者請ふて本書を同院發刊の雜誌水産文庫に分載し數年を期し



二  
て完了せんとす余は深く編纂者諸氏の勞徒爾ならざるを喜び一言を述べて  
之を卷首に辨し且之に従事したる元農商務技師金田歸逸故水産傳習所理事  
竹中邦香元水産傳習所教師中村利吉三氏の名を此に特書して以て謝意を表  
す云爾

明治四十三年三月

貴族院議員從三位勳一等 田中芳男

## 序

日本水産捕採誌は有用水産誌製品誌と共に日本水産誌の一にして明治十九  
年本省に於て其の編纂に着手し二十八年に完成を告げたるものに係れり當  
初皆な之を刊行し以て當業者の智識啓發の一助と爲さんことを期したるも  
經費の都合あり之を實行するの機會を有せざりしは當局者の常に遺憾とす  
る所なりき

顧るに是等の書たる博く古今の書に徵考し遍ねく實物を檢覈し以て之を編  
述したるものにして本書即ち捕採誌の如きは目今當業者をして全国各地の  
漁具漁法の構造運用を審にし其異同優劣を知り取捨採擇以て之が改良を圖  
るの資料たらしむるに於て極めて須要の書たるを失はざると同時に之が刊  
行を希望する者尠ならず是に於て乎水産書院なるもの之を同院發行の雜



誌水産文庫に逐載せんことを請へり乃ち之を允許し以て世の需に應ずることゝしたるは亦刊行の便法に外ならず幸に之に頼り以て普ねく當業者の繙讀に供するを得ば本省當初の所期に多少酬ゆる所あり  
今や國運の隆昌に伴ひ水産の業亦鬱勃として興振の氣勢を有せり是の時に當て極力其智識の啓發普及を圖るは寔に喫緊の要務に屬す余は本書刊行の効決して少小ならざるを信ずると與に深く我水産界の前途を祝福するものなりと是を序と爲す

明治四十三年三月

水産局長 道家 齊

凡 例

本書は題して日本水産捕採誌と曰ふ日本有用水産誌日本水産製  
品誌と與に日本水産誌の一にして明治十九年水産局に於て其編  
纂を企畫し明治二十八年に至り脱稿したるものに係れり當時其  
の編纂に従事したる者左の如し

- |            |      |
|------------|------|
| 編纂監督       | 田中芳男 |
| 日本有用水産誌編纂員 |      |
| 元農商務屬      | 加藤正誼 |
| 元農商務技手     | 柏原忠吉 |
| 日本水産捕採誌編纂員 |      |
| 元農商務技師     | 金田歸逸 |
| 故水産傳習所理事   | 竹中邦香 |
| 元水産傳習所教師   | 中村利吉 |



日本水産製品誌編纂員

故農商務技手 山本由方

元農商務技手 河原田盛美

六

一本書は網罟漁業、釣漁業、雜漁具漁業の三編に分ち漁具分類の順序に従ひて之を編述せり

一本書は當時現存したる全國の漁具漁法に就き殊に其の特長に注意して之を記述し且務めて漁具の構造操作の方法を明にせんことを期したり

一本書は久しく刊行せざりしが今回本局に於て數冊に分綴し且水産書院の發刊に係る水産文庫に分載し以て廣く一般に頒つこととせり

明治四十三年三月

農商務省水産局

# 日本水産捕採誌 上卷

## 目次

**第一編 網罟**.....一

**第一章 總論**.....一

**第一節 網の原料**.....四

第一 麻絲.....五

第二 苧麻.....八

第三 藁.....九

第四 葛絲.....一〇

第五 綿絲.....一二

**第二節 網の構造**.....一五

第一 網地.....一六

目次

一



第二 網.....二七

第三 浮子.....二九

第四 沈子.....三〇

第三節 網の保存法.....三三

第一 網の染料.....三六

第二章 各論.....五七

第一節 曳網類.....五七

第一 鱧曳網.....六一

甲 大地引網.....六二

一 九十九里地引網.....六二

二 天草大地引網.....七六

乙 小地引網.....八二

一 房州小地引網.....八二

筑前宗像郡小地引網.....八六

鱧沖曳網.....八八

一 筑前地方に於ける鱧沖曳網.....八八

二 瀬戸内海地方に於ける鱧沖曳網.....九〇

丁 鱧沖曳網.....九三

第二 大黒網.....九六

第三 鯛曳網.....九八

葛網.....九八

第四 鱒曳網.....一〇二

第五 鱒鯖網.....一〇五

第六 鰯網.....一〇七

第七 海豚網.....一一一

一 能登國珠州郡及鳳至郡の海豚網.....一二二

二 肥前國有川及魚國の海豚網.....一二七



三 伊豆國那賀郡の海豚網……………一一九

四 相模國大住郡の海豚網……………一二二

① 第八 玉筋魚曳網……………一二四

第九 鱸曳倒網……………一二六

第十 鱧曳網……………一二九

第十一 鰯曳網……………一三二

第十二 鮭曳網……………一三五

第十三 鮭曳網……………一三九

第十四 海底窪曳網……………一四八

第十五 夜地曳網……………一四九

第十六 引揚ゲンヂキ網……………一五一

第十七 鱸地曳網……………一五二

第十八 銀魚曳網……………一五五

第十九 鮎曳網……………一五六

第二節 繰網類……………一五八

第一 手繰網……………一六一

一 沖手繰網……………一六一

二 作手繰網……………一六四

三 藻引手繰網……………一六五

四 筑前地方に於ける手繰網……………一六七

第二 沖曳網……………一七〇

第三 打瀬網……………一七二

一 紀伊地方に於ける打瀬網……………一七二

二 豊前地方に於ける打瀬網……………一七六

第四 五智網……………一七八

第五 胡椒鯛磯曳網……………一八〇

第六 甲鳥賊網……………一八二

第七 合採網……………一八五



第八 鮫鱈網……………一八七

第九 海鼠網……………一九二

一 筑前地方に於ける海鼠網……………一九二

二 安藝國安藝郡の海鼠網……………一九四

三 同國佐伯郡の海鼠網……………一九五

第三節 旋網類……………一九六

① 第一 鯛網……………一九九

第二 中高網……………二〇七

一 豊後國南海部地方の中高網……………二〇七

二 紀伊地方に於ける中高網……………二一〇

第三 揚繰網……………二一一

第四 改良揚繰網……………二一三

第五 六人網……………二二〇

第六 八作網……………二二三

第七 ワラ網……………二二五

第八 鮪卷網……………二二八

第九 縛網……………二三〇

第十 鯉大網……………二三三

第十一 秋刀魚網……………二三五

第十二 サイラ網……………二二九

第十三 鯖網……………二四一

第十四 鰯網……………二四四

第十五 仔鰯繰大網……………二四七

第四節 敷網類……………二四九

第一 八手網……………二五一

一 房總地方に於ける八手網……………二五一

二 肥後地方に於ける八手網……………二五六

第二 持網……………二六〇



第三 打網……………二六一

第四 桂網……………二六四

第五 舒網……………二六九

第六 玉筋魚網……………二七三

第七 鱒網……………二七五

第八 三艘張網……………二七八

第九 四艘張網……………二八一

第十 八艘張網……………二八三

第十一 大網「一名ヤーヤー網」……………二八六

第十二 白魚網……………二八七

第十三 棒受網……………二八九

一 房總地方に於ける棒受網……………二八九

二 土佐地方に於ける謀計網……………二九一

三 豊後地方に於ける鱒張揚網……………二九三

第十四 四手網……………二九五

第十五 棚網……………二九八

第五節 刺網類……………二九九

第一 鱈底刺網……………三〇一

第二 鰯網……………三〇三

第三 鱈網……………三〇七

一 肥後地方に於ける鱈網……………三〇七

二 安房地方に於ける鱈網……………三〇九

第四 鮪流網……………三二〇

第五 鰻流網……………三二一

第六 鰻刺網……………三二二

第七 飛魚流網……………三二四

第八 鮭刺網……………三二五

第九 鱈刺網……………三二六



第十 鰯楯漁……………三二七

第十一 鯉網……………三三一

第十二 鰯刺網……………三三二

第十三 蝦網……………三三三

第十四 鰯網……………三三五

第十五 鰈刺網……………三二六

第十六 鰻刺網……………三二八

第十七 叩網……………三二八

第十八 鱸網……………三二九

第十九 反撥網……………三三〇

第二十 鮑刺網……………三三一

第二十一 珊瑚探採網……………三三四

第六節 建網類……………三三六

第一 鮪大網……………三四〇

第二 鰯建網……………三四六

第三 根拵網……………三五〇

第四 鰻建網……………三五六

第五 坪網……………三五八

第六 袋坪網……………三六一

第七 樹網……………三六三

第八 瓢網……………三六七

第九 烏賊曲網……………三七〇

第十 鰻張揚網……………三七一

第十一 落し網……………三七四

第十二 建干網……………三七七

一 上總國君津郡地方に於ける建干網……………三七七

二 豊後國東國東郡岐部村に於ける建干網……………三七八

第十三 建網……………三七九



第十四 江張網……………三八〇

第十五 袋網……………三八二

第十六 網釜……………三八三

一 サカドウ……………三八三

第十七 網代漁……………三八五

第七節 掩網類……………三八六

第一 打網……………三八七

一 鯊打網……………三九一

二 鯉打網……………三九三

三 鮎打網……………三九四

四 ハダラ打網……………三九五

第二 卸網……………三九六

第三 流し網……………三九八

第四 提燈網……………四〇〇

第八節 抄網類……………四〇三

第一 攪網……………四〇五

一 鯧抄網……………四〇五

二 豊後國南海部郡に於ける鯧抄網……………四〇六

三 仔鱸抄網……………四〇七

四 玉筋魚抄網……………四〇八

五 鯨鯨網……………四〇八

六 鮎抄網……………四〇九

七 紀伊國有田郡に於ける鮎抄網……………四一〇

八 紅蟲捕……………四一一

第二 纏網……………四一二

一 白魚網……………四一四

甲 備前地方に於ける白魚網……………四一五

乙 豊後地方に於ける白魚網……………四一五



二 公魚網.....四一六

三 蝦抄網.....四一六

    甲 下總國利根川沿岸の蝦漁.....四一七

    乙 陸前地方に於ける蝦抄網.....四一八

    丙 北海道渡島地方に於ける蝦抄網.....四一八

四 手押網.....四一九

五 方流網.....四二一

六 羽根川網.....四二二

七 鱒網.....四二三

挿入圖版

第一圖版 地曳網使用の圖.....七〇一

第二圖版 地曳網の使用を終り漁獲物取揚の圖.....七〇二

第三圖版 地曳網引方の圖.....六〇一

第四圖版 地曳網片手廻使用の圖.....六〇二

第五圖版 轆轤を用ひて地曳網を引揚ぐる圖.....六〇一

第六圖版 鱈沖曳網使用の圖.....六〇二

第七圖版 鱈沖曳網使用の圖(其二).....六〇一

第八圖版 沖手繰網使用の圖.....六〇一

第九圖版 鮫鱒網使用の圖.....六〇二

第十圖版 八手網使用(其一).....二九〇一

第十六圖版 豊後國東國東郡岐部村に於ける建干網の圖.....三三〇二

第十七圖版 袋網使用の圖.....三三〇一

第十八圖版 利根川の網代漁.....三三〇二

第十一圖版 八手網使用(其二).....二九〇二

第十二圖版 八手網使用(其三).....二九〇三

第十三圖版 棚網使用の状況.....二九〇四

第十四圖版 鮭建網配置圖.....三〇〇一

第十五圖版 上總國建干網の圖.....三三〇一

第二編 釣漁業

第一章 總論

第一節 鉤.....四

第二節 縞絲.....三一

第三節 餌料.....五四

第四節 竿.....七四

第五節 泛子.....八二

第六節 沈子.....八六



第七節 絲卷.....九一

第八節 繩器.....九二

第二章 各論.....九九

第一節 竿釣.....九九

第一 鯉釣.....一〇四

一 東京淺草川及其附近の鯉釣.....一〇五

二 陸前地方に於ける鯉釣.....一〇九

第二 鮒釣.....一一一

第三 鰯釣.....一一五

第四 空釣.....一一六

第五 鱒釣.....一一八

第六 鱧釣.....一二〇

第七 モツ釣.....一二三

第八 鰯釣.....一二三

第九 鱒在柏釣.....一二四

第十 小鮎餌釣.....一二六

第十一 鮎蚊鉤釣.....一二八

第十二 鮎友釣.....一三一

第十三 鮎懸.....一三五

第十四 鮎テンカラ釣.....一三七

第十五 視釣.....一三九

第十六 鰯釣.....一四一

第十七 嘉魚釣.....一四三

第十八 鱒、鮎魚釣.....一四三

第十九 鰻釣.....一四九

第二十 鯰釣.....一五一



一 下總國に於ける鯨釣……………一五一

二 伊勢地方に於ける鯨釣……………一五三

第二十一 鯨釣……………一五四

一 安房國に於ける鯨釣……………一五五

二 伊勢地方に於ける鯨釣……………一七三

三 土佐國に於ける鯨釣……………一七三

四 九州地方に於ける鯨釣……………一七四

五 肥後國に於ける鯨釣……………一七五

第二十二 小鯨釣……………一七七

第二十三 小鮪釣……………一八一

一 安房、上總地方に於ける小鮪釣……………一八一

二 伊豆地方に於ける小鮪釣……………一八四

第二十四 鰯撫釣……………一八五

第二十五 鰯釣……………一八六

第二節 手釣……………

第二十六 鯖釣……………一八八

第二十七 鰯釣……………一八九

第二十八 鱸釣……………一九〇

第二十九 鶏魚釣……………一九二

第三十 鰻釣……………一九四

一 阿波國板野郡に於ける鰻釣……………一九五

二 土佐國に於ける鰻釣……………一九五

三 東京灣内に於ける鰻釣……………一九七

第三十一 鱈釣……………一九九

第三十二 沙魚釣……………二〇一

第三十三 鰯釣……………二〇三

第三十四 水鳥賊釣……………二〇五

第二節 手釣……………二〇八



第一 鯖曳縄釣……………二二八

第二 鰯曳縄釣……………二二一

一 安房國布良に於ける鰯曳縄釣……………二二一

二 肥前地方に於ける鰯曳縄釣……………二二五

第三 狗母魚釣……………二二六

第四 鮪流し縄釣……………二二九

第五 鮐釣……………二二一

第六 鰯釣……………二二二

第七 鯖釣……………二三四

一 豊後國に於ける鯖釣……………二三五

二 安房國に於ける鯖釣……………二三七

三 土佐國に於ける鯖釣……………二三八

第八 鱈釣……………二四一

第九 鮭鱈釣……………二四五

第十 潤目鰻釣……………二四七

第十一 鯨釣……………二四九

第十二 鯛釣……………二五一

第十三 蒔コボシ……………二五四

第十四 モカリ釣……………二五五

第十五 カノウウ釣……………二五八

第十六 中フンドウ……………二六二

第十七 黒鯛釣……………二六二

第十八 シカケ釣……………二六五

第十九 舞鯛釣……………二六五

第二十 鮎魚釣……………二六八

第二十一 鱈釣……………二七〇

第二十二 鱒魚釣……………二七一

第二十三 河豚釣……………二七四



第二十四 鮫釣……………二七六

第二十五 鱧釣……………二八二

一 相模地方に於ける鱧釣……………二八二

二 伊豆地方に於ける鱧釣……………二八六

第二十六 鯨釣……………二八七

第二十七 太刀魚釣……………二八九

第二十八 鰩釣……………二九一

一 和泉國に於ける鰩釣……………二九一

二 伊豆國に於ける鰩釣……………二九二

第二十九 石首魚釣……………二九四

第三十 鮪釣……………二九六

第三十一 鰯釣……………二九七

第三十二 赤魚釣……………二九九

一 房總地方に於ける赤魚釣……………二九九

二 伊豆國田子村地方に於ける赤魚釣……………三〇一

第三十三 鱈釣……………三〇一

第三十四 柔魚釣……………三〇二

一 土佐國に於ける柔魚釣……………三〇五

二 伊豫國に於ける柔魚釣……………三一五

第三十五 蛸釣……………三一八

一 安房國に於ける蛸釣……………三一九

二 能登國に於ける蛸釣……………三二〇

第三節 延繩釣……………三二〇

第一 鱈延繩……………三二五

第二 鮫延繩……………三三二

第三 石投延繩……………三四〇

第四 鯨延繩……………三四一



第五 海鰻延繩……………三四三

第六 石鰻釣……………三四五

第七 鰈延繩……………三四六

第八 沙魚延繩……………三四八

一 東京灣内に於ける沙魚延繩釣……………三四九

第九 鱻延繩……………三五〇

第十 鮓延繩……………三五二

第十一 空釣延繩……………三五三

第十二 鯛延繩……………三五六

第十三 小鯛延繩……………三五九

第十四 甘鯛延繩……………三六二

第十五 鯽延繩……………三六三

第十六 鮪延繩……………三六四

第十七 旗魚延繩……………三六八

挿入圖版

第十八 鰭延繩……………三七〇

第十九 鯖延繩……………三七一

第二十 鱈延繩……………三七三

第二十一 黃鯛魚延繩……………三七五

第二十二 鰻延繩……………三七六

第二十三 鯰延繩……………三七八

第二十四 鼈延繩……………三七九

附言……………三八〇

第一圖版 蚊鉤……………三六一

第二圖版 歐米の擬蟲鉤(一)……………三六一

第三圖版 歐米の擬蟲鉤(二)……………三六二

第四圖版 餌料……………三六一

第五圖版 餌料……………三六一

第六圖版 釣餌の刺方……………三七一

第七圖版 釣餌の刺方……………三七二

第八圖版 釣餌の刺方……………三七三



第九圖版 鯽撫釣擬餌鈎.....	二四ノ一	第十三圖版 鯽釣具(テンテン).....	三〇ノ二
第十圖版 水鳥賊釣具.....	二四ノ二	第十四圖版 鱧投釣.....	三八ノ一
第十一圖版 鯽曳繩釣鈎.....	二〇ノ一	第十五圖版 蛸釣具.....	三八ノ二
第十二圖版 鮪流しの繩釣具.....	三〇ノ一	第十六圖版 浮延繩、中層延繩、底延繩.....	三九ノ一

### 第三編 特殊漁業

#### 第一章 扱鈎具類

##### 第一節 突 具

第一 徒 猎.....	四
第二 流れ 猎.....	五
一 見 突.....	六
二 鱧 突.....	七
三 猎.....	八
四 鋸.....	九
第三 鮭 猎.....	一二

第四 足形 漁.....	一二
第五 海鼠 突.....	一三
第六 鮑捕磯 鑿.....	一五
一 筑前地方の 鮑 漁業.....	一一
二 安房國に於ける 鮑 漁業.....	一一
三 肥後國に於ける 鮑 漁業.....	一一
四 陸前國に於ける 鮑 漁業.....	一四
第七 鮑 突.....	二五
第八 榮螺 突.....	二九
第九 西施舌 突.....	三〇
第十 玉珧 突.....	三一
第十一 竹蛸 突.....	三二
第十二 牡蠣 起.....	三四
第十三 カナサイ 棒.....	五三



第二八

第十四 章魚突……………三六

第十五 泥鼈突……………三七

第十六 針叩……………三八

第十七 鐵楔……………三九

第十八 突漁……………四〇

第十九 膾膾獸ハナレ……………四三

第二十 鱒鉞……………四三

第二十一 海龜突……………四四

第二節 鈎 具……………四六

第一 打鈎……………四八

一 北海道にて使用する鱒鈎……………四九

二 小笠原にて使用する鱒鈎……………四九

三 越後地方にて使用する鱒鈎……………五〇

第二 鮭鱒捕鈎……………五一

第三 蛸鈎……………五四

一 北海道にて使用する蛸鈎……………五七

二 石見地方にて使用する蛸鈎……………五七

三 陸中地方にて使用する蛸鈎……………五九

第四 鰻鎌……………五九

第五 藁藥鈎……………六一

第六 鮎刈鈎……………六一

第七 鮑懸……………六二

第八 海鼠懸……………六三

第九 玉珧鈎……………六四

第十 煙捕……………六六

第十一 石勃卒搔……………六七

第十二 淡菜鈎……………六八

第十三 摩鈎……………七一



第十四 藻採釣……………七二  
 第十五 鎌……………七三  
 第十六 昆布採底引……………七三

第三節 挾振具……………七四

第一 榮螺捕……………七六  
 第二 鰻挾……………七七  
 第三 鷺掴……………七八  
 第四 眞珠貝挾……………七八  
 第五 牡蠣挾……………七九  
 第六 昆布採具……………八〇  
 第七 和布採……………八五  
 一 因幡國に於ける和布採……………八六  
 二 志摩國及伊勢國に於ける和布採……………八六  
 三 安藝、備後地方に於ける和布採……………八六

第八 荒布採……………八八

一 陸奥地方に於ける和布採……………八八  
 二 志摩國に於ける和布採……………八八

第四節 爬 具……………八九

第一 貝搔……………九〇  
 一 陸前地方に於ける貝搔……………九〇  
 二 筑後地方に於ける貝搔……………九二  
 三 安藝、備後地方に於ける貝搔……………九二  
 第二 海茸採……………九三  
 第三 牡蠣採……………九五  
 第四 蝦蛄掘……………九七  
 第五 蛤搔……………九七  
 第六 ヒツチキ……………九八  
 第七 鮎網……………九九



第八 蜷搔……………一〇〇

第九 鰕搔……………一〇一

第十 玉珧搔……………一〇二

第十一 カナドウ……………一〇三

第十二 藻桁……………一〇四

第十三 藻搔……………一〇五

第十四 安德和布採……………一〇六

第十五 石花菜採……………一〇七

一 志摩國に於ける石花菜採……………一〇八

二 紀伊國に於ける石花菜採……………一〇九

三 出雲國に於ける石花菜採……………一一〇

第十六 藻貝搔……………一一〇

第十七 海蘊採……………一一二

第十八 蜆搔……………一一三

第十九 貝卷……………一一三

一 伊勢國柔名郡に於ける貝卷……………一一五

二 伊勢國三重郡に於ける貝卷……………一一七

三 武藏、上總地方に於ける貝卷……………一一九

四 上總國九十九里に於ける貝卷……………一二〇

第二十 眞珠貝網……………一二二

第二十一 烏貝網……………一二三

第二十二 海鼠八尺……………一二五

第二十三 海扇八尺……………一二六

### 第二章 筍筍類

#### 第一節 筍類

第一 筍……………一二七

第二 鰻ドウ……………一二三



第三 豎釜……………一三四

第四 太鼓ドウ……………一三六

第五 鯉釜……………一三七

第六 鮎釜……………一三九

第七 ウロ……………一四〇

第八 ヒビ……………一四一

第九 ウサ突……………一四二

第十 イダギ……………一四三

第二節 筒類……………一四四

第一 蝦筒……………一四四

第二 ハネコミ……………一四五

第三 桶漬……………一四七

第四 八ツ目筒……………一四八

第五 狀鰻籠……………一五〇

第六 烏賊籠……………一五一

一 筑後地方に於ける烏賊籠……………一五一

二 肥前地方に於ける烏賊籠……………一五三

第七 油螺籠……………一五五

一 因幡國地方に於ける油螺籠……………一五五

二 土佐國地方に於ける油螺籠……………一五七

第八 鮑延繩籠……………一五七

第九 アブラコ籠……………一六〇

第三節 壺類……………一六二

第一 章魚壺……………一六九

第二 飯銷壺……………一六九

第三 章魚箱……………一七一

第四 鰻筒……………一七二



第三章 梁類

目次

三六

第一節 梁類

- 一 安藝國に於ける梁……………一七六
- 二 越中國に於ける鮎梁……………一七九
- 三 肥後國に於ける梁……………一八二
- 四 加賀國に於ける梁……………一八四

第二節 網梁……………一八七

第三節 笠梁……………一八九

第四節 囊梁……………一九三

第五節 壺梁……………一九七

第六節 樋梁……………一九七

第七節 鰻待梁……………一九九

第四章 簾蓆類

第一節 簾類

- 第一 簾……………二〇四
- 第二 簀建……………二〇七
- 第三 簀卷……………二〇九
- 第四 沖波瀨……………二一〇
- 第五 瀉瀨波……………二一三
- 第六 八重簀……………二一四
- 第七 八重簀……………二一六

第二節 蓆類

- 第一 キリコミ……………二一八
- 第二 固笈……………二二〇
- 第三 築磯……………二二四
- 第四 株渴水……………二二七
- 第五 篠漬……………二二八

目次

三七



# 日本水産捕採誌

上卷

目次終

目次

第六	烏賊柴	二三〇
第七	魚朶漬	二三〇
第八	鱈漬	二三一

三八





# 日本水産捕採誌

農商務省水産局編纂



## 網罟漁業

### 總論

凡水産動植物を捕採する器具少からすと雖就中網罟の類を以て最も重要なりと  
 且其種類も亦甚多し抑網罟は漁場の状況捕採すべき物の種類に由て網形の大  
 小目の廣狹囊網の有無浮子沈子の形質を異にし或は之を闕如するあり隨て其名  
 稱も種々にして殊に地方の異なるに従ひ名稱は同一にして構造及び使用の方法  
 異なるものあり或は構造及び使用法の大體は同一にして名稱異なるものありて  
 其煩雜實に言ふべからず然れども其全體を形つくる所の構造裝置及び使用の方

日本水産捕採誌



法に就て之を甄別すれば亦自から定まれる所の様式あり之を大體上より論ずれば一は上より掩蔽して捕ふるもの二は下より抄ひ揚ぐるもの三は網を以て曳き寄するもの四は網目に罹らしむるもの五は定設のものとする然れども是れ唯大體に過ぎずして其中に亦趣向の異なる所あり因て今茲に類を立て之れを八種に別せり其目は則左の如し

- 第一 曳網類
- 第二 繰網類
- 第三 旋網類マアテ
- 第四 敷網類
- 第五 刺網類
- 第六 建網類
- 第七 掩網類カフマアテ
- 第八 抄網類スクヒマアテ

以上各種網罟の構造装置及び使用の方法は各其部類に就き詳述すへしと雖今其

分類せる所の様式の要領を左に掲ぐ

- 第一 曳網は大抵網の中央に囊を設け左右に翼網ツツアテを出し殆んど箕の形を爲したる原形より出て或は囊を設けざるものあるも其趣向は網の兩端に附したる網の力を籍り陸上或は船側に曳き寄するを主眼となせるものとす
- 第二 繰網は其狀殆んど曳網と相同しきか如きあり或は翼網なくして恰も囊狀のものあり其主眼とする所は専ら水底を引曳し沈棲せる水族をして囊の中に入らしめて以て之を捕るに在るものとす但た曳網と異なる點は曳網は網の上縁を水面に浮べて用ゐる繰網は網の全體を水底に沈めて用ゐる且つ曳網に比すれば翼網短く又は翼網なくして曳網の長きもの是なり
- 第三 旋網は曳網の原形より出たるも多くは中央に囊の設けなくして網幅廣く或は囊を具ふるも甚だ小さく其趣向全く網を擴張して魚群を圍みたる後網の下端に具ふる所の足網を繰縦し又は締括して浮游せる魚類を捕獲するに在るものとす
- 第四 敷網は蓋し抄網の進化せるものにして其趣向水中何れにても魚の游行



すへき場處より下層に此網の全體を張り敷き又は其上縁のみを浮へ下縁は垂下して魚の網上に游泳し來れる時を測り、若くは特に魚を此處に誘ひ來りて網に上せ之を曳揚げ捕獲するに在るものとす

第五 刺網は大抵横長く豎短き片網にして殆んど幔幕狀を爲したる原形より出て其趣向恰も烏羅の如きもの多し稀には其形狀異なりたるものあるも要するに魚介其他の物をして網目に罹らしめて之を捕採するを主眼とせるものとす

第六 建網は身網垣網の二者より成るものを多しとすれども或は垣網を欠ぐものあり其要は魚類の通路に装置し魚をして網中に陥らしめ捕獲するに在り而して此網は概ね一定の場所に定設するものとす

第七 掩網は其趣向水上より投下し魚類を掩蔽被包して捕獲するに在るものとす

第八 抄網は其趣向魚類の浮游し又は群集せるものを其下より抄ひ揚げて捕獲するに在るものとす

## 第一節 網の原料

凡網罟を作るの原料は麻絲、苧絲、葛絲、蠶絲等を用ひて編製すと雖通常麻藁の二種を用ふるもの最も多しとす苧絲は僅の部分に於て使用するに過ぎず葛絲は網に用ふる緞子織の原料とする地方あれども未だ廣く行はれず綿絲は歐米には専ら之を用ふれども本邦にては從來二三の地方に僅に之を用ふるのみなりしか近來は之に反し網の大部分は之を使用するに至れり蠶絲は價貴きものなれば遊漁若くは淡水魚を捕る掩網類には往々之を用ふれども海の漁業上に用ふるものは鱸<sup>ハ</sup>殘魚網等一二のものに使用するに過ぎず其他植物の纖維質の資を以て絲と爲さは用ふべきもの尙ほ或は之あるべしと雖未だ實際に使用せるものを見ず

### 第一 麻 絲

網に多く用ふる麻は植物學上苧麻科に屬する大麻にして古名「アサ」又「サクラアサ」今俗單に「アサ」と稱する所のものなり各國産せざるの地は殆んど無きが如くなれども其最も多く産出するは上野、下野、備後、安藝、越後等とす麻は其産地に於て直



ちに網地を製し或は原料たる麻を他地方より購入して之を製す故に麻の産地と網地の産地とは自から異なる所あり今試みに麻の産地と網地製出地の主なる所を擧ぐれば左の如し

麻産地

製網地

備後、石見、出雲、安藝

廣島縣

肥後

熊本縣

但馬

大阪府、和歌山縣、愛媛縣

上野、下野

三重縣、愛知縣、東京府、千葉縣

加賀

石川縣

陸中

岩手縣

越後

新潟縣

此他漁業者が各自隨意に麻を購入して自用の網地を製することは本邦至る所之あるも單一なる産地を定め難きを以て之を概論するに由なしとす東京及北海道諸國に於て需用するは主として兩野産の麻とす上野麻は品位下野産に勝り凡三

割の高價なり色黄白にして微しく赤色を帯び外見却て悪しく且稍々柔軟なるを覺ふ然れども製網には頗る適當の良品とす下野麻は主として都賀郡邊の産に係り色は黄白にして外觀美なり且上野麻に比すれば殊に長く一見上野産に優るの感あれども其質弱く使用年限の如きも上野麻の十年は適さに下野麻の六七年に當るべし而して製網の外觀は二者相異ならず却て價格廉なれば普通の賣品は多く下野産を用ふ加ふるに上野麻に比して製網の手工稍や容易なるが故に愈々此麻を用ゆるに至れり

北海道には從來麻を産せざりしが先年開拓使にて種を佛國に採り栽培し屯田兵をして網を作らしめたりしか其麻は稍や異なる所ありと雖品位の優劣に至りては敢て本島産と差ふ所なきものゝ如し然れども其産額未だ全道需用の十分一をも充たすに足らず故に本島より網地の供給を仰ぐ就中越後國三島郡與板町近傍及び古志郡南蒲原郡邊に産する麻を以て刈羽郡荒濱村にて網に製し同郡宮川村より輸送するもの多し明治十六年水産博覽會の出品解説に據れば荒濱村に於ける網製造者は二千二百八十七人にして明治十年より十五年に至る每一ヶ年平均



製網額は拾萬五千八百卅二貫目價金卅五萬五千圓なりと云ふ此地の麻は質剛硬にして纖維細密ならず通俗金引カナヒキと稱す此金引麻黄麻にあらざるは越後、羽前、羽後、陸奥の諸國にても製網に用ふれども北海道に用ふるものゝ如く剛硬ならず北海道人は該地は寒氣烈しく動もすれば網地互朽し且大群の魚を捕獲するには斯かる剛硬の麻にて作れる網にあらざれば用ふるに堪へずとなし却て之を好むと云ふ青麻アヲは主に越後及び信濃にて製す又之を山中麻とも云ふ其色青し別に鹿子麻と稱するあり専ら信濃に産す品位最も佳良なり光澤ありて青白色を帯び青麻に比すれば稍や柔軟にして麻中の首となす故に間々蠶絲に代へて釣網となす投網の如き體積の少きを主とする網に適し且能く久しきに堪ふ伊勢尾張地方にては往々之を用ふれども煮晒に手数を要するのみならず網の編製甚だ難く且つ價貴きが故に他方に在ては之を用ふるもの自ら少し又或る説に青麻を以て製したる網を泥土ある海底に使用する時は腐朽し易しと云ふ是或は然らん蓋し晒し方十分ならず製芋の細微ならざるが爲め海中の汚物附着し易く終に其腐朽を速くものゝ如し若し晒し方を十分にし且網に製して後之を澁液に染むるの前煮方に能く

心を用ひば蓋し前述の患を免るべし

### 第二 芋 麻

芋麻は價格貴きか故網の原料となすことは廣く行はるゝ所にあらずと雖も羽後國の如きは其産饒きを以て其近傍兩羽越後等に於ては絲の細くして強靱なるを要する刺網類には間々之を用ふるものあり但だ耐久力に至ては強て麻絲に優る所あるを見ず

### 第三 藁

藁網は通常の藁繩を用ふるものと藁心の繩を用ふるものとの二様あり海豚網又は荒手網、垣網等の如き粗大なる網目のものには通常の藁繩にて編むも目稍や細かにして繩の細きを要するものには皆藁心繩を用ふ北海道には藁も亦産せざるを以て藁網も本島より供給を仰ぐ製出地は概ね日本海に臨める地方にして就中羽後國南秋田、河邊二郡の如きは藁の産出多きを以て從來之を網地に編製して輸送販賣せり皆藁心製にして之を、ミゴ繩網と云ふ其製網の概略左の如し



網目五十立長二十五間を以て一把とし目は三寸より七八寸まで之あり春期鯉漁には三寸四寸或は五寸目のもの夏期鱒漁には五寸目若くは六寸目のものを秋期鮭漁には六寸七寸又は八寸目のものを使用するが故に北海道に於ける漁業の季節を計りて製出す此網一把を製造するには熟達の職工なれば二日間尋常の職工なれば三日乃至四日を要すと云ふ

#### 第四 葛 絲

葛絲は諸國山野に自生する葛蔓の纖維にして質強韌なるを以て布を織るに宜しく從來遠江國掛川にて製する所の葛布は袴地等に用ひて多く世上に行はれたるも絲質柔軟ならざるが故に網絲に用ふることは廣く行はれず唯肥前國唐津地方に於ては之を以て網に用ふる緞子網地を製す其法五月より七月迄の間山野自生の葛蔓を採取し凡刈採より百日内外にして再生の葛蔓凡五尺許に切り之を折半して其中を括り釜に盛り桶を蔽ふて之を蒸すこと凡一時間にして取出し皮を剥き曝乾す而して復た灰汁アブを以て煮ること暫時にして取出し直ちに水に浸し外皮を扱き去り又藁を覆ひ二晝夜許蒸して後河水に精皮を取り曝乾し紡績して

機に上せ緞子に織り或は此葛絲を以て網を編む葛絲は永く水中に在るも水分を吸収すること少く且乾燥の速なるを以て能く久しきに堪ふると云ふ筑前國夜須郡下秋月村井上新助長谷山村篠原七造等明治十五年以來唐津の製法に倣ひ之を製し水産博覽會に出品せり當時福岡縣の出品委員は右製品に蔓皮を添へ絲質の試験を駒場農學校に請ひしに同校化學教師ドクトル、ラスカル、ケルネル氏は左の説を爲せり

#### 葛 蔓

顯微鏡下に照して之を熟視するに其形薄片の帶狀をなし其纖維は極めて微細にして容易に其緒を分裂することを得べし而して彼の大麻、亞麻類の如く數縷の線相合して小束を爲せるものと大に其組織を異にせり故に此二者に比較せば稍や劣る所あるべし然れども左に記する如きの法に依りて絲を製するときには恐らくは精力を益すことあらん是余が僅に一回の實驗に過ぎざれば固より確言すること能はず

其法始めに葛蔓皮を池水に浸漬し然る後釜に入れ一時間沸煮し而して小許の



石灰を混じたる灰水を以て善く洗淨すべし然かする時は灰汁水の苛性亞兒加里分は皮の不純物を除却して大に精良となるべし但し「アク水」は強烈に過ぎざるを要す其法は木灰五分石灰〇五分を水一百分に溶解したるものを用ふべし又纖維に油數滴を注ぐ現品は皮質堅剛にして老蔓より作りたるものゝ如し若し其軟弱なるを以て製する時は大に良品を得べしと

### 第五 綿 絲

綿絲は麻絲に比すれば其性質剛硬ならざるが故に曳網、繰網等の如き重量多く附屬具を備へ強靱を要する網には適當せずと雖も能く久しきに耐ふるの質あるを以て保存法に注意すれば數年を経るも容易に腐朽するに至らず且價も廉にして其量も軽く使用上人員を省くの便あり故に歐米諸國に於ては鮭曳網及び鮭鱈刺網に亞麻網を用ゆるの外は皆綿絲網を用ふ現に英國の漁業に専ら行はるゝ流網は彼の桁網トリスの盛なると齊しく特別無比の盛事なり而して重に鯨、鯖の捕獲を以て著名とせる蘇格蘭に於ては此漁業に従事するもの無慮七萬人漁船一萬五千艘にして一千八百八十一年に於ける鯨のみの收穫高は二十萬噸其價格一千零四十七

萬弗なりしと云ふ是機械製綿絲網の流行せし以來殊に此業の著しく進歩せしに由る蓋し綿絲網は大麻、亞麻を以て製したる網に比すれば輕便にして且久しきに耐ゆを以てなり其比例は従前の漁船は流網一千零四十「ヤール」の長さにして網丈け六「ヤール」乃至七「ヤール」のものを以て一艘分と爲せしが方今は三千六百「ヤール」の長さにて丈け三十二尺四分の一の網を一艘に使用し其重量は却て従前のものより多からず荷嵩も従前のものと大差なしと云ふ

然るに本邦に於ては近江國琵琶湖にて從來小絲網と稱し綿絲網を使用せるの外海漁に綿絲網を用ふるものは實に僅々なりしが明治十一年の頃より和泉國堺浦にて鰻漁に用ふる大網及「コノシロ」楯網と稱するもの從來麻絲製なりしを綿絲に代へたるに之を麻絲製に比すれば二倍の年月を保ちしを以て堺浦及近村は皆綿絲製の網を用ふるに至れり和泉國云々以下水博審報又北海道渡島國松前郡大澤村外三ヶ村戸長役場の報道に依れば該郡内荒谷村漁業組合頭取大野清助は明治二十四年に於て試験の爲め綿絲を以て鯨網一枚を仕立鯨の群來に際し從來使用せる麻絲網に取り交へて用ひしに魚の罹ること麻絲網に比すれば綿絲網は一倍餘多く猶重



力に耐ふるの強弱を試みん爲め鯨の罹りたる儘漁夫六人にて之を振り落せしに更に破損の跡なく且取扱上手輕にして漁船に搭載するに其積量少く實に麻絲網に比すれば其便益の大に優るを見たりと北水又紀伊國北牟婁郡九鬼浦に於ても報告明治二十年以來綿絲網を製し鯖刺網に使用せし者あり其報する所に據れば原料は伊勢國四日市紡績會社製のものにして其成績は第一綿絲の彈力は麻絲に比し潮水中に引きて二倍半強し第二綿絲網の保存年限は麻絲網に比し凡二倍半の久しきに保つ可し第三價格は麻絲よりも二割方低廉なり第四重量は麻の半たりと伊藤識大而して曩きに此報を大日本水産會報告に掲載せしに北海道日高國靜内伊藤識大而して曩きに此報を大日本水産會報告に掲載せしに北海道日高國靜内伊藤識大而して曩きに此報を大日本水産會報告に掲載せしに北海道日高國靜内

今綿絲が漁網として麻苧に勝れる點を擧ぐれば

- 第一 海潮に投じて潮受けの強からざる爲め潮流の緩急を厭はざること
- 第二 麻苧と同量目にて結網延長を得ること
- 第三 縦四十五間横四十間餘の方言「ボッチ」網一統の價格は殆んど麻苧の半

額なること

第四 取扱上輕便なる爲め漁夫を省くこと

此四點は實に綿絲が麻苧に勝れる所にして太平洋沿岸の漁家が綿絲を使用せる重なる原因として見るべきなり云々

### 第二節 網の構造

凡網は大抵網地、綱、浮子、沈子の四者に依て初めて其全體を成すものにして或は浮子若くは沈子の一を闕き或は綱をも闕くものありと雖此の如きは其種類甚だ少し而して其網地は總て絲を用ふるものあり又其多くの部分は麻絲より成り僅に一部分を藁繩等にて造るものあり或は多くの部分は藁繩より成り僅かに一部分を絲にて造るものあり凡て其網の種類に依て異なる所以は趣向に於て三様の別あればなり則其一是魚體をして網目に罹らしめ進まんとすれば鱗に絡まり退かんとすれば鰓蓋に支へられ前後に通過することを得ざらしむるに在り其二是魚類を採取し又は留中網に在せしむるに在り故に水は能く網目を通過し唯魚の脱



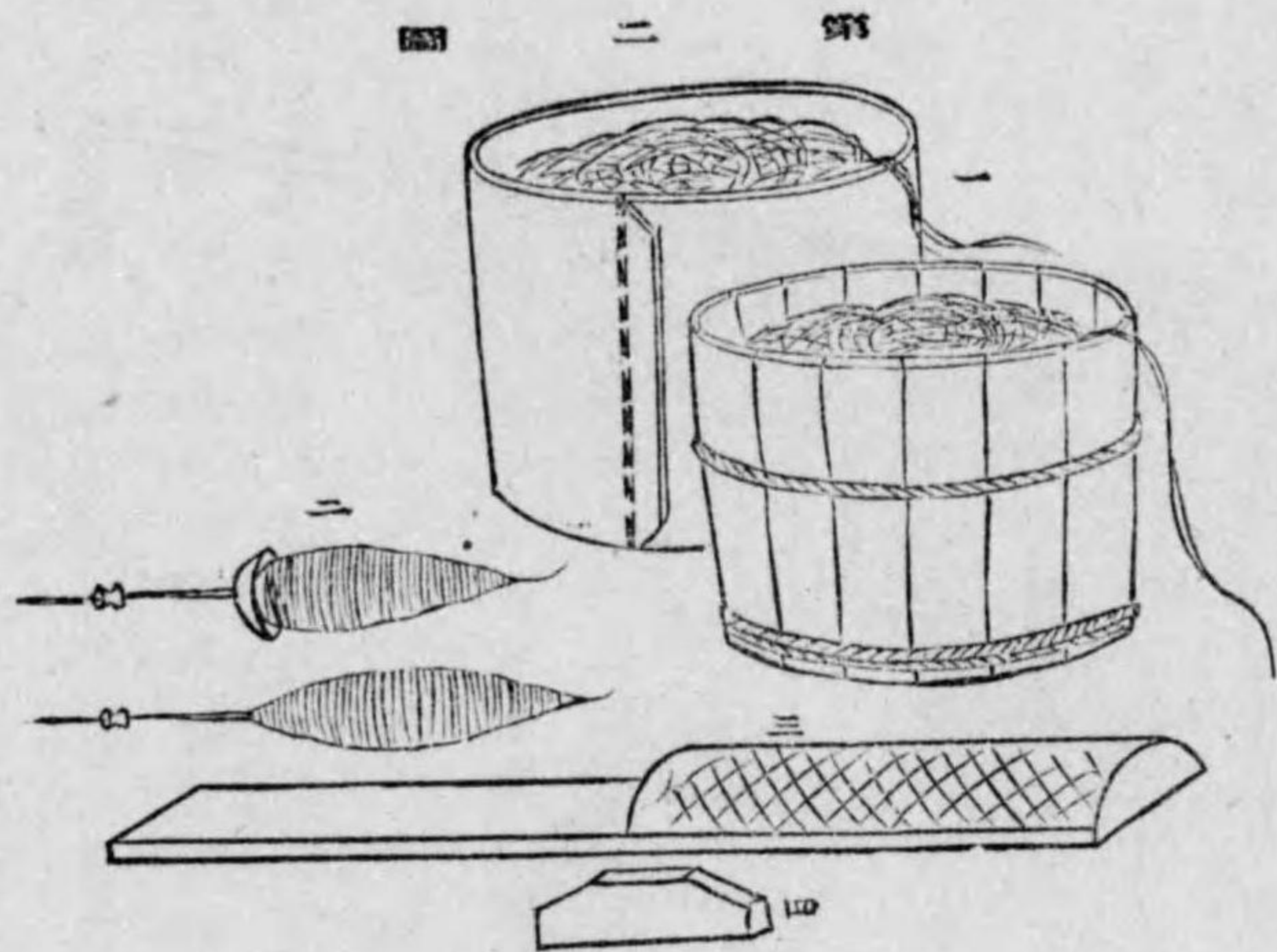
出せざるを以て主眼とす其三は魚をして其網なることを覺知せしめ之を恐嚇して其捕らんと欲する方向に誘致するに在り夫れ此の如きの差あるを以て第一者には繊細にして且柔軟なる絲を用ふるを利とし第二者には強靱にして水の通過し易きを主とし第三者は殊に網目を粗大になすも藁網の如き水中にて光りを放つを以て魚眼に觸れ易からしむるものを宜しとす而して網目の廣狹網絲の細太硬軟等は其捕獲すべき魚類の性質に従ひ前三者の趣向を應用して以て編製すべきものとす

### 第一 網地

網地は北海道の如きは専ら既に編製せる網地を購求して以て網を構造すと雖も内地に在ては或は網商より網地を購求するものあり或は麻を購求し漁人自から絲に紡き網地に編成するものあり其紡績の方法は固より各地方小差ありと雖大抵麻絲網を作らんには先つ米の泔汁を桶或は盥に盛り之に麻を浸すこと凡一時間許にして取出し十分に水を絞り一括り又は二括りを竹の先きに附け而して苳を地に敷き之に<sup>ヌカ</sup>殻を撒布したる上にて強く打つこと凡三十回許り下等の麻は

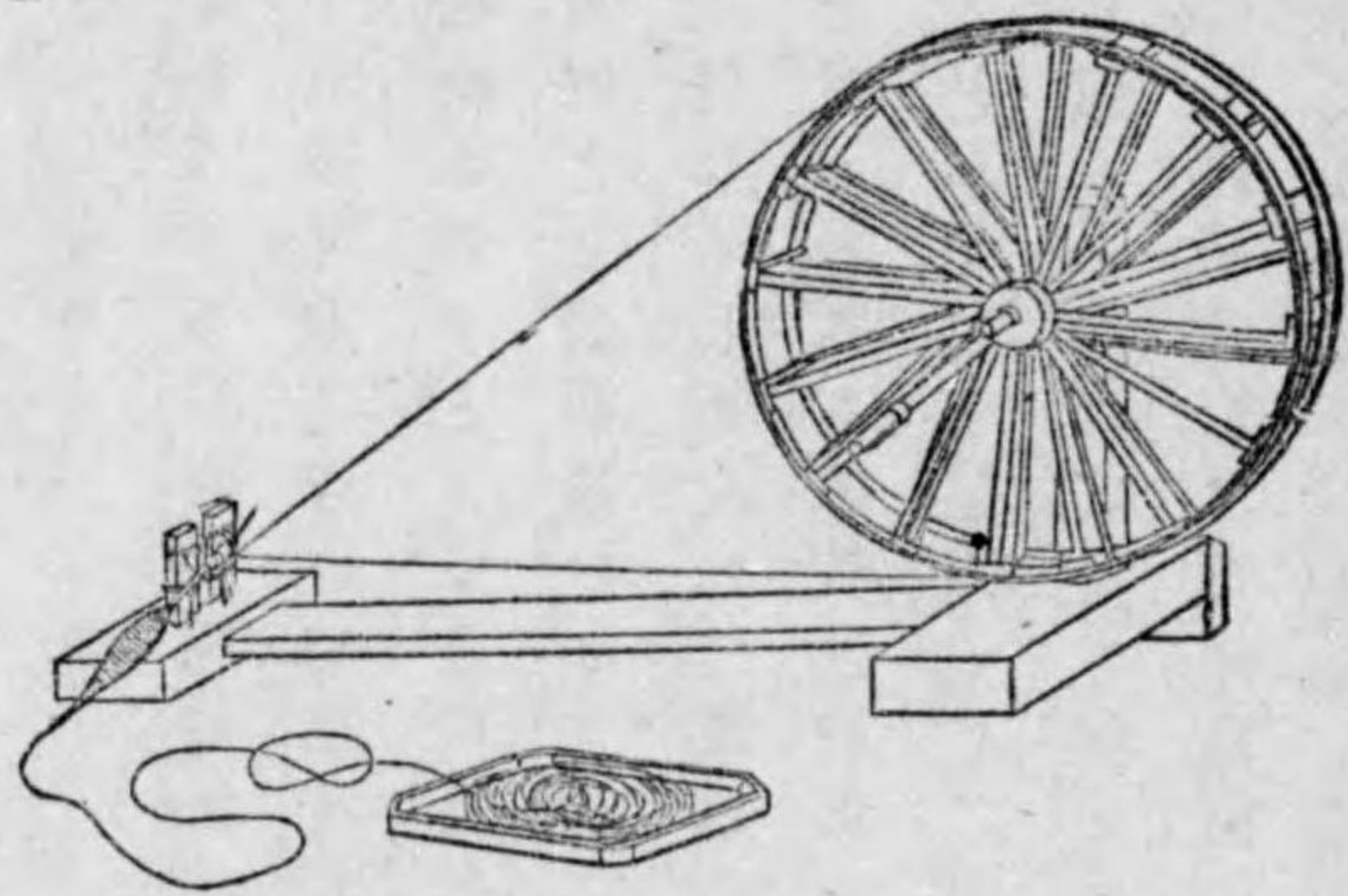




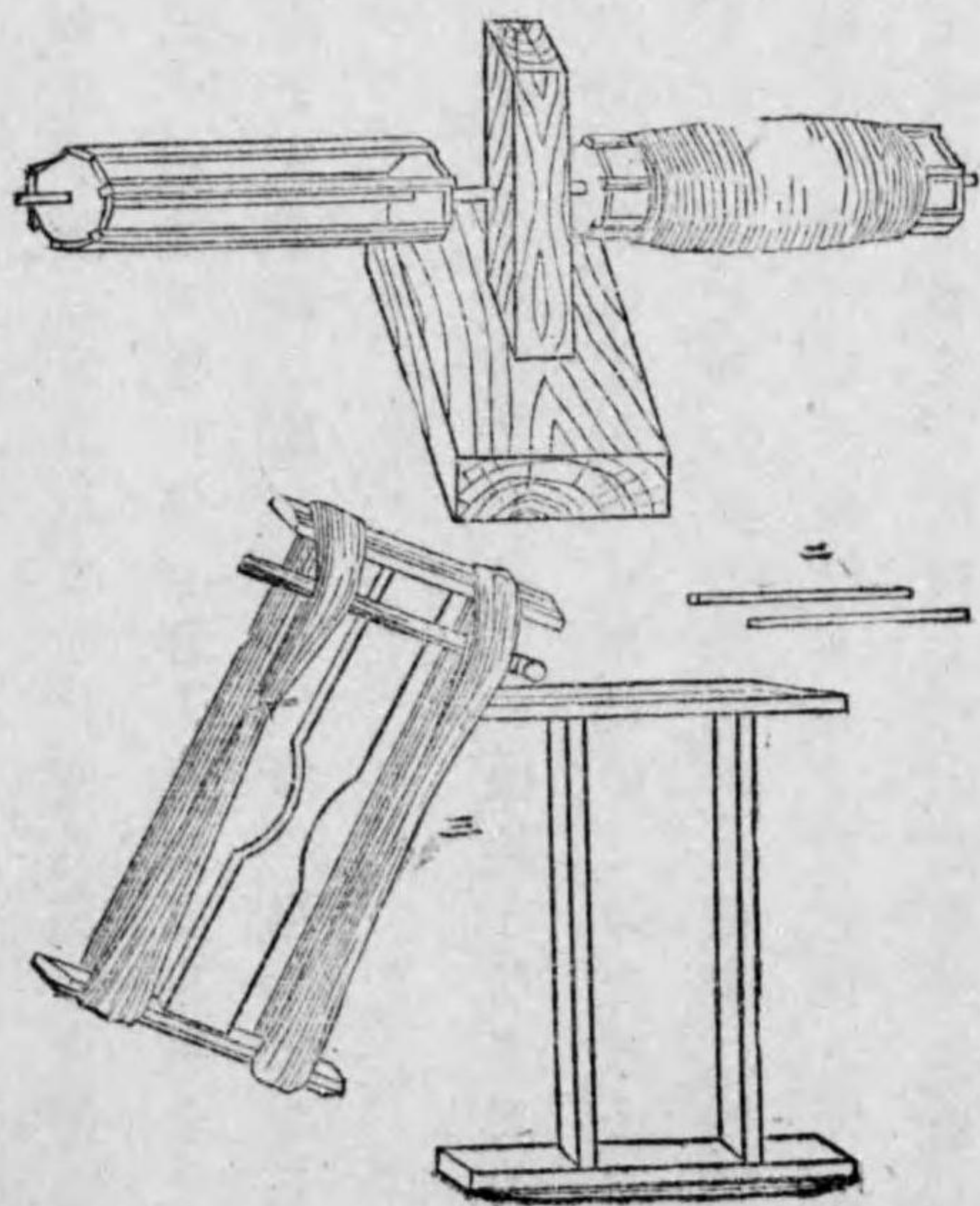


十三四回も打ちて竿に懸け干すこと第一  
 圖の如くし然る後麻を揉み和らげ程能く  
 之を裂き第二圖(二)に示せる苧桶に積み入  
 れ畢りて其一端を引出し初めは少しく端  
 を以て第二圖(二)に示せる紡針の軸に巻き  
 付け夫より第二圖(三)に示せる「ヒザギ」を膝  
 下に敷き其刻み目を入れたる部分の上に  
 紡針の後軸を横たへ第二圖(四)に示せる「テ  
 シロ」を以て擦りて燃りを掛け片糸と爲し  
 つゝ軸に巻き取り或は多く製せんには第  
 三圖紡車にて燃りを掛くるあり而して之  
 れを第四圖(一)に示せるが如く「ガラ」と稱す  
 る二滑車に等分に巻き取り双方より一縷  
 つゝ引出し之を別の紡針第四圖(二)に示せ

第三圖



第四圖





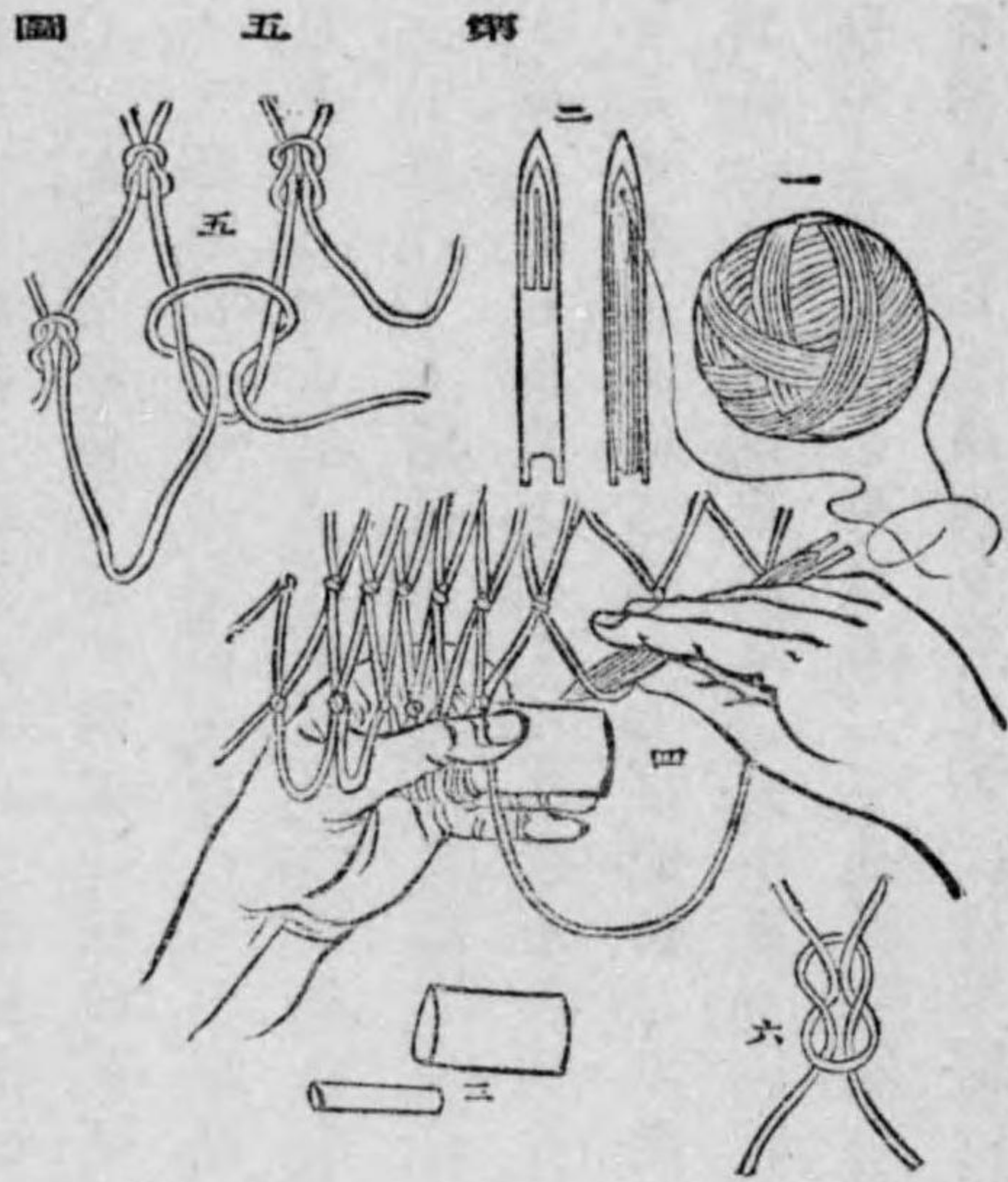
るものにて合せ複絲と爲しつゝ又前の如く其軸に巻き取り水に浸し後手巾等の如き布片を以て絲を扱きながら第四圖(三)に示せる筧に巻き移し日光に曝乾し之を網針に懸け纏ひ目板を以て網目の大小を定め編み結び次第に横に編み出し長さに至らしむるものなり

凡て網絲は初め單絲即ち片絲となす之を縷とす更に之を合せて復絲となす之を綫とす其撚り方は彼是相互に其左右の方向を異にす例へば單絲のとき左撚りなれば復絲と爲すときは之に反して右撚りとするが如し本邦の網絲は從來二縷撚りを通例とし囊網等の如き特に堅固を要する網には三縷撚りのものを用ふ元來網を佳良ならしめんには單絲の細くして復絲に爲すには成るべく數縷を集合したるを貴ふと雖も勞多きが爲め之を爲すもの少し又絲を製するに當り最初の單絲たるとき尤撚りを強くし二縷或は三縷撚り合すに至りて却て撚りの弱きを良しとす何んとなれば素と絲を合すに下撚と上撚と左右其撚りの方角を異にするが故に全綫を成したる後自然に下撚戻りて爲めに使用するに當り水其綫の糾合の微細なる罅隙中に浸入し水中の汚物を含ましめ隨て網の腐朽を來たすこと速

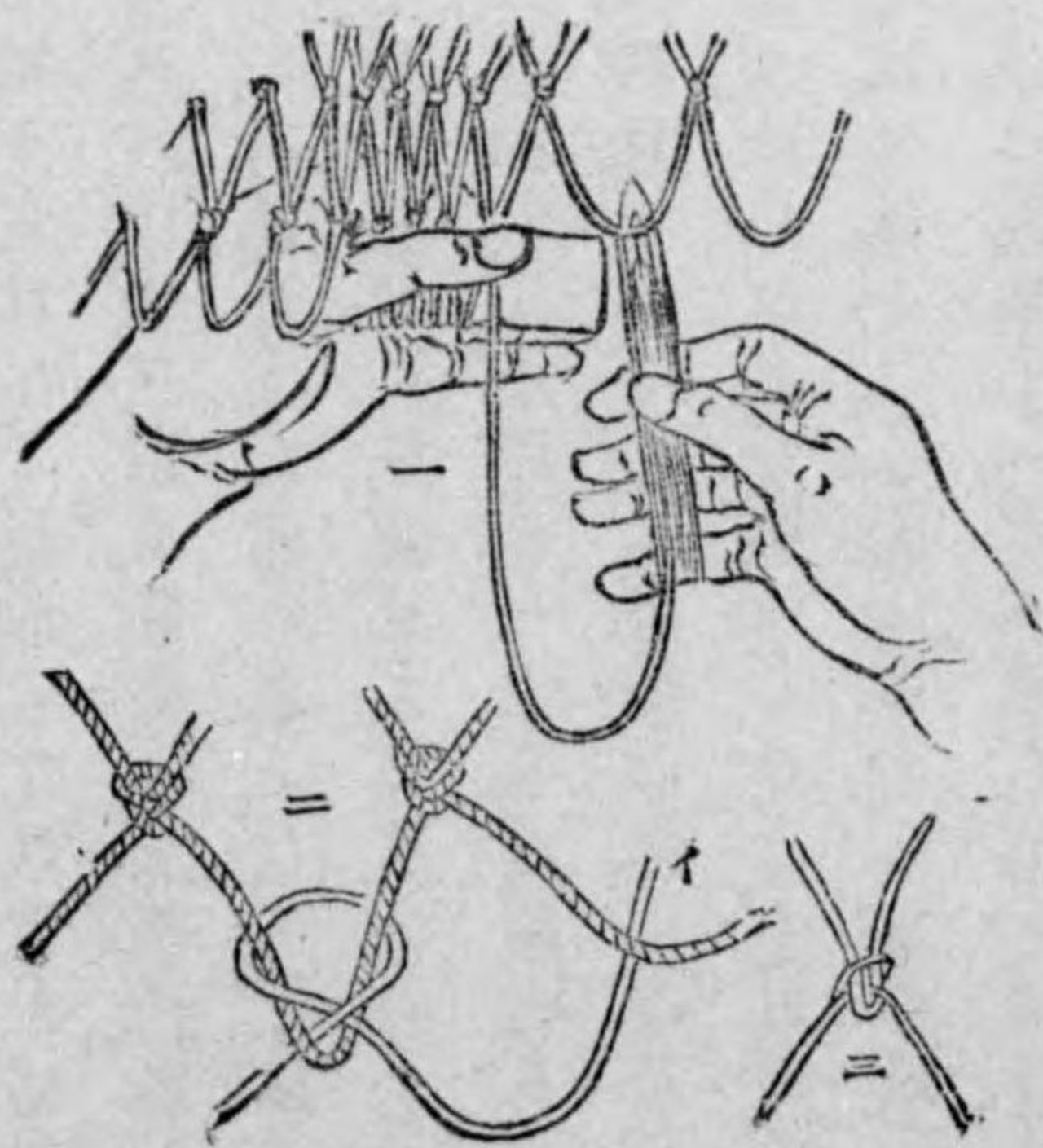
なるを以てなり若し又單に上撚を強くすれば稍や強靱なるが如くなれども結節甚だ困難なるのみならず使用するに際し水に入れば網目忽ち收斂して全面積を縮め殊に一旦侵入したる水は容易に乾かざるの不便あり夫此の如くなるを以て網地を製せんには麻の原質を撰擇するに次て絲の製法に注意せざる可からず網目とは絲線又は繩索を以て縱横無數に交叉結節したる間に一定の空間を具へたる部分を指稱す通常四個の結節を以て一の網目を爲せども邊側の網に接着すべき部分は三個の結節を以て一の網目を爲す凡網目は之を横になせば正方形の目を爲し縦になせば斜方形の目を爲すを以て或は縦となし或は横となして用ふべし然れども緊張する方向に隨て或は收縮し或は開展し一定不變の形を得難きが故に之を網罟となすには網地若しくは其邊側に附着する網に長短廣狹の尺度を定め網地を結び附くるに緊張して直線を爲さしめ緩張して腹形若しくは囊形を爲さしめ各般の形狀及び大小種々に結構するを以て假令寬濶の部分に於けるも自から其尺度を失はずして全形を容つくるものなり

從來本邦にて網地を製するは皆手編にして未だ器械編の方法行はれず其手編に





甲圖  
一、網絲  
二、網針  
三、目板  
四、本目編き方  
五、本目結び方  
六、本目結び裏



乙圖  
一、蛙股編き方  
二、蛙股結び方  
イ 釘付  
三、蛙股結び裏

係る結節には二様ありて一を俗に本目と云ひ圖の如し甲一を蛙股圖の如し乙と云ふ此二様中本目は曳網等の如き横面に張るべきもの分を除く部に用ひ蛙股は刺網の如き其目を成せる絲の方向に反して擴張すべき網に用ふ既に其使用の目的に二様ありて結節を異にすれば原料たる絲も亦自から區別なる可からず乃ち蛙股に用ふる絲は少しく其撚りを弱くするを常とす是撚りの強きものは絲較や柔軟にして魚の罹り易きか爲めなり然れども細く且強靱にして使用久しきに堪ふべきものを選定するに至ては敢て異なることなし

因に云ふ歐洲網地の編成は本邦と異なることなし但た彼は器械を用ひて製するの便あり而して器械製は其結節手編に反對すと雖も之を使用するに當り網地の方向を轉倒する時は兩種共に同一の形状となり敢て異なることなし

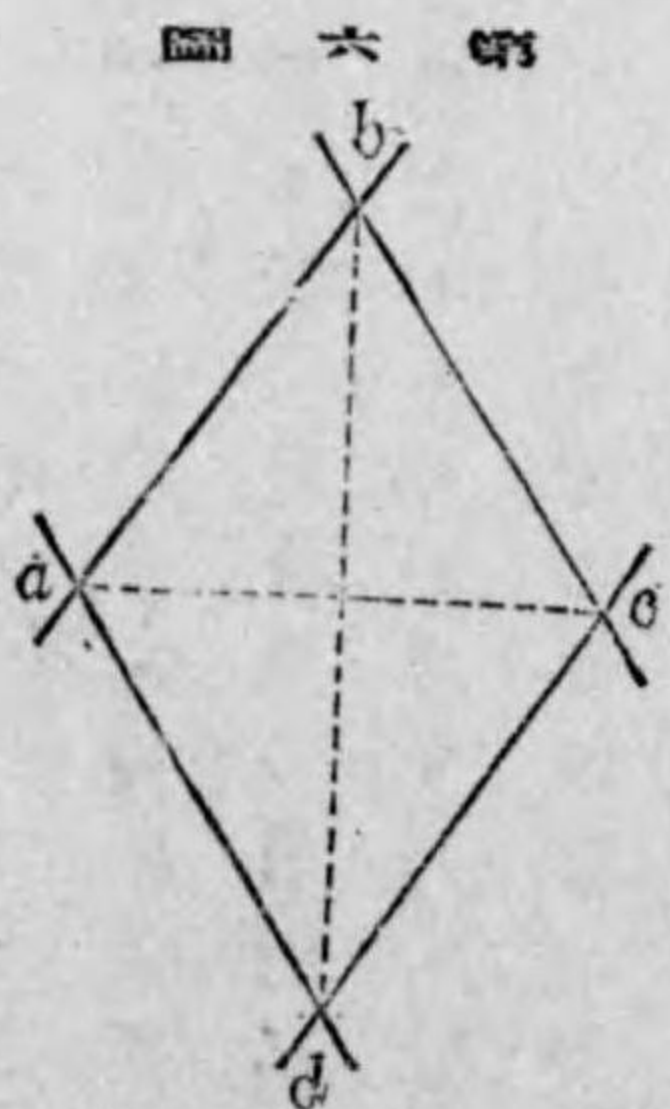
網の製作は算數上に就き其長短廣狹を測定し以て水力の抵抗を知り敷張の度を整ふことを要す依て左に其要項を示さん  
總て網の製成とは其縦横の長短を固定するの謂にして通例網地の四方の線



を一定の長さを有する線に固結するを云ふ  
 未だ製成せざる網地の大小は其十分緊張したる縦横の長短と其縦横に含有する所の目又は結節の列を算し以て其廣さを定むることを得べし而して目の列を算するには外縁にある所の目のみを算するが故に其一目列中には常に結節の二列を有するものとす例へば縦九目にして横五目即ち縦十八結節横十結節の網は下式の如く(9×5×2||90)即ち九十の目数を有するものと知るべし

凡緊張した網は縦横の長短と目の形状とに於て互に左の如き關係を有するものなり

- L は緊張したる網地の長さ
- l は製作せる儘の網の長さ
- B は緊張したる網地の幅
- M は目の直徑(第六圖中の ab)
- D<sub>1</sub> は目の水平の對角線(第六圖中の ac)



D<sub>1</sub> は目の鉛直對角線(圖中の bd)  
 b は製作せる儘の網地の幅  
 I は目の面積  
 A は製作せる儘の網目の積  
 p は網の豎に列したる目の數  
 g は網の横に列したる目の數  
 總て網を構成する所の絲は緊張して直線をなすものなるが故に左式を以て其面積を算することを得べし

$$2M = \sqrt{D_1^2 + D_2^2}; \quad D_2 = \sqrt{4M^2 - D_1^2}$$

$$I = \frac{1}{2} D_1 D_2$$

$$L = 2Mp; \quad l = D_1 p; \quad \frac{l}{L} = \frac{D_1}{2M}$$

$$B = 2Mg; \quad b = D_2 g; \quad \frac{b}{B} = \frac{D_2}{2M} \quad A = l = 2p^2 L$$

本邦の製網又前記の理に隨ふは勿論なれども唯其一定の算式を示せるを聞かす若し此式に隨ひ豫め製網の面積重量を算測せば能く布設の平均を得浮



沈其度に適することを得べし

近來各地の漁者は單に使用時間の長きを欲して網絲の太く且重量多き者をも厭はず却て麻の品質を撰擇するを力めざるか如し是誤れるの甚しき者と云はざるを得ず此の如き網は多量の麻を費し使用上の輕便を缺くのみならず爲めに捕獲を誤れること往々之あり若し之に反し細くして強靱なる網絲を用ふる時は人力を省き使用自在にして加ふるに網を海中に張下するも魚の目に觸るゝこと少く爲めに魚は能く網に近接し捕獲隨て多きを致す是最も注意を要する所なり又網地を製するに尙ほ注意すへき要件は一幅の網に絲の細太不平均なからしむるに在り何んとなれば其網の堪用力は細き個所に過きされは太き所の幾分は畢竟費物に歸し徒に網の重量を増すのみならず却て細き部分を損せしむるを以てなり是獨り網絲に限らず網に於けるも亦然り

網目は捕獲すへき魚種の異なるに隨ひ自ら大小一様ならざるは勿論なれとも一幅の目數に至ても各地異同ありて少きは八十個若くは九十個或は九十六個或は百個尙多きは百四十個乃至二百四十個のものあり若し甲地産の網地と乙地産の

網地とを綴合せんとせば其不便最る甚しとす但小なる漁具を製するは又網の一反と

稱ふるも或は五尋を以てし或は十尋若くは二十五尋を以てし又束と稱ふるもの

如き甚しきは其尋數を定めざる等各地一定せざるか爲め漁具に關する文書上

往々錯誤を來し從て購買者に於て不慮の損害を蒙ること屢々之あり若し一定の

準據を定めは其便益少小ならざるべし而して如何に之を一定すへきやは當業者

に在て善く其便否を考へ熟議決定せんことを望むなり

又細小なる種類の魚を捕る網には其全體若くは一局部に於て緞子織を用ふるも

のあり此緞子織は麻絲を片撚となし尋常の布を織るか如く機に上せ織成すもの

なり尙ほ極めて微細なる糖蝦の如きものを漁するには太布若くは普通の麻布或

は綿布を用ふるものあり緞子織の原料は葛絲を用ふる地方あることは前に已に

述へたるが如し陸奥羽前羽後等の諸國にては緞子の原料に「シナ」皮を用ふるもの

あり「シナ」の事は下の條に言ふべし網潮水に使用しては強靱なるものなれとも剛硬なるか故に編

製上困難なりとす

## 第二 網



網は網の邊縁或は其他の部分に着け以て其網の原形を成さしむるものにして其原料は麻苧若くは櫻欄毛又は藁を用ふるを一般普通とす此他地方に依て用ふることあるものは「シナ」俗に楡字を用ふ漢名菩提樹東「イチビ」又「キリアサ」云ふ漢名蔴「ツナソ」又「ナビキナ」と云ふ然れども前に云へる感後等なり  
 の「カナビキ麻」は全く別物なり漢名蔴等なり

通常細きを繩と云ひ太きを綱と稱す唯其燃り集めたる原料の多少に依て名稱を異にするのみ例へば絲を合して繩と爲し繩を合して綱と爲すが如し二條若くは三條を集合して製する綱を普通とし四條を集合して製するを最も強靱の綱とす而して其綱の上邊に着くるものを肩綱又は肩繩とし俗に「アバヅナ」又は「アバナワ」と云ひ北海道にては「アバ棚」と云ふ下邊に着くるものを足綱又は足繩とし俗に「イワヅナ」又は「イワナワ」或は「ヤナワ」と云ひ北海道にては「イワ棚」と云ふ又敷網の如き四周に綱を着くる網に於ては腕繩と稱する地方あり

此網は網地の長さよりも若干短きを用ふることあり短き綱に長き網地を配り附くるが故に自然に膨らみ水中に在て半囊狀を爲し以て魚を捕るの便に供す俗に之を「イセ」又は「エセ」或は「イサリ」或は「カキコミ」若くは「寄せ」を入るゝと云ふ是網の構造上最も緊要の事とす

又専ら網の運用の爲めに具ふるを曳綱又は曳繩或は繰綱等と稱す凡て網の強弱は主として原料の良否及び燃方の如何に由ると雖適度の太さを得ると圓滑に製するとを以て最も緊要とす

### 第三 浮子

浮子は又泛子と書し或は浮頭木に作れるもあり通俗概ね「アバ」と稱す網の上邊に着け以て浮泛力を添へ其水底に沈降するを防ぐの具にして原料は従來多くは桐漆、檜、花柏、土厚朴、杉、又は檜、檜等の樹皮を用ひ北海道土人は「トママツ」キハダの皮を用ふ各地概ね桐を用ふるもの最も多しとすれども其水底に下し置くこと久しき時間を要する網には漆樹を宜しとす是漆樹は桐に比すれば水の木心に滲透すること遅きが故なり又對馬國の西岸下縣郡小茂田にては近年「トチ」と唱ふる木皮を以て浮子を作る「キルク」に類し質柔く量輕し朝鮮より傳ふる所なりと云ふ  
 對馬國以下豫察 凡て浮子の形狀は長方形楕圓形橢形等網の種類に依て一樣ならず大小も



等しからず要するに軽く浮んで容易に水の滲透することなく且乾燥し易きものを以て最良とす

又構造大なる網には浮樽或は長き竹を附け以て浮子とするものあり又普通の浮子を附けたる網に於ても其一部に別に浮樽を附くるあり曳網の如きは網の囊の上部俗に「ミト」と稱する處に樽を附くるを「ミト樽」と唱ふ凡て浮樽を附くるの効用は網の浮泛力を強からしむるに在りと雖或は網の沈下せる所在を示し或は魚の罹りたるを知る爲めの目標に供するものあり

西洋にては浮子に多く「キルク」を用ひ又牛の膀胱に或る塗料を施したるを用ひ又玻璃製の空球を古網若くは帆布の切片に包みて用ふるものあり就中玻璃球は久しく用ふるも木製の如く水分の滲透することなくして重量を増すの患なきが故に甚だ便益なりと云ふ

#### 第四 沈子

沈子は又墜子と書し或は鎮子、網錘等に作れるもあり通俗「イワ」と稱し地方に依て

は「ユワ」或は「ヤ」と云ふ網の下邊に着け網足をして水底に接着せしめ又は網を水の中央に垂下せしむる爲めに具ふるものにして其輕重及形狀は網の大小種類に依て異れりと雖要するに其効用の主とする所は例へば網足を水底に接着せしめて魚の脱逃を防ぎ又は網を水の中央に壁立せしめ以て魚道を遮斷するが如き是なり其原料は鉛、陶、鐵、石等總て重量ある物質を用ふ大抵網の急速に水底に沈降するを要するものには鉛を用ひ其水底岩石稜角多く鉛にては毀傷し易き場所を使用するには鐵を用ふ陶は即ち土焼にして東海道筋にては尾張國知多郡常滑産のものを用ふれども自製するものも亦多し強て網足の重力を要せずして且水底藻類多き處なれば之を用ひ泥土の處に使用する網には石を用ふるを良しとす

沈子は其網の大きに從て略ぼ一定の數量を附着するを常とすれども打瀬網と稱する曳網の如きに至ては水底の土質の如何と風力の強弱とに依り時々加減を要するものにして例へば水底の土質堅硬且風力強き時は沈子の量重きを要し之に反し土質柔軟且風力弱き時は沈子の量輕きを可とす然らざれば網深泥に沈入して曳き易からざるの患あるを以てなり



又或る種類の網に於ては通常の沈子を附くるの外別に重量多き石を若干距離に附け或は沈子を用ひずして大なる石數個を以て網を沈下せしむるものあり此の如きは「イソ」等と稱せずして錘石又は沈石等と唱ふ又錨を用ひて網を沈定せしむるものあり其錨は或は鐵或は木にして船に用ふるものに同じ其定設漁具の大なるものに至ては繩製の網囊を作り中に數多の石を盛り以て之を沈定せしむるものあり

網の種類に依ては浮子若くは沈子を闕くもの亦之ありと雖其浮子沈子を上下に附くる所の多くの網は兩者の權衡宜しきを得るを以て最も緊要の事となす何となれば浮子は網の上邊に在て唯其浮はんことを欲し沈子は網の下邊に在て唯其沈まんことを欲し兩者互に反對の能力を逞ふせんとするが爲め網は其中間に在て能く開張し以て其効力を奏するものなればなり故に其權衡を測り適度を得んことは製作上に於ても使用上に於ても共に十分の注意を要す

### 第三節 網の保存法

凡網罟は一旦使用すれば之に附着する有機物の格段なる溫度に依て腐敗を始め遂に網絲の纖維に其腐敗を及ぼし尙其纖維の間に附着せる腐蝕蟲の發生するあり此蟲は夏季に於ては殊に無數の卵子を放産し纖維の中に一の化學的作用を起し終に其腐敗を速ならしむるものなり此害を防ぐには使用後清水にて能く洗ひ之を曝乾せざる可からず此曝乾をなすには日當り良き處よりも却て日蔭にして空氣の流通宜しき處を優れりとす

西洋にては或る場合に於て是非とも濕りたる儘貯へざるを得ざる時は能く鹽を撒布し若くは強き鹽水を注ぎて後貯ふと云ふ

然れども曝乾して之を蓄藏し更に使用すれば復た濡ひ一乾一濡始終變替して極りなきを以て纖維の力漸く衰へ爲めに腐朽を促し易きを以て或る目の敏き魚を海底白砂の場所にて漁する網を除くの外は皆其腐朽を豫防し併せて其絲をして堅硬ならしめんが爲め澀液を以て染めて之を使用す然るに世人其腐朽を防止す



るの結果、皆之を知るも其効を奏する理由に至りては之を解するもの甚だ少し  
今學説に據れば左に掲ぐるの理に由るものなりと

澀液一「リートル」我が五合中に六四六グラム一「ケラム」は我がの固形質を含み  
此固形質中二分ノ一以上は鞣酸デユウサンより成れり蓋し鞣散は防腐質を具ふるに由り  
此澀液の効驗は全く鞣酸の作用に歸せんか曰否試みに他の鞣酸液を網等に塗  
抹せよ決して同結果を見ざる可し又澀液中に存する固形物百分ノ一、一は蛋白  
類似物より成れり然ば則此二物は麻等の纖維中に於て徐々相結合し以て柔皮  
に似たる物質を生ずるに由るか是亦信するに足らざるなり然らば果して此變  
質は何に由て然るや某學士は澀液の性質を検して左の條項を審にせりと

- 一 澀液は素と鼠色なれども大氣に觸るれば稍や黒色を呈す然れども密封器  
中に於ては此變化を見ず
- 一 大氣に觸るれば液面に薄膜を生ず而して此膜は水及び酒精中に溶解せず  
又稀硫酸の爲めに腐蝕さるゝこと少し
- 一 澀液を密封器中に納め其中に少量の大氣を残すときは亦膜を生ず然れど



も此物を沈降せしむれば更に復た生ずることなし

- 一 澀液を開放器に盛り其膜を生ずる毎に之を除去すれば其後生ずること漸  
く少し

一 液面の浮游體其形稍々大なるものは器底に沈降すと雖も其形小なるもの  
は數月を経るも尙ほ沈降せず蓋し此物は「セルロース」に非ず酸化銅の「アンモニ  
ア」溶液に溶解せず  
又酒精に溶解せずして鼠色を帯び之を乾燥すれば黒色の固塊に變ず

右五項の實驗に依り推究するに澀液を以て麻等を染め其質を堅固ならしむる  
所以は左の理に由るべし

- 一 網等の堅硬となるは前記の薄膜其纖維中に生ずるに由る
- 一 此膜は澀液中に存する「ゴムレジン」の酸化より生ず
- 一 鞣酸は防腐の効あり

元來澀液は「ピユテリック」酸を含めり蓋し此物臭氣を發するの一素質なるべし  
試みに澀液を蒸溜せば得る所の液體は一種の臭氣を發し且酸味を帯ぶ而して  
之に炭酸「カルシューム」を加ふれば直ちに泡沫を見るべし



以上記する所に據れば澀液は網の保存上特効ある理由を知るを得べし而して所謂鞣酸とは即ち英語に單寧タンニンと稱するものなれば染料には單寧を含むこと多きものを以て良しとすべし

### 第一 網の染料

本邦從來網の染料に用ふる所の澀液は各種ありて檜カシハナラ檜カシハナラ栗クヌギ椎クヌギ櫟クヌギ等の樹皮を煮出したるもの又は柿實を搗き碎きて採りたる所の澀液を以てす尙ほ此他樺ハナハナ山毛櫟ハナハナ赤楊アカヤナギ楊梅モクゲツルミ樹の皮及び玫瑰ハマナレの根皮等を用ふる地方あり是等の各種は未だ盡く其分析を経すと雖も檜カシハナラ檜カシハナラ栗クヌギ椎クヌギ櫟クヌギの五種に就き農商務省山林局報する所の分析成分は左表の如し

木名	樹皮中單寧の定量(百分中の成分)		年 齡
	單 寧	水 分	
檜	一四、九八	一〇、二〇	二十八年
檜大	一四、五四	九、四〇	
檜小	一四、五四	一〇、八〇	二十六年

栗	一三、八七	一〇、五〇	三十三年
椎	九、三八	九、六〇	二十五年
櫟	六、四六	九、二〇	三十八年

右は「ウーラー」氏の過滿俺酸法に依て定量す山林局 試 驗

以上の表に依て單寧の多寡を比較せば即ち網を染むるに使用する澀原料の優劣を知るを得べし而して從來漁人が需用せるも亦檜カシハナラ檜カシハナラを最も多しとす又右各種の生皮より乾燥までの減量の割合は左の如し

木名	生 皮	乾シ上ゲ
檜	一、一〇〇	、七四〇
檜大	一五〇〇	、九三〇
檜小	一、六〇〇	、九九〇
栗	、八六〇	、四〇〇
椎	、七〇〇	、三二〇
櫟	一、七五〇	一、一五〇



右の割合は六月十日を以て伐木し直ちに皮を剥ぎたるものに就て知りたる所なり然して皮の剥き難きものは小檜にして最も易きは椎なりとす

東京市中にて賣買さるゝ檜樹皮は樹より剥取り長さ鯨尺二尺に切り之を乾燥し一把七貫五百目乃至八貫目に結束せるものなり其乾燥中注意を要するは雨に遭はしめざるの一事なり若し雨に濡ふ時は單寧質脱去して價格を低落し甚しきに至りては染料に用ふ可からざるに至るを以てなり之を賣買するには樹皮を乾燥したる儘を以てし柿澁などの如く液汁にて賣買するものにあらず然れども其結果は地方に依て異なり宮城縣牡鹿郡の如きは長さ一尺八寸に切り之を長さ五尺の繩にて括りたるものを一丸と稱す

澀液採取法は宮城縣牡鹿郡渡波町に於ては此檜皮十五丸を以て網四十反を染め揚ぐるを定率とし先づ之を粉末にしたる上大釜に盛り適宜の水を注ぎて二時間程沸騰せしめて一番汁を取り後其皮を抄ひ揚げ臼にて搗く此際一時に皮を抄ひ出す時は冷却して搗き難きに至るを以て釜下の火力を減し皮を釜中に残し置き漸次に抄ひ揚げて搗くを宜しとす既に搗き畢れば大桶に釜中の煮汁を汲取り後

更に適宜の水を釜に盛り其中へ搗きたる皮を入れ復た火力を強めて沸騰せしめ四時間乃至五時間を経て皮を除去す此皮は日乾して貯へ置き其汁を二番汁と云ふ此二番汁と一番汁とを合せて更に一回の火熱を與ふ而して其澀液の度を檢するにはツケ木を入れて赤褐の薄色を帯ぶるを適度とす但是は檜皮五丸を以て一釜に充てたるものにして通常一釜を煮るに要する時間は十時乃至十一時間とす之に對し費す所の薪材は一卷半なり長二尺八寸にして縦横五尺に積立したるを一卷とす即ち四十反の網を染むるに皮十五丸なれば之を煮るには三釜なり此三釜に對し使用する人夫は二人あれば可なり

千葉縣安房國外海地方に於ては先づ乾燥せる檜皮を槌にて打ち又は臼に入れ搗き碎きたるもの十貫目に水四石五斗を入れ之を七分に煮詰めたるものを以て新網三千尋を一回染むるの分量とす之を煮るには松薪凡百本にして時間は竈の構造薪材の良否に依り一定ならざるも大抵四時間餘とす但し一番汁を十分に煮出せば二番汁は取らざるを普通とすれども古網などを染むるに當り廉價の薪無賃の人夫等ある時は稀には二番汁を取ることあり



凡て麻絲網の新たなものは之を澀液に染むるに先だち俗に所謂「アク」を抜かざる可からず又之を染むるにも初めより濃厚なる澀液中に投ずるは宜しからず稀薄の液を以て數回に染め揚ぐるを可とす安房地方にては初め網を凡三四時間水に浸し「アク」を抜き後取出し能く乾かしたるものを熱したる澀液にて染むること一回其度は澀液の冷却するまでとす而して一旦乾かし二回以下は冷液を以て染むること十四回程にして網に仕立るなり之を染むるには船形に作りたる木槽中に於てす其第一回は熱液の冷却するまで浸せとも第二回以下冷液を用ふるには浸して直ちに引揚ぐるものとす而して毎回能く乾かして後復た染むるを以て冬日には一日四回夏日には六回位染め得らる可し但し之を染むるには天氣を擇ふこと緊要なり若し乾燥中に雨を催し又は曇天にて十分に乾かざるが如きことあるときは著しく絲質を弱むるを以て最も注意を要す

按するに尾張地方の如きは澀液に染むるに先だち一たび湯に投じ熱煮す其説に曰く此の如くすれば十分の「アク」を除くを以て網の保存する久しと安房地方の如きは之に反し雷に熱煮せざるのみならず水に浸すの時間も亦永き

を不可とす其説に曰く水に浸すこと永ければ絲質を弱む況や熱煮をやと兩説殆んど相容れざるが如し其得失如何は編者今茲に論定するを得ず當業者宜しく意を用ひて研究すべきなり

又使用したる後にも時々澀液を施し能く乾燥せしめざる可らず然らざる時は容易に網の腐朽すべきを以てなり安房地方の如きは熱液にて一回染め之を鹽出しと稱へ次に冷液にて又一回染めて保存するなり

因に云會て北海道廳に於ては該道漁民の習慣として網を染むるに櫛皮を用ひ來れるは雷に迂遠なるのみならず勞費も亦少からざればとて道廳林務課にて該樹皮を以て單寧越幾斯を製し其試用を北水協會へ照會あり依て協會は之を石狩郡北水協會員島山清太郎氏に托し試験せしめたるに其結果は左の如くなりしと云ふ

一 單寧越幾斯一貫匁にて染め得る網の量

答 鯨網六百間重量凡百貫匁を染め得べし

二 一貫匁にて染め得べき網の量は從來の仕方なれば樹皮何貫匁を要する



や

答 從來乾燥せる樹皮二十貫匁を要したり

三 染網に消費する時間の長短彼と是との比較

答 染網に消費する時間は長短なし然れども是は直ちに染め得べしと雖彼は一晝夜位煮されば染網するを得ざるを以て染得るまでに至る製造の時間は固より喋々を待たず彼より是の便利なるは明かなり

四 樹皮一貫匁の價(地方相場)

答 樹皮一貫匁の當地相場は金四錢位なり

五 染網に要する職人の手間賃(時間割)彼と是との比較

答 染網に要する職人の手間賃に至ては當地方は皆使役漁夫をして染めしむるを以て賃錢何程と云ふを得ず然れども若し製造の時間と使用の便否を比較せば是は即時に沸湯中に投ずれば足れり彼は一晝夜の染料煮出し時間を要するを以て彼に壹圓の手間賃を要するものとせば是は二三十錢にて辨すべく其他薪代等の料を比較せば是の彼より益ある萬

々なり

六 染上たる網の色澤及び使用後に於ける効驗如何

答 染上ケ色澤は此染料は稍や黒色を帯び從來用ゆる樹皮の如く美ならず使用上の効驗に至ては樹皮の方優れるが如し然れども其比較上に至ては僅々一回の試験を以て明言するを得ず

日本海に臨める地方は網の染料に概ね柿澱を用ふ今加賀能登兩國の現況を聞くに同國各漁村に於ては柿澱の一種を用ふるのみにして他の染料を用ふることは會て之なしと云ふ其澱液は大抵漁家に於て自製する舊慣なれども時としては越中國礪波郡より僅に買入るゝことあり其採澱法は二百十日前に澱柿を採收し臼に入れ搗き碎き一週間許水に浸し置くなり其量は適宜の桶に碎きたる柿六分汁を投入し其内へ水を盛ること八分許に至らしめ日々櫂を以て攪拌する時は一日に醱酵し則ち一週間に至れば桶内に充滿するなり而して之を使用せんとするには兪布にて濾し取り澱液一斗に付水一斗三升許を混じ染料とす網を染むるには假令は四百尋の地曳網とせば澱液三石許を要す且地曳網の如きは七八回手操



網の如きは十回許使用の後復た澀液を施すべし尤再回よりは澀液の量二三割を減す此澀液を貯藏する方法は時々權を以て攪拌するのみ若し之を攪拌せざれば上面大氣に觸るゝ部分凝膠體に變じ澀液次第に減少すべし又永く貯藏せんには瓶中に盛り蓋を以て密封し土中に埋め置くときは七八年乃至十年許は貯藏し得らる可し然れども其新舊を比較すれば新鮮なるは固より澀質多し故に漁網の如きは新製のものを用ふるを良しとす

因幡、伯耆、出雲、石見の諸國に於ても網を染むるに多く柿澀を用ふれども又住々兜ツツ、檣樹根皮ツツを用ふ方言「ノブノキ」又「ノビ」とも云ふ就中伯耆國會見郡米子、弓ヶ濱邊の漁村及び出雲國秋鹿、島根兩郡の浦々にて多く使用す出雲に在ては仁多大原の兩郡に産するもの品質佳良の名あり伯耆に在ては日野、會見、汗入の三郡山林中自生のもの多し其大根皮を剝取り日光に能く乾かし量九貫匁を一束として販賣す網を染むるには皮十貫匁を水三石を以て煎し用ふ島根郡千的浦大西彦右衛門氏の説に柿澀は日々使用する網に適し「ノブノキ」の澀は不時に用ふる網に適す是柿澀を以て染めたるものを永く貯ふる時は絲頗る剛くなり「ノブノキ」其他の木皮澀は

永く之を置くも絲の柔軟に存するを以てなりと

琉球沖繩糸滿村にては網を染むるに一種特異の方法を以てす其法朱粉五十匁大豆汁五合精酒五合清水一升五合の割合を以て混和したる溶液に網地を浸して日乾したる後豚の血一升に清水二升を加へ之に浸すこと凡五時間にして復た日乾し以て使用するなり之を一見するに赤色にして他の染網の茶褐色なるものと判然殊別あり其保存上の優劣は未だ實驗を経ざるも元來動物の血液を以て網の染料とすることは露國に於て行はるゝ所なりと云ふ想ふに久しきに耐るの効あるものならん

魚の種類に依りては網に色を呈するを嫌ふが爲め鶏卵の蛋白を塗抹し別に澀液を爲さざるものあり掩網には往々之を見る今武藏國小河原多賀氏が水産博覽會出品の解説を左に掲ぐ紀伊國其他に於ても巧みに之を爲すものあり

製網を臺に掛け張り雞卵の蛋白を探り能く網に摩り着け日光に曝すこと凡一日にして之を蒸籠に盛り生松葉を以て蔽ひ釜に上し之を蒸染して松葉の赤色に變するを適度として釜より下し直ちに之を曝乾し然る後又枯礬四匁を二升



の水に溶解し沸騰せしめたるものに網を浸し直ちに之を取出し尙ほ日に曝すこと兩日にして其製全く成る斯く雞卵を塗抹すれば澀液を施さずして網の全く敗爛するに至るまで一度にて足れりとす而して凡七年は保存し得べしと西洋にては網の染料に多く阿仙藥を用ふ阿仙藥の事は尙阿仙藥は本邦に於て從來醫家は藥劑に供せしことあるも之を網の染料とするは未だ曾て有らざりし所なるを以て大日本水産會水産傳習所は明治二十三年の春生徒をして阿仙藥并に前來記する所の各種の染料中檜、楡、栗椎、櫟の五種を以て試みに網絲を染めしめたるに阿仙藥は茶褐色、檜は稍之れに類似し楡は少しく灰色を帯び櫟稍之に類似したるも幾分の黒色を加へ栗亦相等しく椎は殆ど黒褐色を呈せり若し此色にして數十回を染むる時は竟に如何なる濃度に至るべきやを想像し得べし抑網罟は之を海中に使用したるの後は清水に浸し其鹽氣を除き更に澀液に染め乾かすを要する故に其度数を重ねるに隨ひ漸く色の濃厚となるは勢ひ免れ難き所なりと雖其濃度終に黒色となるときは魚其捕具なるを覺り逃逸するの患あり聞く曾て陸奥海に於て鮪漁を業となすものあり偶ま新製大釜にて檜皮を煎じ網を染めしに

其煎汁釜の鉄分と抱合し網色爲めに暗黒となりたれども常の如く布設して鮪を捕獲せんとせしに魚は其色の暗黒なるを以て網罟なるを覺れるや悉く避けて之に罹らざりしと然ば則染料は濃厚に赴くも黒色とならざるものを可とすべきが加し

元來網罟を染めて用ゆるの捕魚に不利なること本文に述べたるは理に適ふが如し然るに世間一般之を染色して用ゆる所以のものは網を永く存続せしめんがために鞣酸液に浸し腐敗を豫防するものなり而して鞣酸液に浸すと多ければ其色漸く濃厚となり捕魚には益不利となるべし故に網を染め永く保存に堪へしむる利益よりは染めずして用ゆる漁獲多きの利益に優れるものあるが如しと雖ども古來本邦漁人が樹皮の煎汁等を以て漁網を暗褐色に染め海の底土岩礁に其色を擬するは自然の理に適へるものなり

按するに西洋の網の染料は米國にては「チエスノットオーク」と稱する樹皮英國にては檜皮那威端典にては樺皮を用ふることあれども稀れにして多くは阿仙藥を以てし又アサヒ或は亞麻仁油に浸すときは能く久しきに堪るものと



して之を使用す今西洋の網の染法を摘記して参考に供す阿仙藥には元來左の三種あり

第一「カンビアー」阿仙藥 是は印度及印度諸島に生ずる「カンビアー」と稱する植物の枝葉を煎じ詰め粘土の如くに固まりたるものを一時<sup>イチ</sup>立方位に切りしものなり此立方體を乾燥する時は外部は焦茶色を呈し内部は淡褐色なり普通市場に販賣するものは皆一時立方體のものなれども稀には猶小なる立方體に製せしものあり然れども斯の如きものは多くは乾燥せる獸血及び麵粉を混合せしものにして効能甚だ薄し

第二椰子阿仙藥 是は「ベテロバーム」と稱する椰子の實を煎じて製せしものなり此中に二種あり一は「カッス」と稱し長さ二吋厚さ半吋の煉瓦形に作り其一面は粗穀を以て被へり色は焦茶なるを常とす一は「コーリー」と名づけ黄褐色にして其割目を檢する時は「カッス」の如く光澤なくして坭土の如き狀を呈するを以て「カッス」と區別す此品は二者共に下等とす

第三「カッチー」 是は印度に生ずる「アカシヤ」植物の名の一種より製せしものにして一名「ベギュー」「カテキュー」と云ふ即ち焦茶色の塊をなし木葉に被はれたるもの是なり水に投ずるときは沈み口に味へは苦味あり百分中五十五乃至五十八の單寧を含有すと云ふ又「ベンガル」「カテキュー」と稱するものも「カッチー」の一種にして之を割るときは光澤ある無數の線條を見るべし市上に賣買するものは「インチ」乃至「三インチ」徑の固形にして百分中五十の單寧を含有す

以上三種の外に精製阿仙藥と云ふものあり市上に賣買するものは凡一英斤程の塊狀を爲す然るに此品には混合物あるもの甚だ多く善良なる阿仙藥の特狀は其色の褐色なること並に割目の光澤あること是なり且其質粗密なく小孔なく熱湯中に於て漸次に溶解せざる可からず

丁抹漁業勸奨會は曾て九種の阿仙藥を分析せしことあり其結果に據れば水分は百分中一二乃至一八、二五にして有機物七七、〇五より八三、九四無機物一、一〇より七、四を含み其中五種は百分中四八より六一の單寧を含有せり

阿仙藥には往々澱粉砂粘土、明礬等を混和せるものあり此の如き下等品の混



和物なるは分折に依て知り得るは勿論なれども真正の物に比すれば其色の暗黒なるを以て容易に知るを得るなり又阿仙薬の品質を検する簡易法は阿仙薬を水に溶解して之に硫化鐵を加ふる時綠色を呈するは混合物ある粗悪品なり又量目を増す爲め沙粘土等を加へたるものは之を水若くは醋に溶解し暫く經て檢するときは混合物は溶解せずして下に沈澱するを以て正しく知り得へし又澱粉を多く加へたるものは其沈澱物に沃度丁幾を滴下すれば藍色を呈するものなり

阿仙薬を以て網を染むる方法に就ては「スケベニンゲン」の那威領事「マース」氏の報する所あり即ち水四十二「クウォーク」半に阿仙薬二英斤五分の一の割合にて煎し網船若くは大なる木槽中に網を容れ其上より煎汁の溫度華氏寒暖計にて百四十度より百五十八度までのものを注ぎ網の上を少くも二時程煎汁を被らしめ四時間の後取出し攤けて乾燥せしむへし但し其乾燥餘り度に過ぐるは却て益なき事なり其網を取出したる後の液汁は再び釜に移し水を加へ之に猶ほ阿仙薬を投下して再用に供す

綿絲網を阿仙薬にて十分に染むるには前の方法に依て三回繰返し次に亞麻仁油に浸すへし亞麻仁油は決して温むべからず却て成るべく冷きを可とす其油の量は網一英斤に油一英斤の割合とし十分油の滲入せしを測り搾木に懸け餘分の油を絞り取り猶上底を附したる大函中に網を納れ油の餘瀝の滴盡するを待つべし此の爲めには凡十二時間を要するものなり然る後網を取出し乾きたる地面の上に攤け全く乾燥するを待て後更に一回乃至二回阿仙薬にて染め能く乾燥せしめて冷き處に貯ふへし前方法を再言すれば三回阿仙薬にて染め後油に浸し而して又一二回阿仙薬にて染むるなり油を用ひずして綿絲網を貯藏するには阿仙薬にて五回以上染むべし但し麻網なれば三回にて足れりとす英國漁業雜誌記者は下の説を主張せり曰水二「ガロン」八分の三に阿仙薬一英斤の割合にて先づ水を沸騰せしめ而して碎きたる阿仙薬を徐々に投入して溶解せしめ釜の下の火を去りて網を其釜の中に入れ網の能く浸さるゝ様壓し置くへし又阿仙薬を溶解する水一「ガロン」に付半匁の割合にて硫化銅を加ふるを可とす或人は膠を加ふるを善しとすと云へど



も余は其無益なるを主張す何となれば膠は水中に投するときには忽ち溶解して洗ひ去らるゝが爲めなり前の網を十分に染めたる後取出し一度清水にて洗ひ後乾燥すべしと

「アーサンイバンス」氏は此問題に付千八百七十四年に於て一篇の論文を草し賞金を得しことあり此論文は後に男爵夫人「ボルゼット、カウツ」氏之を出版して世に公にせり其方法を摘記すれば左の如し

漁網貯藏法の大秘訣は未だ一回も使用せざる中に十分に染むるの一事なり若し初めに十分染めずして使用する時は後に何程染方に注意するも無益なりと知る可し故に新網は之を編む時に當り網絲に附着せる手垢其他脂肪若くは油分を全く除去すべし斯くせば何程染方に注意するも網絲に能く染料の滲浸せざるものなり油氣を取り除くには大釜の中に湯を沸騰せしめ之に網を浸し時々攪拌し凡一時間程を経て取出し傾きたる板上に載せ水を滴下せしめ稍や冷へたる時之を壓搾して水分を絞り取り攤けて乾燥し然る後染むること少くも四回繰返す可し其手續は左の如し

第一回 大釜に網を全く浸すに足る丈け水を盛るべし最初は煎汁の濃厚ならざるを可とす故に先づ染めんとする網一英斤に付半英斤の割合にて阿仙藥を投じ能く溶解したる後火力を弛め網を浸し時々攪拌して二時間許煮たる後取出して木函中に入れ其上に汁を注ぎ蓋をなして四十八時間を経再び取出し能く絞りて後乾燥すべし而して全く乾燥せば二回の染方を爲すべし茲に注意すべきは第一回の染汁を少しも棄ざる様なすべきことなり

第二回 第一回に用ひたる染汁を再び釜に盛り水を足し猶網一英斤に付四半英斤の割合にて阿仙藥を加へ其溶解するを待ち冷却せざる中に網を木函に入れ其上に注ぐ可し餘は第一回と同じ

第三回 第二回と異なる所なし三回染めて後乾燥を終へたるるとき海水に石灰水を少しく混和せしものを以て網を能く洗ふべし而して再び乾燥せしむるを要す

第四回 第三回に用ひし染汁を釜に移し之に必要丈けの水を加ふ可し普通三百目の網三百尺に對し液汁九「グオーク」を適度とす而して此液汁に「スツク



ホルム、テール、ニグオーク三分ノ一を加へ其煮へ上るとき火力を弱め絶へず攪拌して「テール」の焦げ付かざる様注意すべし然して釜の上に凡幅五吋程の板を渡し動かざる様能く縛り付け其板の中央を半月形に抉り其上に二個の押金を附け網の一端より漸次に手繰り一人は篋を以て液を攪拌し猶一人は網を繰るとき液の上に出ざる様棒を以て押付居るなり斯くなす時は網に附着せる餘分の液は板と押金とにて絞らるゝが爲め釜中に滴るなり斯くて染め畢れば再び乾燥し其乾燥すれば即ち染網法全く終れるなり

漁期中網の取扱法 同著者の言に據れば網を使用せざるときは能く疊みて積上げ上を被ひ置き一週間に乾燥するを必要とす乾燥するときは必ず先づ清水にて網を洗ひ附着せる汚物を去り風通し宜しき所に擴げ成る可く速に乾かしめ乾けば直ちに取入へし之を怠り夜露に晒す等の事あれば染料を溶解し其保存力を弱む若し網に魚の大乗りせしときは假令直ちに乾燥する見込なくとも洗ひ清むるを必要とす而して若し廿四時間以内に使用する見込なき時は十分鹽を撒布し置くべし若し又數月間其儘置くを必要とする

きは毎朝一度擴げて更に鹽を撒布すべし夏季は海水中に有機物多く且空氣の温度高くして腐敗の憂多ければ猶一層右の法を行ふを必要とす日々間斷なく使用する網は夏季に於ては毎週冬季に於ては六週間に染め直すを要す

漁季後明年まで使用の見込なき網の貯藏法は必ず肩繩足繩を取除き二十四時間淡水にて晒し而して後乾燥し倉に藏むべし蓋し網に鹽分滲入し居るときは濕氣を吸収し腐敗を早むるか故なり

瑞典に於て綿絲網を染むる法は樺皮の煎汁を用ふるを常とす生皮なれば直ちに煎し乾燥せしものは三日間水に浸し洗ふて後煎するを習慣とす之を煎するには水二十五「ガロン」に皮四英斤及び曹達十三英斤を加へ三四時間煎するなり而して其稍や冷却するを待て木函若くは網船の中にて網を染るなり那威「ベルゲン」港製網會社にて爲す所の染網法は左の如し

第一法 網百三十二英斤に付三十八「クオート」の熱湯にて阿仙藥十四封度三分の一を溶解し其液汁の熱き中に網を入れ全く冷却するまで浸し置く此の



如く三回新たなる液にて染むるなり又石灰と樺皮の液汁を混して使用する  
ことあり

第二法 硫化銅一英斤の三分の二を冷水三十九「クオート」にて溶解し其液中  
に二十四時間網を浸す但し冷水にて硫化銅を溶解するに二十四時間を要す  
網三十六英斤に付硫化銅一英斤を適當の割合とす  
或る説に曰く漁網貯藏法の最も簡易なるは燻室に入れて燻ふること是なり  
然かするときは絲の纖維に「ケレソソート」と稱する防腐劑を滲入するを以て  
網を保存するに大なる効あり熱き「テール」に浸すことは最も有効なる保存法  
なれども少しく網絲を固くならしめ爲めに結節より折れ易くなるの憂あり  
「テール」に「テレメン」油を加へて薄くせるものを用ふるは「テール」のみを用ふる  
ものに勝るも猶網絲を固くするの傾きなしとせず蘇格蘭に於ては昔時皆「テ  
ール」と「テレメン」油の混合物を以て網を染むるを常とせり此法は先づ「テール  
を一時間程煮「テール」と同量の「テレメン」油を混和し華氏寒暖計百〇四度乃至  
百二十二度の熱を與へ網をして其中を潜らしめ後搾器械にて搾め乾燥せし

めて使用するなり

新著島ニエトランドに於ては松、樅類の芽と其樹皮若くは山毛櫸ブナの樹皮とを混じ水に投し  
て之を煮沸し適當の度となるに至て其芽及び樹皮を去り該煎汁の百分の五  
の「テール」を注加し能く攪拌混和して網に注ぐ又英國にては明礬水に「バタミ  
ルク」バタを取りたる牛乳を混和して網を染むる者ありと云ふ

## 第二章 各論

### 第一節 曳網類

曳網は魚群を圍みて汀渚又は船舷に曳寄せ漁獲する装置の網にして概ね囊を具  
ふれども或は囊を具へざるものあり其囊を具ふるものは一個の囊と二個の翼と  
二條の曳網とを以て成るを普通とす而して其囊は網の中腹に在り圍みたる魚を  
して遂に囊裏に入らしむる装置とす又常には囊の末端を結束し己に囊裏に入り  
たる魚を收むる時に當りて之を解き放つものあり或は水中に於て囊口を十分に



開張せしめんが爲め特に其上邊に空樽を結付せるものあり

翼は脇網又は袖網と稱し囊の左右に着け殆んど兩翼の状を成すものにして之を以て魚を圍み又其逃逸を防ぎて囊裏に入らしむるの用に具ふ凡て翼網は囊の接着する部分丈け高くして末に至るに隨ひ漸く低く又網目は末の方粗大にして囊に近づくに隨ひ漸く細小となり囊に至ては一層密なるを常とす是末の方は其用魚を恐嚇するに在りて其魚を集めて捕收する處は専ら囊に在るを以てなり

曳網は兩翼網の末端即ち肩綱と足綱と相合したる處に繋ぎ以て網の全體を曳くに具ふるものなり

無囊曳網は網の中腹に於て其構造を寛濶にし之を水中に卸して曳くときは中腹膨大して囊状を成すを以て圍みたる魚皆其中央に集まり自から囊に代る用を爲すものなり

凡て曳網類は肩綱には浮子を附け足綱には沈子を附け以て網を水中に豎立せしめて曳くものなれども網の堅固ならんことを要するため肩綱足綱の上下に更に各一條の綱を副へ之に浮子沈子を附くるものあり又水底游泥にして網足の陥没

すべき漁場に於ては沈子の重量を減じ若くは足綱に藁藁を挿みて其陥没を防ぎ或は游泥に接着する網足の部分は特に粗大の目に編みたる藁網を附くるものあり

曳網は概ね足綱を水底に接着せしめ肩綱を水面に浮ばしむるものなるが故に網丈けは水の深さより幾分か高くして之を水中に卸せば潮勢に依て網腹横さまに膨脹し爲めに丈けを短縮するも尙ほ其水の深さに準すべき尺度に構造するを可とす然れども魚類は大抵網の上邊を超越して逃れんとするものは少くして下邊より潜脱せんとするもの多きが故に網の高さよりも水の深き場所に於て使用するときには網の上邊は稍や水面より沈ましむるとも下邊は必ず水底に着かしむるを要す

曳網類を使用するに魚を圍みて汀渚に曳寄るものあり或は水中を徒歩して曳くものあり或は船中に於て曳くものあり而して之を曳くに單に人力に據るあり轆轤の力を籍るあり或は權の力を用ふるものあり又之を使用するに當り篝火を點じて魚を誘致するあり或は振繩を以て魚を網中に驅り入るゝあり其方法一なら



す然れども之を大別すれば汀渚に曳寄する趣向のものを地引網と云ひ沖合に於て用ふるものを沖曳網と云ふ

汀渚に曳寄する趣向のものにして其規模の大なる網は二艘の船に分載し相並んで進行し而して兩船の間に囊網を卸し左右に翼網を張り魚群を圍みて瀕岸に漕ぎ寄せ數人陸上に在て翼網の兩端に附せる所の曳網を把り網を曳寄せ魚を囊中に集めて之を捕るものなり鱸地引網の如きは此類多し其規模の小なる網は之を一艘の船に積載し魚群を見て網を卸しながら之を圍み陸地に向ひ弦月狀に曳廻し翼網の兩端に附くる所の引網を把り徐々に瀕岸に引寄せ捕獲するものなり沖合に於て使用するものは船二艘を用ひ網を卸して魚群を圍み錨を投じて船の位置を定め網を舷側に曳寄せ捕獲する趣向のものを多しとす凡て曳網類を使用するには風の吹き來る所の方位に向て船を進行し又潮流に従ふて網を曳廻すを要す然らざれば潮流若くは風力の爲めに網船の運用に自由を失ひ又其網の開張を妨ぐるのみならず或は魚をして驚逸せしむるの恐れあるを以てなり

曳網類は水底平坦にして岩礁等の障礙物なく風濤靜穩なる場所にあらざれば之を使用すること難し又水底游泥甚だ深くして網足を没するが如き場所に於ても亦之を用ふるに便ならず然れども他の網漁に比すれば使用上危険を冒すの患なく又遠く海上に出るを要せざるが故に船の運用極めて巧ならざるものも使用し得べく且規模大なる地引網の如きは沿岸漁村の老幼男女相集まりて勞働を助け依て以て生計を補ふの利便あるを以て古來世に行はるゝ所なり就中鱸大地曳網に在ては往々一網千金の利を收むることあり曳網を以て捕獲すべき魚類は鱸を最とし其他種類頗る多し今其重要なるものを擧ぐれば左の如し

### 第一 鱸曳網

鱸曳網に地引網あり沖引網あり其構造の大小に由り大地引中地引小地引又は大網小網等の稱あり地引沖引共に構造に大差なしと雖沖引網には地引網よりも縦幅稍や廣くして引網の短かきものあり或は囊の末端に更に二個の小囊を附くる



ものあり構造の要點は囊は絲の力強靱にして目の細かなる麻網地にて作り兩翼は囊に近き處は稍や目の細かなる麻網地を用ひ其末の一部分を荒手又は大引と唱へ最も粗目の藁繩網を用ひ平素之を藏するには囊と翼とを分離し置き魚を漁するに當り容易に之を接続し又網に入りたる魚を收むるに當り容易に之を解き放つに便するものとす或る地方にては鯧曳網を以て纜に其囊のみを換へ旁ら鱒鱒等をも漁するに用ふることあり鯧曳網を使用するの地は其區域極めて廣く沿海各地多少之あらざるはなし其網は構造上の大體に於て大差なきも小部分には地方到る處差異あり若し其廣狹長短等の如きは一村内に用ふる所のもので雖も亦同じからざるものあり故に一々其異同を示さんことは固より能はざる所なりとす本編掲ぐる所は眞に其一斑を窺ふに過ぎざるのみ

## 甲 大地引網

## 一、九十九里地引網

上總國長生郡大東岬より以北山武郡及び下總國匝瑳郡を経て海上郡に至るの間延長凡そ十五里に亘る海濱所謂九十九里の濱は海澄平淺一弓擲を爲し鯧漁の利

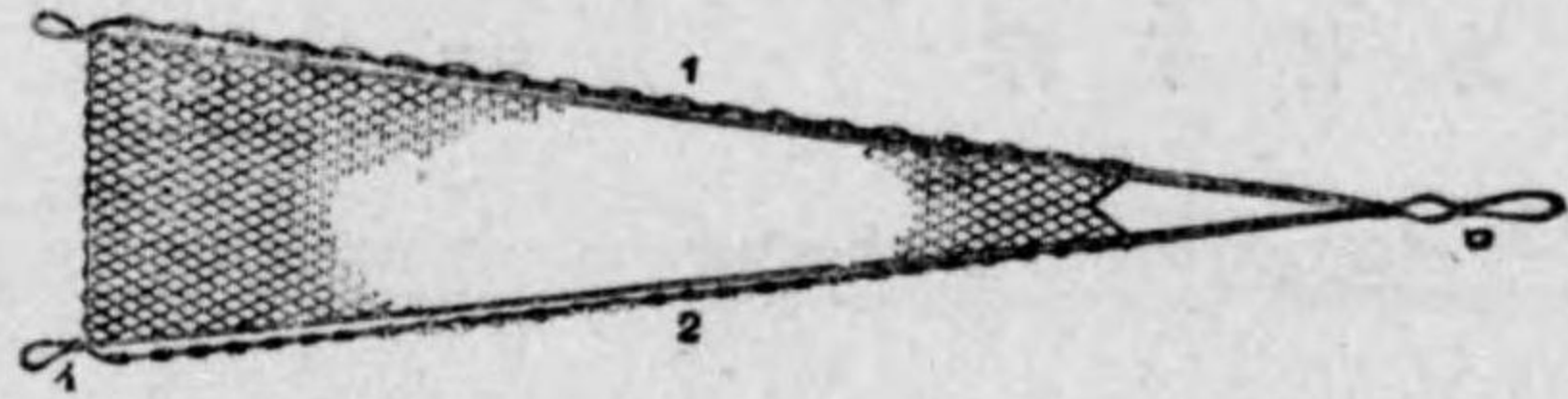
利尤多きを以て世に聞えたる所なり漁業の季節は四時の別なきも就中冬季を以て最良期とす此季節には往々大漁を爲すものにして俚俗之を寒引カンビキと云ふ春漁は方言大羽オホバ中羽ナカバと唱ふる鯧と背黒鯧とを交へ此時季に漁獲せる鯧は脂肪稍や多く秋漁は方言「ジャミ」と稱する小鯧を捕獲して田作タヅクに製造す獨り寒引の鯧は肉肥へ脂肪多く干鰯カシカ搾粕に製造して品位最も優等なり。

其地引網の構造は荒手網二、手網二、中網二、奥網二、囊一個より成る網の大小は持主に依り等しからざれども其長さ荒手網より奥網に至るまで各六十間なるを普通とす方言之を總六と稱す然れども網主の好む所に従ひ或は之を増減す其幅は荒手網は兩翼各十間にして桐の浮子百二十枚と沈子八九十個を附す此荒手網は藁心を以て作る目の大き凡五六寸或は一尺に至る此網の水中に下るときは其色鮮明にして光彩あるが故に魚之に恐れ手網より奥の麻網中に入りて自然他に逃脱せしめざるべく装置せしものなり手網は麻絲を以て製し其上下に足網アシ及び足廻りと云ふを綴續し長各六十間幅十二間とす此足網と足廻りとを除去中部三反を聯續して一枚となし一反の横目を數へて百づゝとす縦目は曲尺一尺間に二十五

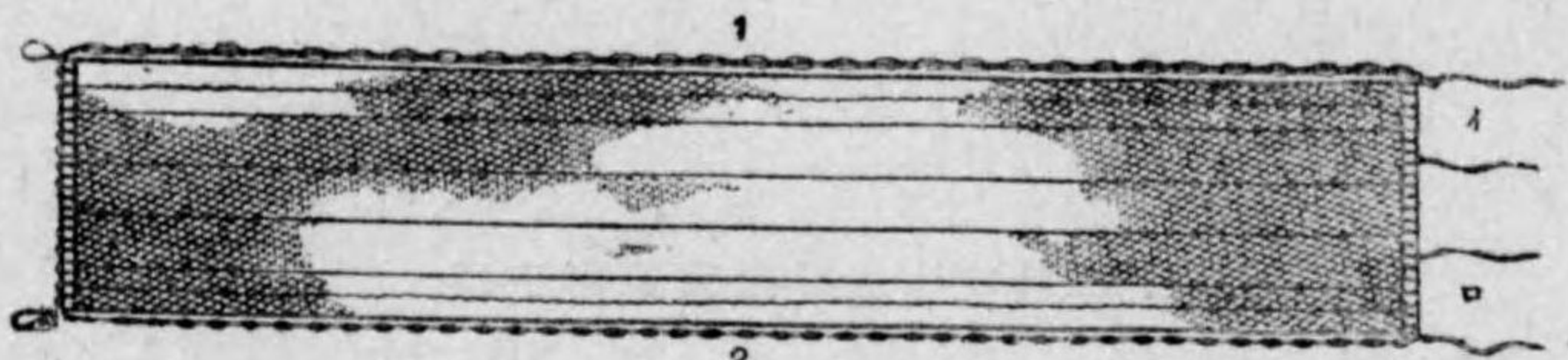


解分の網引地大 圖八第

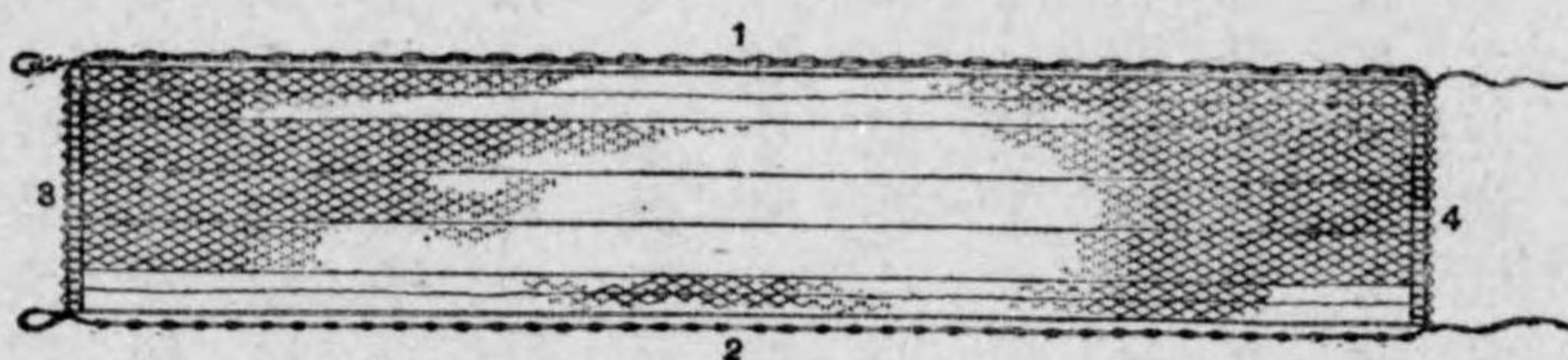
網手荒 一 其



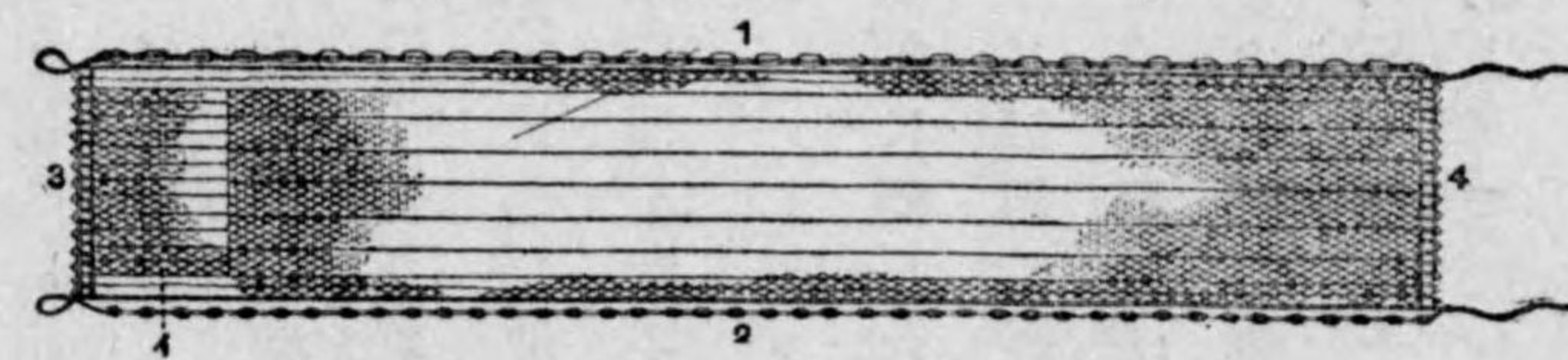
網手二 其



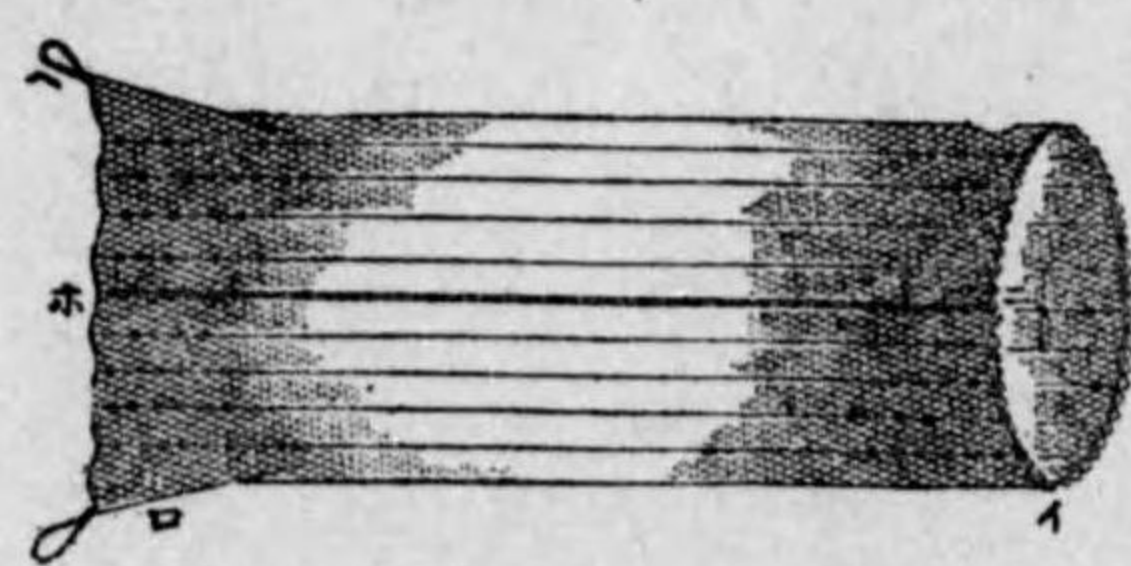
網中三 其



網奥四 其



網囊五 其



日本水産採録誌

囊網  
イ 口  
ハ カンナ  
ニ スナハキ  
ホ ナカラセ  
ヘ モイナソ

荒手網  
イ カンナ  
ロ 鴨ノ首  
1 浮子二百六十枚  
2 沈子二百六十枚  
4 幅六十間  
長六十間

手網  
イ 足網  
1 浮子百六十枚  
2 沈子百六十枚  
3 幅六十間  
長六十間

中網  
1 浮子百八十枚  
2 沈子百八十枚  
3 幅六十間  
長六十間

奥網  
1 浮子二百六十枚  
2 沈子二百六十枚  
3 幅六十間  
長六十間

囊網  
1 浮子二百六十枚  
2 沈子二百六十枚  
3 幅六十間  
長六十間

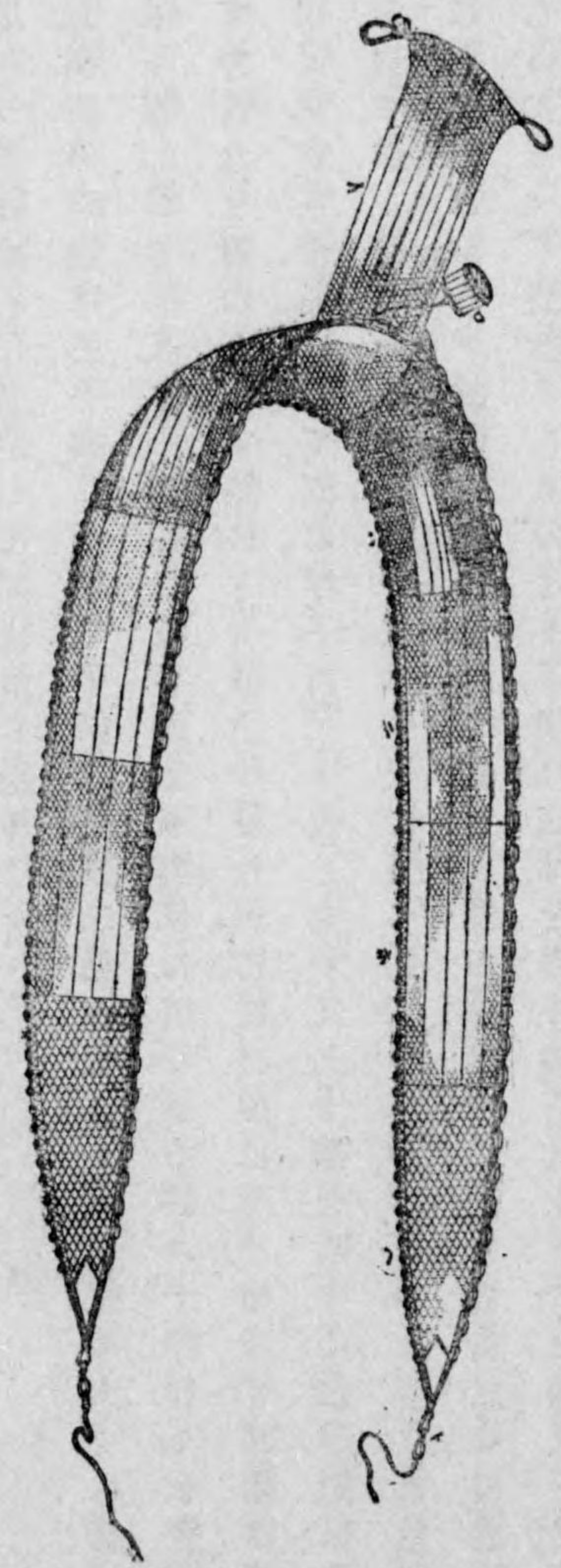
網各論 曳網類

網引地大里九十九

圖七第

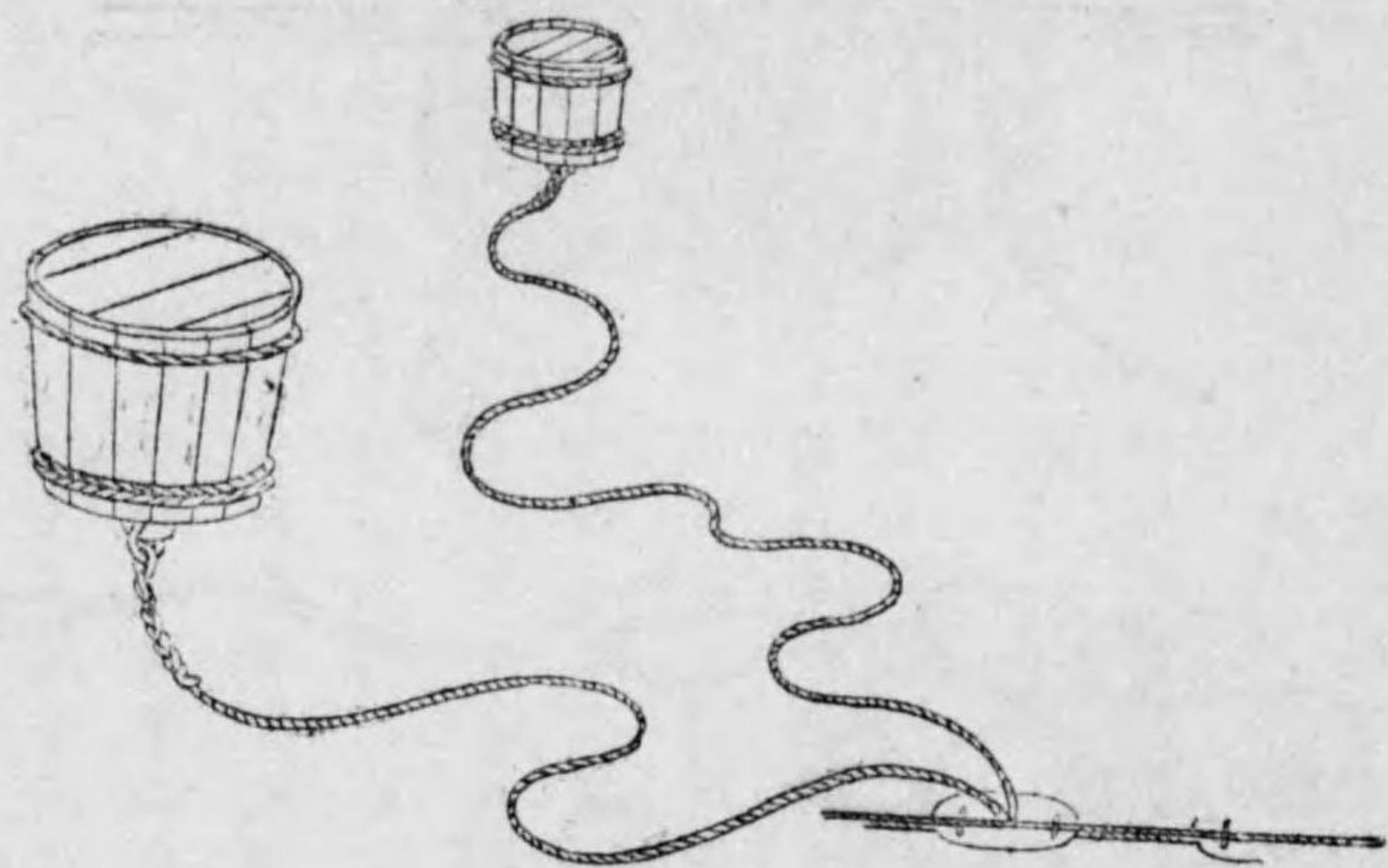
六十四

イ 囊  
ロ 網  
ハ 中  
ホ 手  
ノ 荒  
イ 鴨ノ首



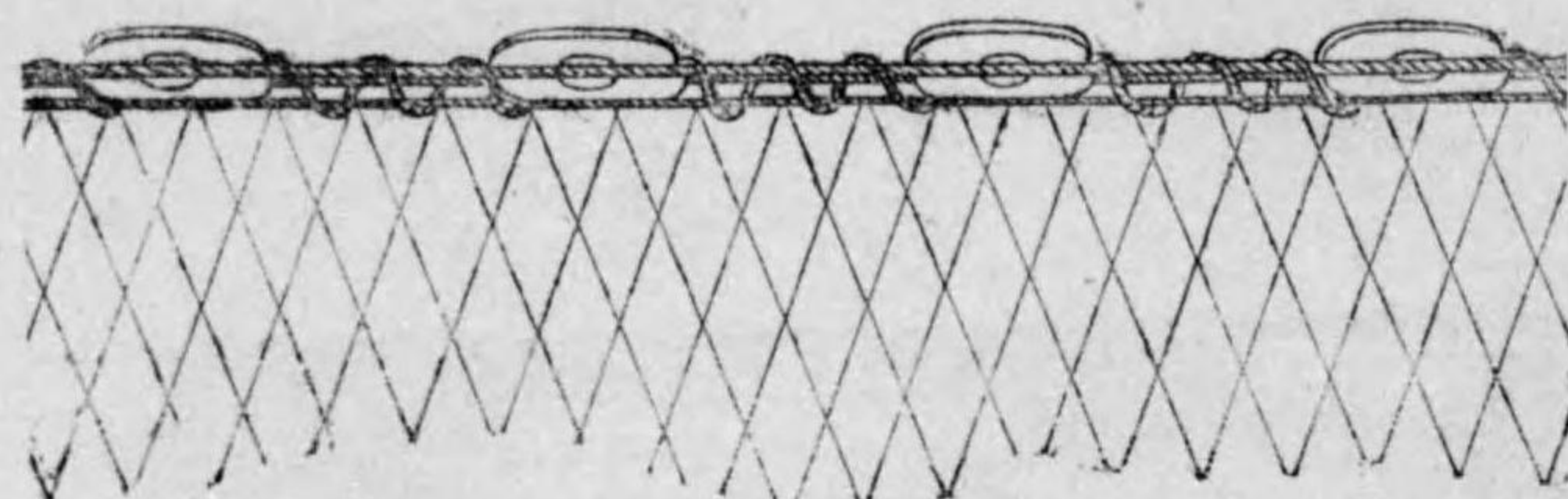


日本水産捕採誌



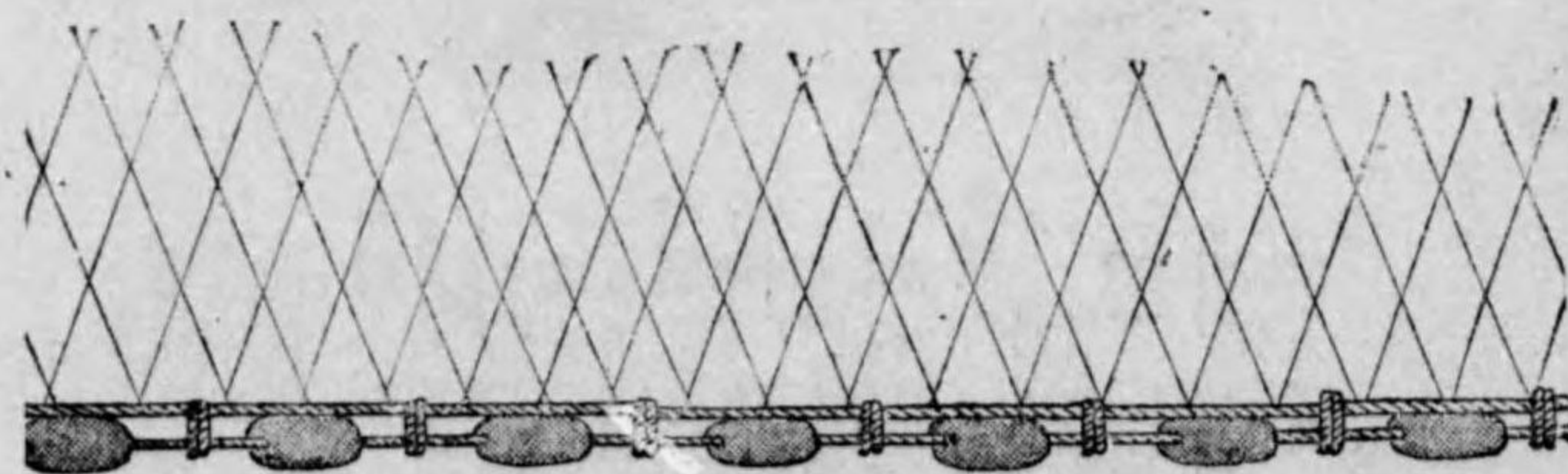
足網よりも又糸を太くし目も尙ほ少しく粗くし之に肩繩足繩を附くるものとす沈子は凡て陶製を用ふ囊は網目曲尺五寸間に十六目位長三十間幅十八九間にして表裏三十反を聯綴して一囊となし表裏とも中央にて縫合す方言之を「ナカラセワ」と云ふ大漁の時は此縫目を解き囊中の魚を捕るに便す網の目は横を以て數へ百づゝなり此囊網は通常三十反なれども或は二十二反二十四反に造るもあり網を使用するに當りて囊口の上邊に空樽を附け以て囊口の開張を善くす方言之を「ミト樽」と云ふ。

曳網は一に大網と云ふ麻にて製し長さ



寸三幅寸八長形圓櫛製桐子浮

目位とす是大羽鯧を捕るに用ふるものにして小鯧には細目のものを用ふるは勿論なり之に桐の浮子百六十枚と沈子百二三十個を附く中網は一に「八つ目網」と云ふ長幅及び沈子の數共に手網に同く浮子は百八十枚を附く奥網は一に「セメ網」と云ふ長幅共に亦手網に同く六反を以て一枚とす浮子は二百六枚沈子は百四十餘個を附く其囊網に接する部分を方言「カンナ」と稱し網目を細かにす即ち曲尺五寸間に十六目位とす足網は本網よりも糸を稍や太くし目も少しく粗くす足廻りは

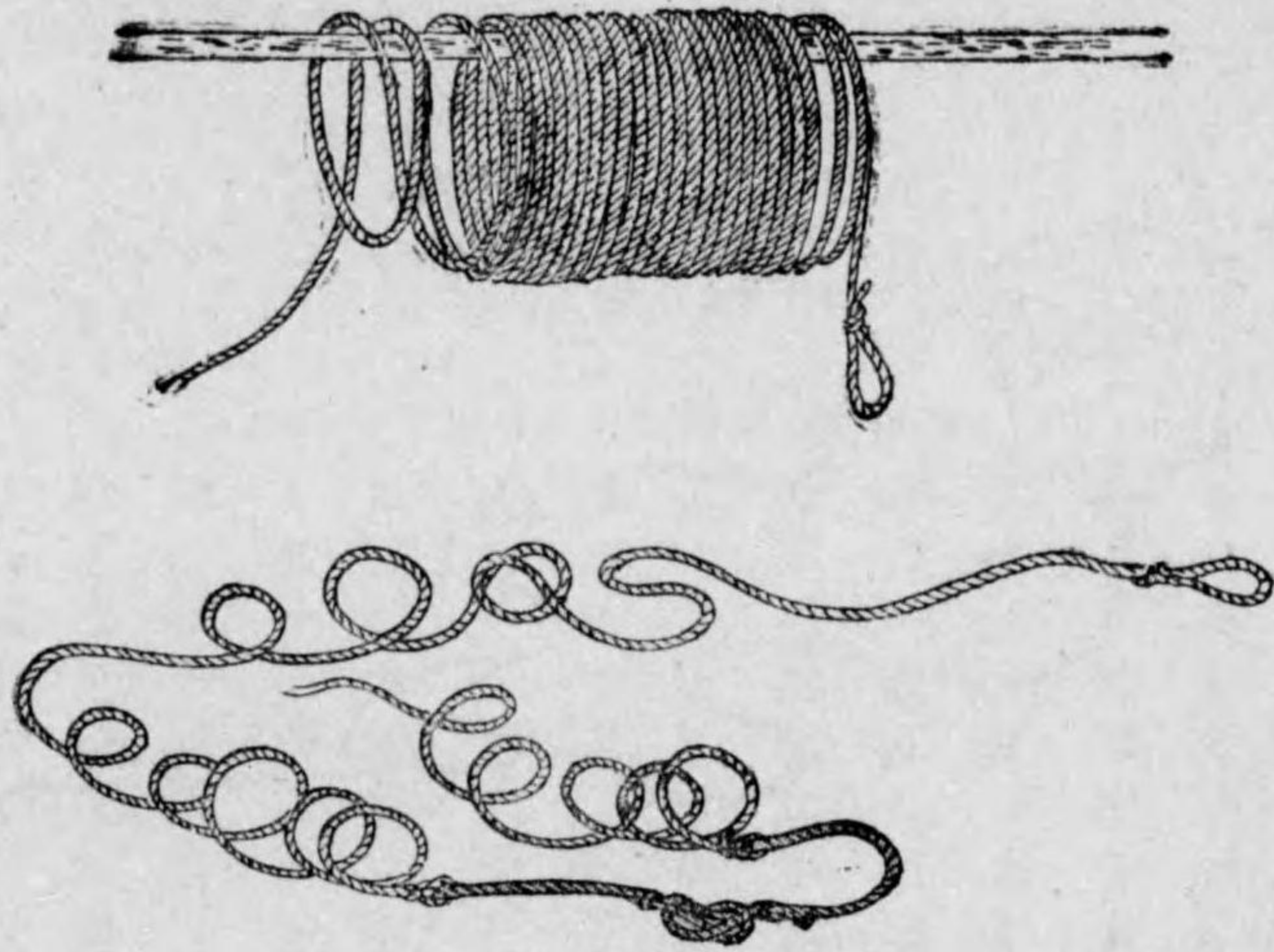


尺十三量重形棗製鉛子沈

網各論 曳網類 九十九里地引網



網 引 圖 一 十 第



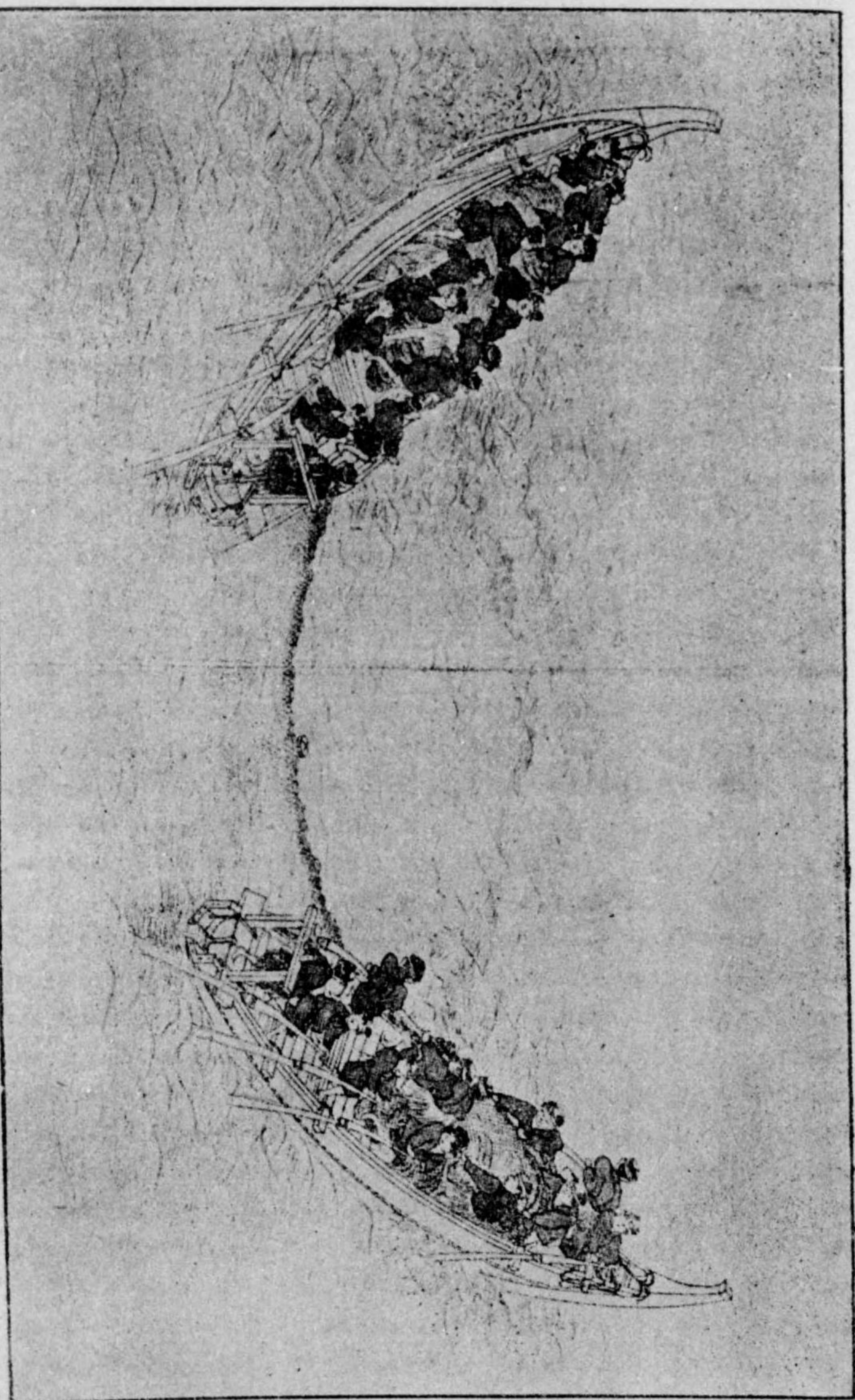
二十間重量五貫匁なるを輪に巻き棒を挿し之を一巻とし漁夫二人にて荷擔す故に一巻の綱を一棒とも云ふ一乗の船に凡五十巻を備ふ又土地に依り長七十間にして重量十六貫匁を一巻とするもあり船は地曳網船と稱し此漁業に専用するものにして胴の間の幅一丈餘のもの二艘其一艘の乗込漁夫は凡三十人を用ふ外に沖合一人中乗二人あり漁法は二艘の船の左方なるを方言真網船右方なるを逆網船サカアヒネチと稱し之に綱を分載するを一乗と唱へ翼網及び網等を搭載して平常海濱に備

へ置き囊網は納屋に藏め置く以て鯔の來聚を待つ其漁夫の長たるものを沖合と稱し又別に音聲清くして高く人を呼ぶ聲の遠きに達するものを撰びて之を方言「カシキ」と稱し且海濱には漁事一切の事務を扱ひ或は漁夫の居るべき爲め等に設けたる上納屋、大納屋、磯番屋など稱する家屋ありて沖合と賄一人及び隠居と稱する者一人若くは二人晝間は上納屋に常參し又「カシキ」一人及び「納屋オヂイ」と稱するもの五六人は大納屋に常參す此沖合は漁事を總轄するものにして最も威權あり網主之を撰任す賄は米薪等の出納其他百般の庶務を掌る隠居は所謂顧問の如し「納屋オヂイ」は船の干方網の出入等に係る諸事を掌るものとす而して沖合は始終海上を觀眺し其波色紫赤色を帯び又は鯨族の洋中を游行し又は鷗の波上に群飛する等に依て魚群の來聚を卜知し出漁せんとするに及んでは急に「カシキ」をして衆漁人を呼ばしめ又出漁すべき信號を船上或は磯番屋の近傍に立てしむ「カシキ」は大聲を發し永く呼ぶこと三聲づゝを連ねれば遠く數町に達す其聲「ホー」と呼ぶものゝ如し是れ寶來と云ふことを三復するなりとぞ方言之を「ハダウ」と云ふ平漁夫は平素居村に在て耕作を事とするも此聲を聞き又は信號を望み見れば農事を捨て皆悉



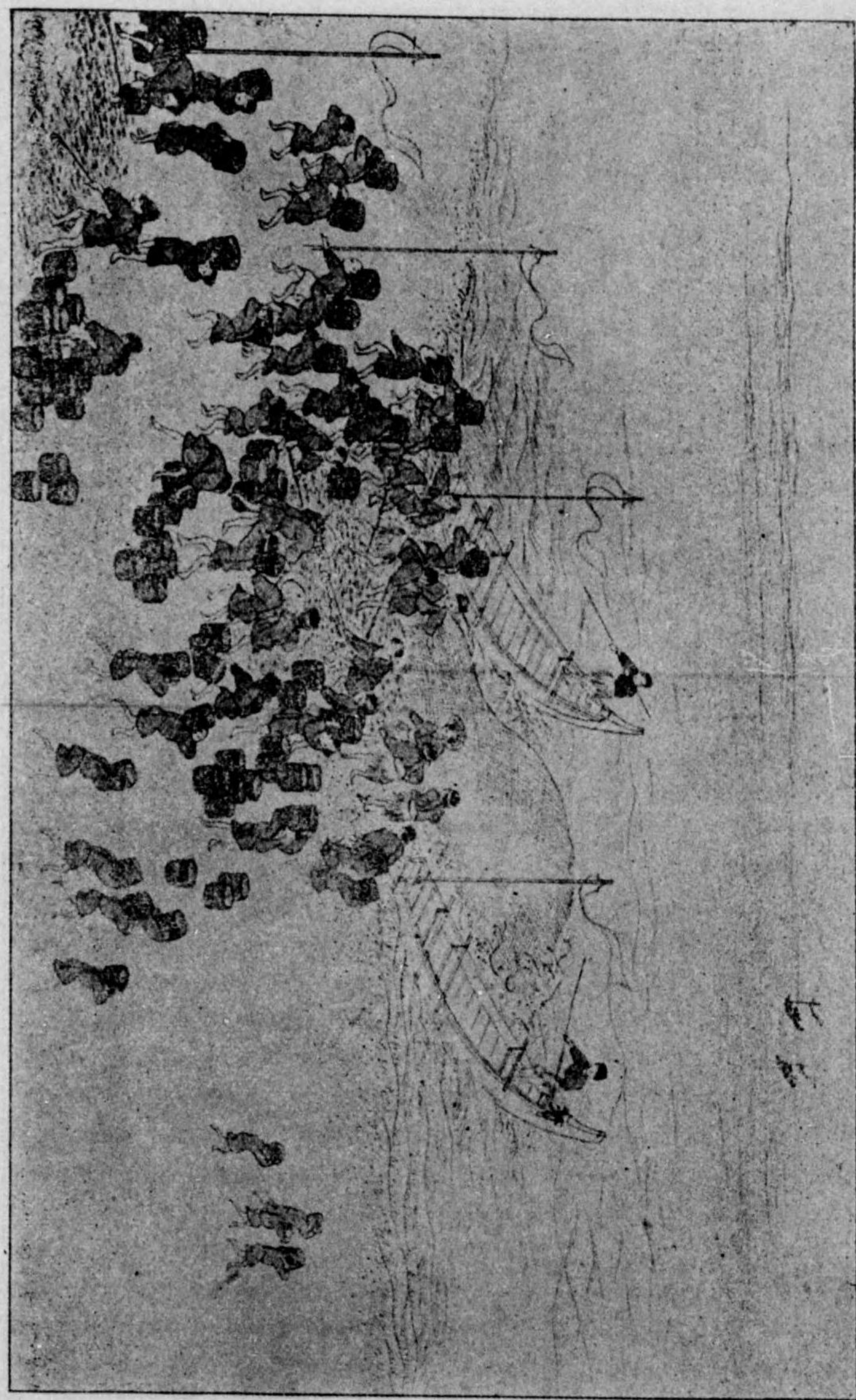
く海濱に馳せ集まる爰に於て納屋より囊網を出さしめ囊網と他の翼網の片網とは真網船に積み沖合之に乗る他の片網は之を逆網船に積み中乗は左右船に各一人づゝ乗込み船を卸し右船を先きにし左船之に次ぎ順序を正して進航し近くは四五町より遠きは四十町餘の沖に出づ而して沖合は船の進退網の張方等を指揮し他の漁夫は唯其命に随ひ一舉一動共に沖合の令に違ふを得ず又中乗は船中の取締を爲し沖合を補佐す己にして沖合は魚群に接すれば「マネキ」を揚げ指揮を下せば二船漕ぎ寄り船を接して囊と翼とを縫合せ先づ囊口を陸地に向けて海中に投じ夫より二船左右に分れ次第に翼網を投じ初めは一直線に張切り後鍵の手に折返し漸く陸地に向て進み網を下し盡せば引網を網の端に結び附け之を伸ばしつゝ岸に至る是より先き上納屋に残れる所の隠居は陸上より網船の進退を觀望し其既に網を張り廻したるを見れば復た大聲を發し永く呼ぶこと兩聲づゝを連ぬ此聲に依り陸働ワカチと稱し近隣より馳せ來るもの或は百人若くは百五六十人乃至二百人餘各自引網を取り且腰引繩と唱ふるものを腰に着けて之を引くなり其之を引きて魚の囊に入りたるを見れば水手は手に麻繩を携へ海中に躍り入り波間

圖一



地曳網使用の圖





圖の揚取物獲漁り終る用使の網曳地

を潜行して囊網の咽喉を括り魚をして他に脱逃するを得ざらしむ而して之を汀上に引き來り愈々岸に引着けたるとき翼網と囊とを解き放ち陸働は大控網を以て囊中の魚を抄ひ捕り之を沙上に運搬して方六尺厚さ一寸に堆積す之を干鰯掙粕一俵の量に當るものとす此時既に商人の來るあるを以て網主は直ちに之を魚商に賣り或は自ら掙粕若くは干鰯に製造す但た之を賣ると自ら製造すると否とは固より網主の権利にあり既に其漁獲物を陸地に擔ぎ揚ぐるに當り猶海上魚群の在るあれば沖合の令に依り漁夫は魚揚げに従事せずして直ちに網と他の代へ囊とを船に積載し復た出船す方言之を二番側と云ふ大漁なるときは三番側、四番側までも船を出すことあり。

此漁に要する属具は引綱抄攪網腰引繩水棹「モカギ」旗等の類にして引綱は網を下したる處の遠近に依り使用に多少あり遠き處に網を下したるときは左右兩船共に四百間餘も用ふることあり抄攪網は鰹を囊より抄ひ捕りて陸揚げするに用ふる具にして安房國にては一般揚籠と稱するものを以て陸揚げを爲せども獨り九十九里方面のみ抄攪網を以て揚籠に代用す是魚を抄ふに便なると負擔すること



を得ると一器兩用を爲すが故なりと云ふ腰引繩は陸働が曳網を引くとき各自之を腰に着け其一端に附したる木片を引綱に引搦め腰手相應して綱を引くの用に供す網を引寄るに當り之を使用するの外他國に於けるが如き輓轡の便を籍り人力を省く等の事を爲さず是蓋し其理由ありて然るならん唯未だ之を詳にするを得ず水棹は杉丸太又は竹竿等を交へ用ふ一船各四本左右合して八本外に「印シ竿二本とを備ふ」モカギは船中より誤て物を海中に落したるとき引掛け取揚るの用に備ふる鈎カギなり旗は木綿を以て作り網主の家紋等を染出したるものにして之を「印シ竿」に掲げ船に建て漁獲ありしことを陸上に報ずる爲め各船之を備ふ此他餘分の水棹又は瓦礫等載ることを禁ず是動もすれば争鬭を生じ易きを以て之を豫防するなり收穫物は金高百分ノ一を割き營業上維持保續の爲め貯積するを現今の規約とす千葉縣漁業圖解同管内漁業一斑漁村維持法水博解説九十九里浦漁業組合規約及び實業者岡崎延久氏の説を參酌す

按するに九十九里浦は一に黒の濱と云ひ又箭立浦平刺力濱の稱あり其地形東南は太平洋に面し南端を大東岬とし北端を飯岡岬とす元六十一の漁村市町村制施行より合して今は二十二ヶ村となれり其間斷續し一眸の中にあり

海底一の岩礁なく且多少黒潮暖流の影響を承くるを以て鱚之に伴ふて來聚し其地引網漁に於ては實に天下の好漁場と謂ふ可し此地引網の創始は未だ詳にせざれども口碑傳ふる所に據れば往時紀州人某の傳習に係り山武長生兩郡中僅に四五張の網あるに過ぎず其網は奥網二反中網二反長さ各四十尋荒手網は全長百二十尋囊は粗布十八反を以て長さ十五六尋とし引綱は藁繩を用ひ漁夫は二十五人より三十人を使用したりき爾後年を逐ふて漸次盛大に赴き遂に巨大の網を作り延寶天和の頃に至て網數大に増加す爰に於て網主は其漁夫を使役するの便宜に由り若干の勞銀ろうぎんを前貸して之を撫育し累代其家に隸屬せしめ以て情誼を厚ふせしこと自然地方の慣例となれり然るに明和安永の頃より年々漁獲乏く寛政に至るの間其業大に衰頽し網數其半を減す此時に當り關東諸州干鰯等の肥料缺乏を告げ禾穀亦登らず天明の饑饉此時にあり幕府大に之を憂ひ乃ち廢業せる地引網を再興せしめんか爲め諸國に令して製網所用の麻苧は其價を低ふせしめ又漁夫喧争等の流弊を矯正せしめ以て保護獎勵せしより此業復た漸く振ひ文化文政の間に在ては關東



取締役と云ふ者あり漁夫の勤惰を監察し暴行を制し地引漁業の障害となるべき漁具の使用を禁ずる等頗る保護に注意せり爰に於て業益々盛大に赴き初め從來彙網を用ひたるを改めて麻製となし尙ほ網具船具に至るまでも之を善良にし尋て天保の初めに至り又網の構成を改め本條記すが如き規模の大なる者となし漁夫の數を増し隨て陸働の人員も亦加はり網の總數凡百二十乗の如きに及べり蓋し創業以來天保の間を以て最も旺盛の時とす嘉永安政の頃より國事漸く多端となり幕府の保護獎勵差や弘み漁夫次第に惡弊を生じ其業を轉ずるものあり隨て漁業萎靡に傾き以て明治維新に至る已にして松尾宮谷兩縣に於て漁業取締所を設け規則を制定し大に衰頹の面目を革めんことを圖り稍や其効を見るが如きも不幸連年不漁にして全浦頗る困窮せり然るに明治五年人身賣買禁止の官令下りしより漁夫前貸金の如きは法令に觸るゝ所となり其去就を檢束すること能はず又往時は網主と江戸干鰯問屋との間に於ては相互の信用篤く爲に漁業上の資金の貸借容易なりしも問屋株式の舊法を廢せられ資金の流通にも亦困難を來すのみならず所謂情

誼上と信用上とより成れる組織は一朝に破れ頓に業務の窮蹙を致せり千葉縣の管轄となりしより明治八年山邊長柄海上三郡に三所の漁業會社を設置し漁場一切の取締を爲さしむることゝせしも著しき効驗なく十三年に至り之を廢し其後網主協議して尙ほ三所に私立漁業會社を設け數名の巡查を聘傭して取締を爲すと雖是亦徒費に歸せり明治十九年農商務省令して漁業組合準則を頒たれしより二十一年九月に至り九十九里浦漁業組合規約を結び管廳の認可を得て之を施行せり其條款繁しと雖就中上間口網と唱ふる漁法を制限し以て地引網漁の妨害を防ぎ甲乙の網交叉し爲めに破損せしときは網の部分に従ひ曲者をして其漁獲物の幾分を割き賠償せしめ以て其狼籍を防ぎ漁夫の名簿を製し置き他の網主解雇せざる限り餘人之を雇ふを得ざるの法を設け以て其去就を檢束し干鰯搾粕田作の荷造方を一定し俵に商標を入るゝことゝなし以て粗製濫造を戒め鰯買受商人を定め相連帶保證せしめ以て代價怠納者なからしめ且是等の項を犯す者は各違約金を徴するの法を定めたるか如きは最も重要事項とす然れとも其漁業天保度の盛況に復せん



か如きは未だ遽に望む可からすと云ふ惟ふに此規約固より嘉しと雖抑往時の盛大を致せしものは一は網主漁夫の間的情誼親密なりし事一は資金の融通易かりし事一は幕府の保護厚かりし事とに由る今日の規約は唯僅に漁夫の去就を檢束し得へきも未だ之を以て其情誼をして往時の厚かりしか如くならしむる能はず況や他の二大原因に於て虧くる所あるに於てをや其處に往時の盛況を望む可からざるも亦宜なり然れとも時世變遷政府の保護往時の如くならんことは今復た希圖するも得可からず唯今日の謀たる組合員各心を一にし互に信義を守り勤儉風を成し自治の基礎を確くし益々規約の範圍を擴め以て團體を鞏固にするに在らん若し一組合は相互の信用猶一家のことくならしめは世人か其組合員を信すると亦獨或る一人を信用するか如くならん既に世人の信用を繋ぐに至らは何と資金の融通せざるることあらんや其漁夫の情誼を保つが如きは與し易きのみ苟に斯の如くならは敢て特別なる政府の保護をも要せざるべきなり此言迂なるに似たれとも細かに考索するに事業を恢弘せんとするに於て蓋し之より捷徑なかるへし之を換言す

れは業務發達の根柢は信義と勤儉とに在るなり是れ獨り九十九里浦地引網漁のみならず凡百の事業皆然らざるはなし當業者此言に採る所あらは實に國家の幸なり

二 天草大地引網

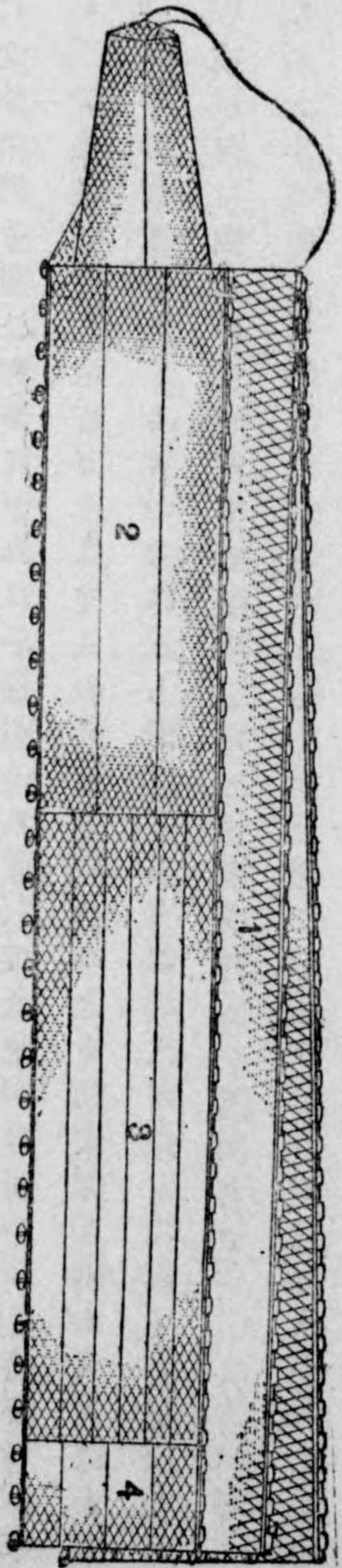
肥後國天草郡富岡町は地形恰も象鼻の如く灣曲して海中に突出し西は數千里の大洋に面し内は有明海の咽喉を占め寔に天然の良漁場にして季節に至れば、鱸の群聚して灣内に回游するもの頗る夥し其季節は秋白露の頃より冬大寒の候までに大地引網を用ひ春季に至れば小地引のみにして大地引は用ひす近傍各村古來一定の漁場を有し敢て妄りに他人の入漁を許さず之を網代場と唱ふ其數は大抵一村中の網株に應ずるものなれとも漁獲の多寡は網代の良否に關するを以て一季或は毎月抽籤を爲し使用の順番を定め漁事を行ふを慣例とす

網の大小は固より齊しからざれとも第十三圖に示す所のものは最も大なるものにして其構造は囊網は方言名取網と稱し卅五節網幅五尺長さ八尺を一反となせるものなり之を三幅五繼折廻し十繼とす天井は方言千目網地と稱し目三百立に

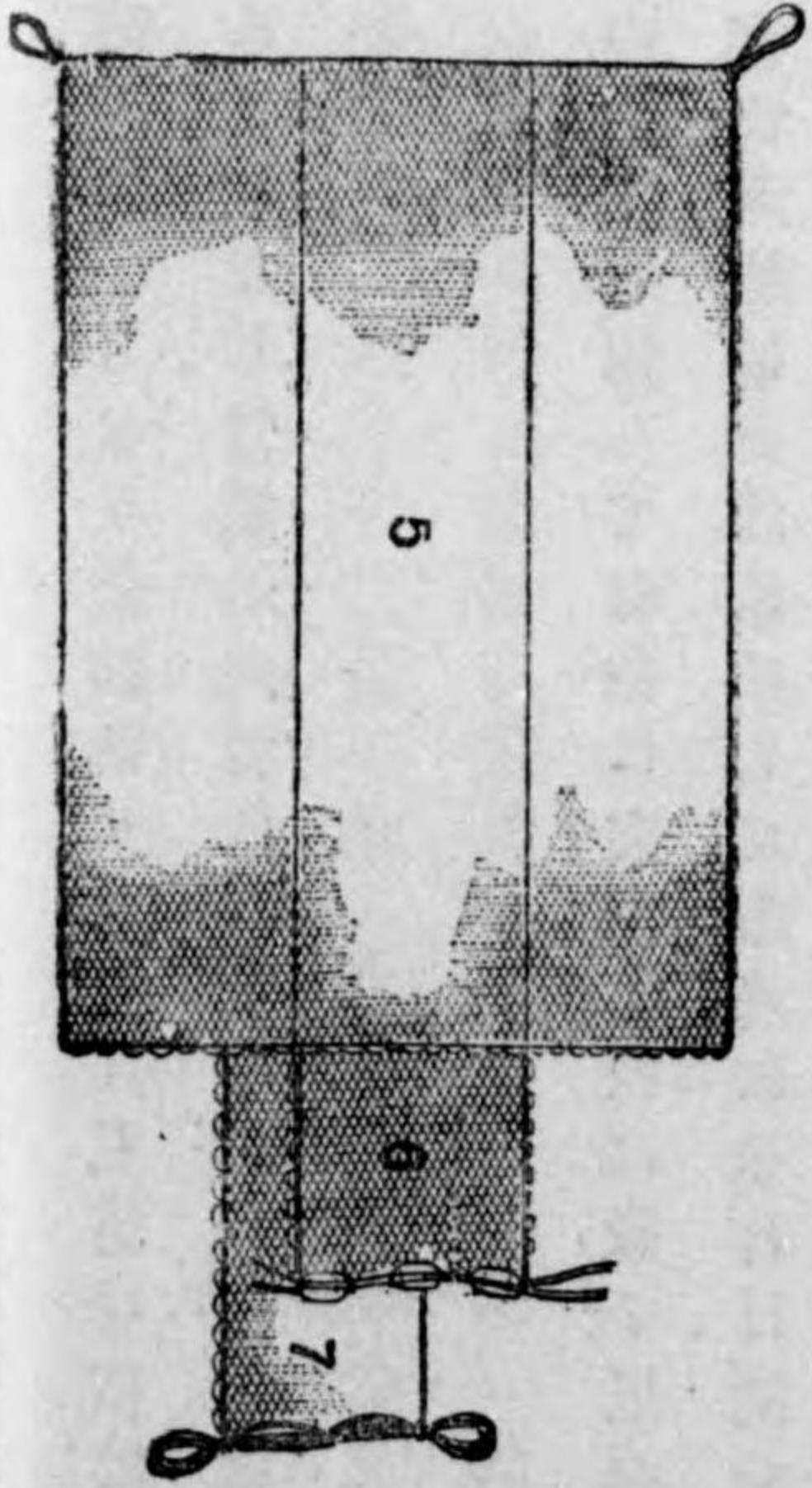


網引地大

圖三十一

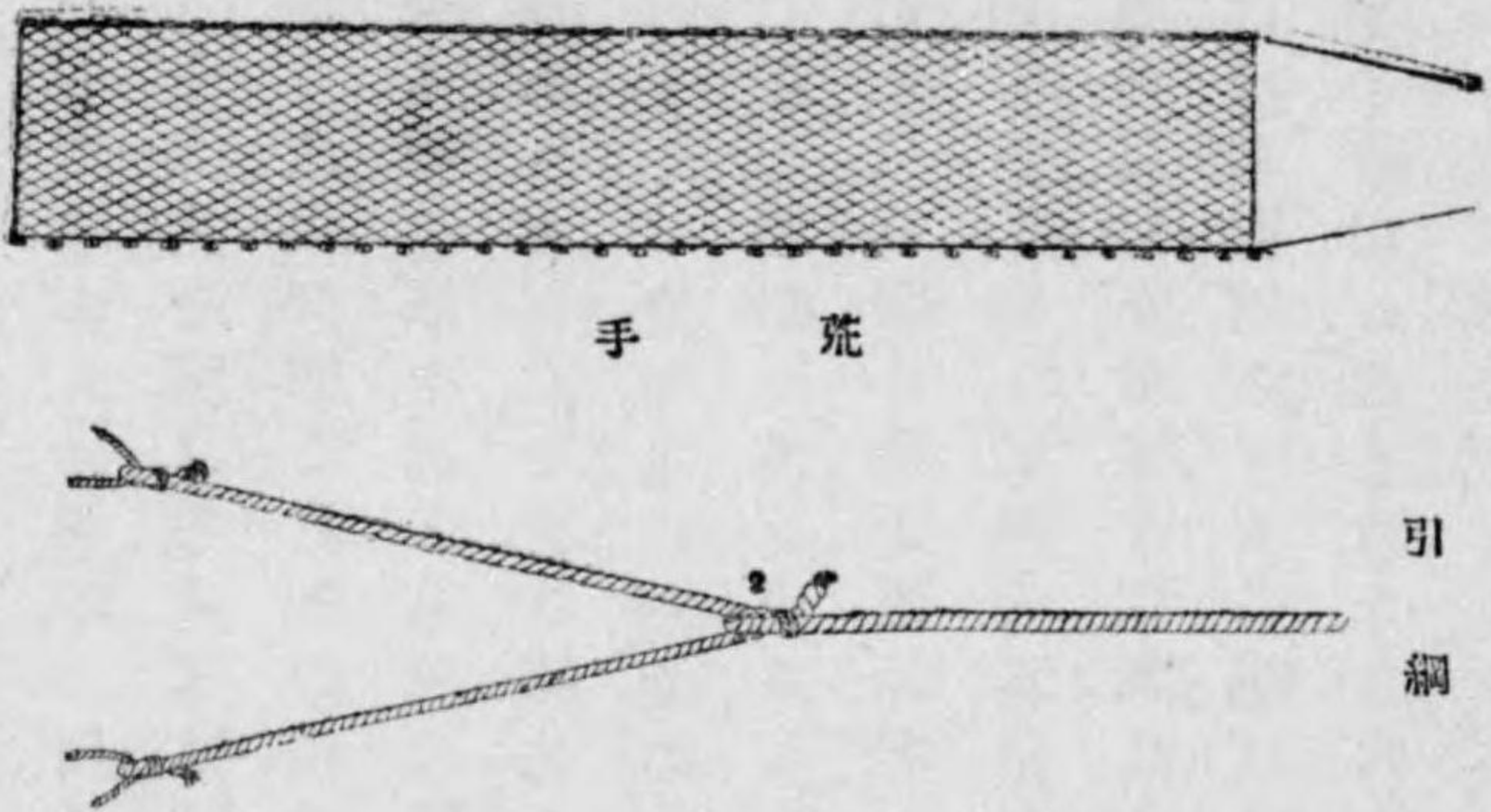


1 上荒手  
2 一の脇  
3 二の脇  
4 三の脇  
5 天羅  
6 天宮  
7 先井網脇



網引及手荒

圖四十



て幅六尺長八尺を一反となせるものなり半幅長三尺あり。舌先は同半幅長八尺とす。翼網は一の脇長二十五尋千目網三反横繼、二の脇長卅尋十三節網六反横繼、三の脇長五尋十一節網四反横繼、肩際方言浮子巻は幅七寸十三節網、縦目差通し。浮子は桐又は杉にて作る平形長八寸許、肩繩足繩とも藁製、足際方言藻切りは十一節網地縦目幅二尺差通し、沈子は括り石一尋毎に一個を附く、上荒手は三尺目幅に八ッ浮子は半形にして二の浮子よりも少しく大なり、肩繩は藁製にて足繩に比すれば五尋毎に三寸許長し、荒手は五尺目幅に二十三立、浮子は二尋に三枚つゝ長五十尋を一反とし片側に三反を附く、曳網は藁製にて二縷然の繩三條を緬ひ合せたるもの



にして長さは一定せず

此網を使用するには網船二艘各十八人乗船頭船一艘五人脇船二艘各五人乗人員凡て五十六人を要す網主又は辨指と稱し漁事一切の指揮を掌る所の漁長は船頭船に乗る魚の群來を見るの法は前者九十九里浦に於けるものと敢て異ならざるも夜間も亦漁事を爲し其魚の網代に寄せ來らざる時は篝火を焚て之を誘引するの法あり方言之を焚き寄せと云ふ船頭船に在る所の漁長は魚の群集を認むるときは船中に立ち晝は左右の手を振り夜間は篝火を擧げて指揮し先づ網を搭載せる二艘の網船を漕き出さしむ網船は魚群を圍んで網を海中に投しつゝ船頭船の左右凡三百間餘の距離に漕き分け網代場に向て半圓形を爲す此時船頭船は既に囊網の上に廻り引網の緩急を示して其平均に注意し脇船は左右の浮子に添ひ専ら魚の動靜を監視す網船は方言「カグラサン」と稱する轆轤を以て漸々網を繰り揚ぐれば網圍縮小するに隨ひ魚は逃れんと欲し狼狽して自から囊網に陥る既に引て船の汀渚に達するとき水手皆船より下りて猶陸上より之を引き魚の全く囊に入るを見て其咽喉を括り之を汀上に曳き來れば方言「タブ」即ち摠網若くは桶を

以て抄ふ魚を賣るには凡一斗二三升を容るへき桶に量り一本を「カイ」と云ふ多少潮水を混すれば正味凡一斗位なるへし其賣ると否との權は固より網主にあるを以て時として自から干鯛に製することあり

按するに天草郡中富岡以東の灣内は周圍凡四里海水平淺の沙濱にして數十の網代あり志岐上津深江坂瀬川等の漁村點々其間に散在し網漁の盛なる郡中第一と爲す此良地形なるを以て舊時鱸の盛漁なりし時は一網にして數千「カイ」を獲ることありしか近年次第に減少し絶て此の如き大漁を見ることなしと云ふ熊本縣漁業誌之を論して曰く是或は潮流の變動に依り鱸の優游すへき場處を失ひしに因るものならんか聞く先年坂瀬川村江郷川尻に新地築造の舉あり其上流なる延瀬と唱ふる潮流を遮斷せる巖礁を崩壞して築材に用ひたり爾來灣内第一の良網代なりし同村字村の下と稱する所忽ち不漁を來し其後最下等の網代に變したるのみならず延いて他の場處の網代に影響を及ぼし大に一般の困難を惹起したりと云ふ實地に就て之を檢するに潮流の最も急激なるは二江海峽とす潮の進退に際すれば舟行にも殆んど困し

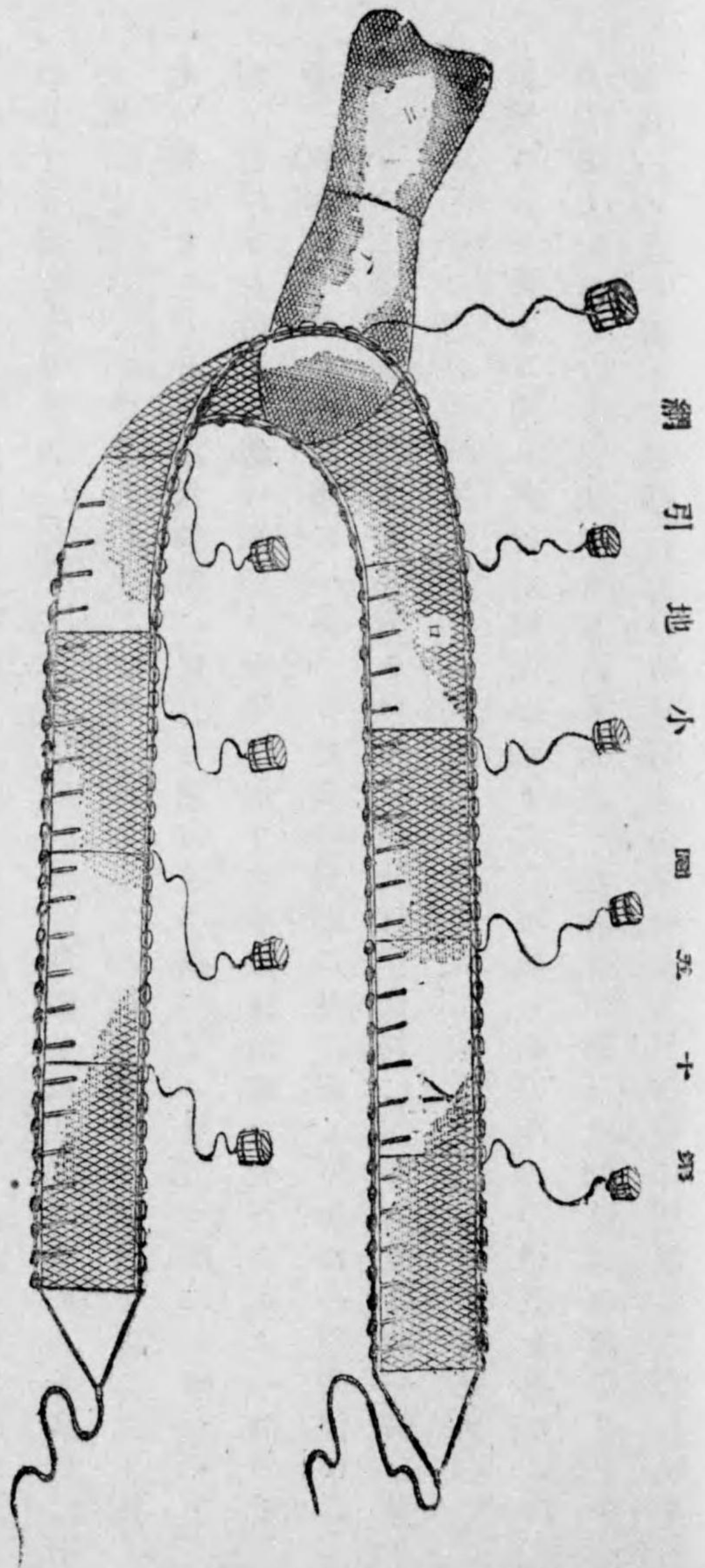


むの勢あり此水勢の注射を遮りて緩流ならしめたるは全く延瀬に外ならず宛も灣内の堤防たるの必要あるをも顧みず妄りに之を破壊し且下流の潮衝に新地を突出せしに由り益々潮流に激勢を加へ斯の如き變動を生したるは事實疑ふへからざるものゝ如し夫れ鯧は魚族中性質最も軟弱にして常に海邊の陰翳を慕ひ水の緩流に游泳するものなれば一たび潮流の變動に際するときは勢ひ其處を換へざるを得ず故に海中の巖礁を崩し海岸の樹木を濫伐して山を緒ハツヤにするか如きは漁業者の深く注意を加ふべき要點とす。

乙 小地引網

房總の外海又は内海に於て使用する小地引は概して周年通して用ふれとも場處に依ては時として休職するもあり其捕獲は鯧を主とすれとも鯔其他各種の小魚をも漁す故に捕獲すべき魚類と其地形とに依り網の構成網目の大小等は多少相異なる所あり乗組漁夫の如きも一艘の網船に凡十人内外とすれとも是亦網の大

一、房州小地引網



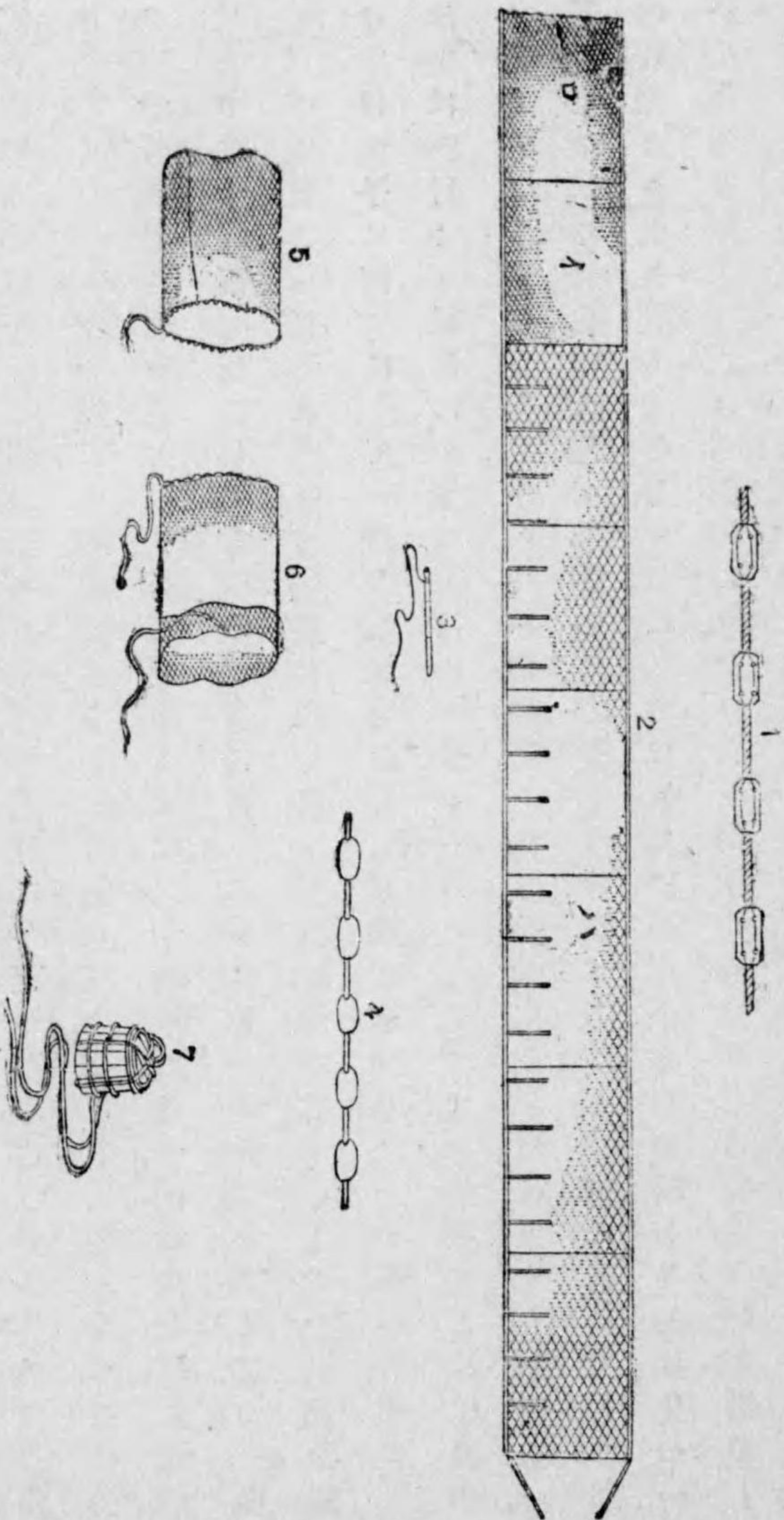
網 引 地 小 圖 五 十 第

イ 荒 手 網  
ロ 八 節 網  
ハ 口 網  
ニ 籠 網



荒手網は一に廣目網と云ふ長さ百八十間幅拾二間にして左右二十一反つゝを以て一枚とし網目は曲尺五寸間に八節とす兩脇網は方言廿九網と八節網とを連続す其廿九網は長四十間幅十間にして網目十四節とす八節網の長幅亦同様にして網目は即ち八節なり此網左右各百二十反つゝを以て一枚とす囊網は大なるものは長十五間幅十二間許にして小なるものは長十間若くは八間のものあり網目は大抵三十節のもの十二枚以上二十四五枚を以て一囊とす浮子は檜を以て作り長七寸幅三寸とし廿九網八節網には五寸間に荒手網には一尺五寸間に一個つゝを附く此浮子を附くる繩は棕櫚皮を以て製す沈子は陶製或は丸石を用ふ一個の重量三百匁にして一間距離に一個つゝ網裾の囊繩に結び附く空樽は一斗入位にして之を十二個程備へ置き網の繋き目毎に結び附け又別に四斗入位の樽一個を囊網の口に結び附けて浮標とす此空樽を附るの必要は網の激浪の爲めに動揺して紛雜するを防ぎ又魚の游行の位置を測り之を増減し網の浮沈の適度を得るに自在ならしむるに在り目張竹は長六尺太サ一寸五分乃至三寸位の竹の端に孔を穿ち之に麻繩を通して足繩に結び着け以て網裾をして泥砂中に埋没せさらしむる

解分の網引地小 圖六十一 五五



- 1 浮子
- 2 袖網片側
- 3 目張竹
- 4 沈子
- 5 囊
- 6 囊
- 7 浮子



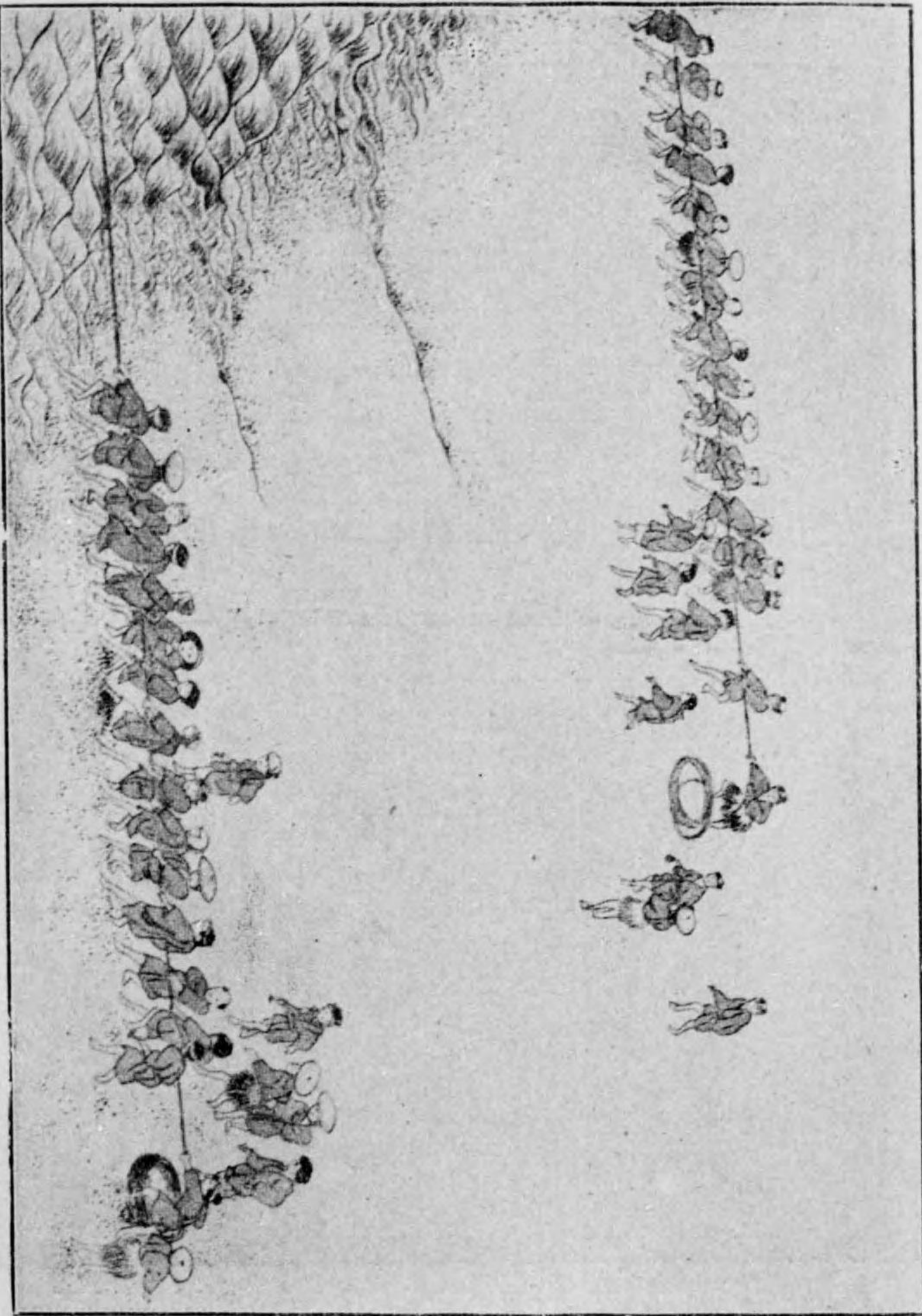
の用に供す此竹は四十間毎に八本つゝを附す。

二、筑前宗像郡小地引網

筑前國宗像郡鐘崎村石橋太三次か水産博覽會に出陳せし鰯地曳網は其構造の要領を擧ぐれば「ミト」口網即ち脇網は長さ五十尋幅八尋肥前製千目網センメを用ふ次は長さ三十尋幅七尋肥前製方言二百目を用ふ次は二十尋幅七尋十四目網を用ふ囊網は長さ二十尋幅七尋にして此網の前者に異なる所は荒手網を設けざるにあり、曳網は苧製長さ百五十尋浮子は桐製長八寸幅三寸五分厚さ二寸のものを三尺距離に附け沈子は陶製にして一個の重量百匁とし網際に棕櫚繩二三十尋を附加す。

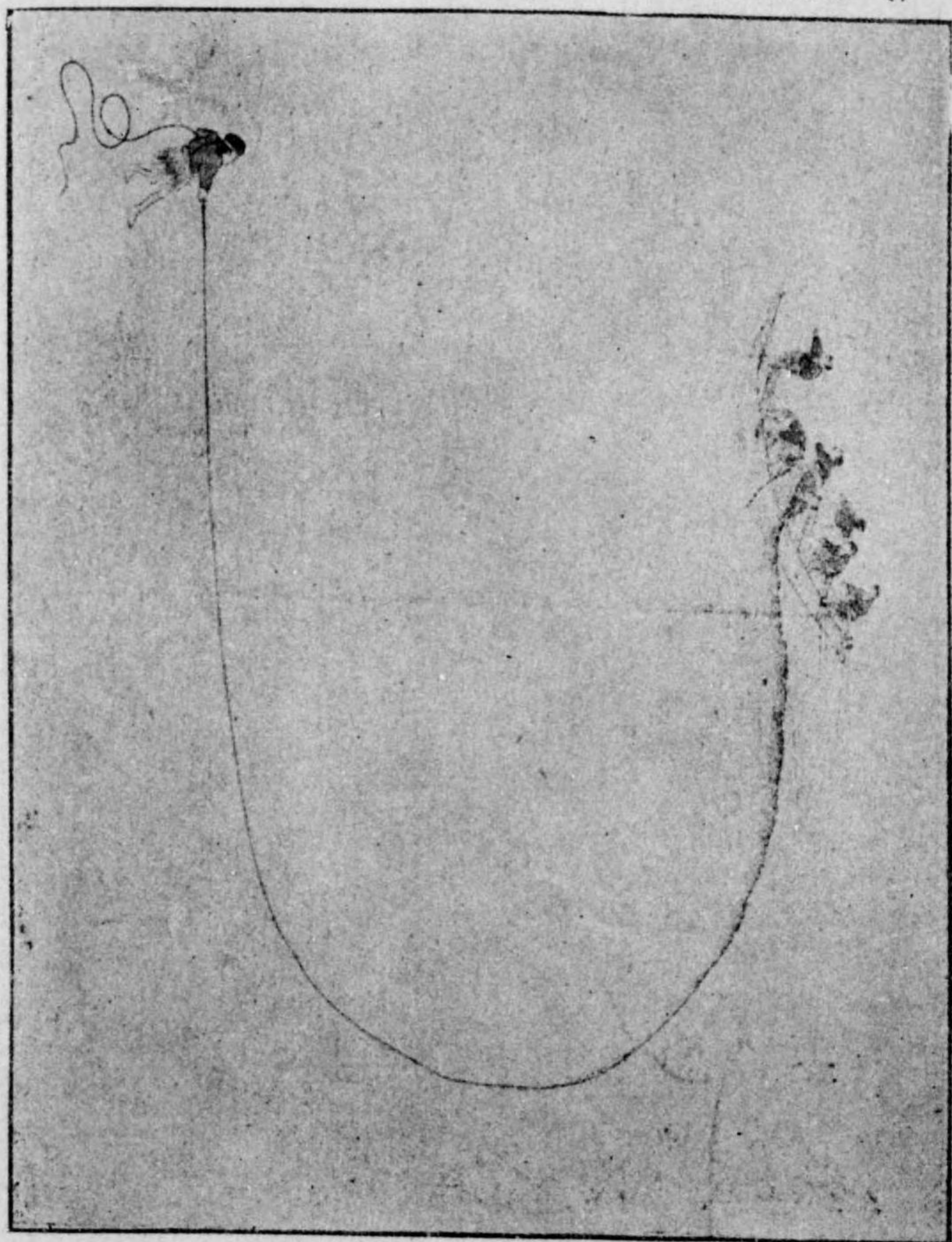
漁期は三月より五月に至り又十月より翌年一月までとす之を使用するには漁船一艘を以てす故に此漁法を呼て一艘廻しと云ふ陸地の引手は凡九十人を要す一艘廻しの漁法は他の大地引網等の先づ囊網より海に投するの例にあらずして網の片側より曳き廻すものなり故に地方に依ては又片手廻しの稱あり其法先づ一人の引手を陸上に止め右引繩の端を持たせ海濱に直立せしめ夫より船を漕出し引繩を沖へ右斜に延へ而して網を左へ新月狀に振り廻し畢りて左引繩を伸ばし

等 川 圖 形



地 曳 網 引 方 の 圖





圖の用使網手片網曳地

上陸し左右若干間を隔て引手右腰繩の卷木を曳繩に巻き逆行して引き始め或は手繰を爲す而して網を曳き縮むるに隨ひ左右の距離を狭みて中央に進み以て囊網まで引き着くるものとす其魚の囊に滿ち猶餘れるか如きときは更に他の囊を以て交換し網に圍みたる魚の盡くるに至て止む出品の解説に云ふ從來使用せる所の引網は一囊一捕其餘は皆散亂せしむ出品者之を遺憾とし數年心力を費し初めて囊の交換法を案出し明治十三年の春鯧の大群來るに際し之を試みたるに大に其効あり即ち一網にして幾んど五千圓の收利ありしと。

按するに地引網の引網を引くに轆轤の力を籍り以て人力を省くことは各地方多く行ふ所なり然るに前來記す所の中肥後國を除くの外は之を用ひざるか如し是惟しむべきなり蓋し引網を引くには左右均一なるを要するものなるに潮流の模様依ては動もすれば其緩急一方に偏し易きを以て之か適度を得しめんには人力を以てすれば最も以て意の如くなるに由るものなる可しと雖抑轆轤を用ふることは各地多く行はるるを以て見れば決して難事にあらざるを證するに足る而して之を用ふるは大に人夫を節し浪費を省き經



濟上の裨益少からされは未た之を用ひざる地方は宜しく應用すへきなり今之を圖示して當業者の參考に供す。

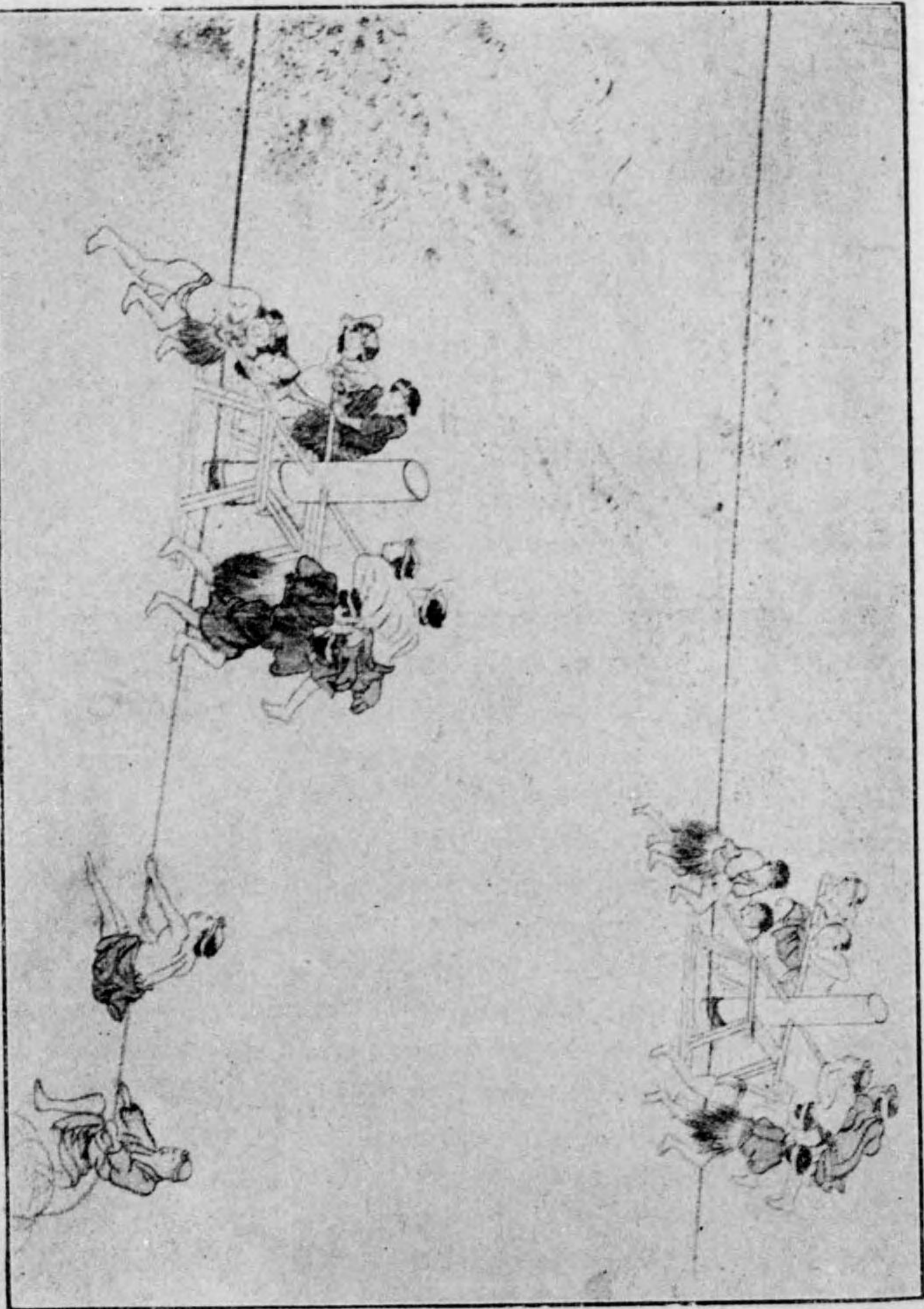
丙 鱈沖曳網

鱈沖曳網も亦各地とも多少用ふる所なれとも、西南海に尤も多く行はる今其一二を擧ぐ。

一、筑前地方に於ける鱈沖曳網

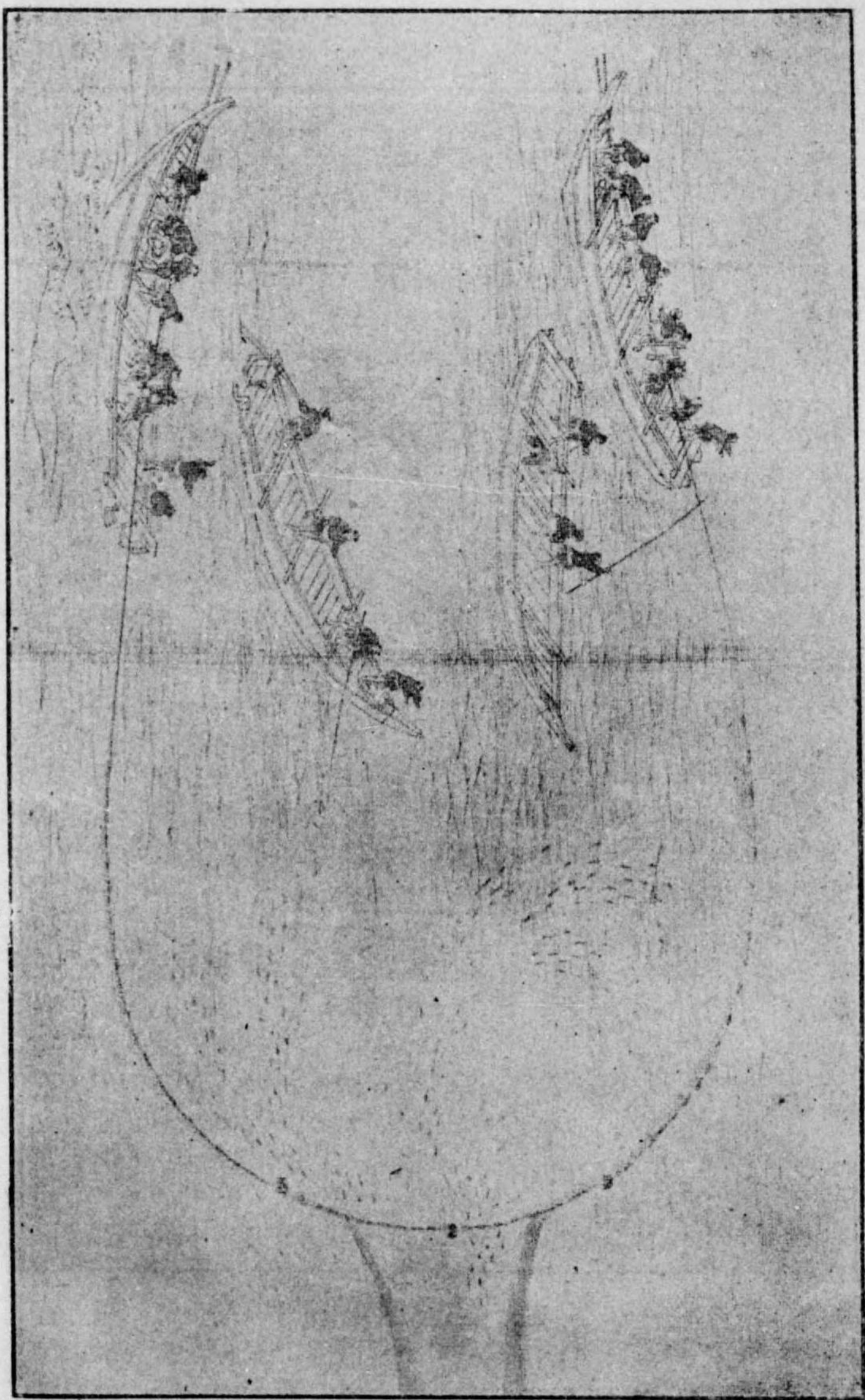
筑前地方に於ける鱈沖曳網は漁業の季節は秋分の頃に始め大寒の頃に終る漁場は沖合深さ二十尋内外にして海底平砂の處とす漁法は漁船四艘、乗組人員三十六人にして内二艘を網船とし各十三人乗組二艘を手船と云ひ各五人乗なり、山頂に登り海面を望みて魚の來去を監視する「山見」二人は漁船を指揮するが爲め二旗を携へ山頂に在りて熟視し漁場適當の處に魚群の至れる機を察し雙方に持たたる二旗を始め地上に倒し再ひ左右に掲ぐ是網を卸すへきの指揮なり爰に於て網船二艘は魚群の頭へ廻り二艘の間に囊網を卸し左右に別れ網を新月狀に張り廻し魚群を擁し夫より左右各曳網を伸はし二艘の間凡七十間位に錨を以て船を留

第五圖



圖るく揚引を網曳地てひ用を輪輪





圖の註明を詳し

め船腹に轆轤(卷洞とも云ふ)を据へ曳綱を曳き揚ぐ然れとも場合に依り轆轤を用ひず。網船二艘の港板を繋ぎ合せ手繰を爲すことあり又波浪平穩ならざる時は網の肩繩に綱を附け逆櫓して網を開張することあり依て網は十分に開張するを以て一艘の手船は網の周圍を循環して鯿の網より脱出するを防ぎ一艘は「ミト」即ち囊に沿ふて巻揚の緩急を指揮す凡曳綱六十尋巻揚たるときは網船の距離を三四十間に縮む此時網の周圍に在る手船は網船の間に至り竹桿又は棒を以て海面を撃ち魚を逐ふ而して左右曳綱を巻き揚げ畢れば轆轤の廻轉を止め舳艫雙方より手繰を爲し絲網に至れば網船二艘の港板を繋ぎ合せ錨を以て艫を張る此際と雖尙ほ曳手を止めず逐船は「ミト」に廻り網船の曳手各三四人海中に入り肩繩を取り足繩を踏み網を開張して鯿を囊に逐ひ入る而して囊に至り手船二艘にて之を離し二艘の間にて攔網以て抄ひ捕るなり。

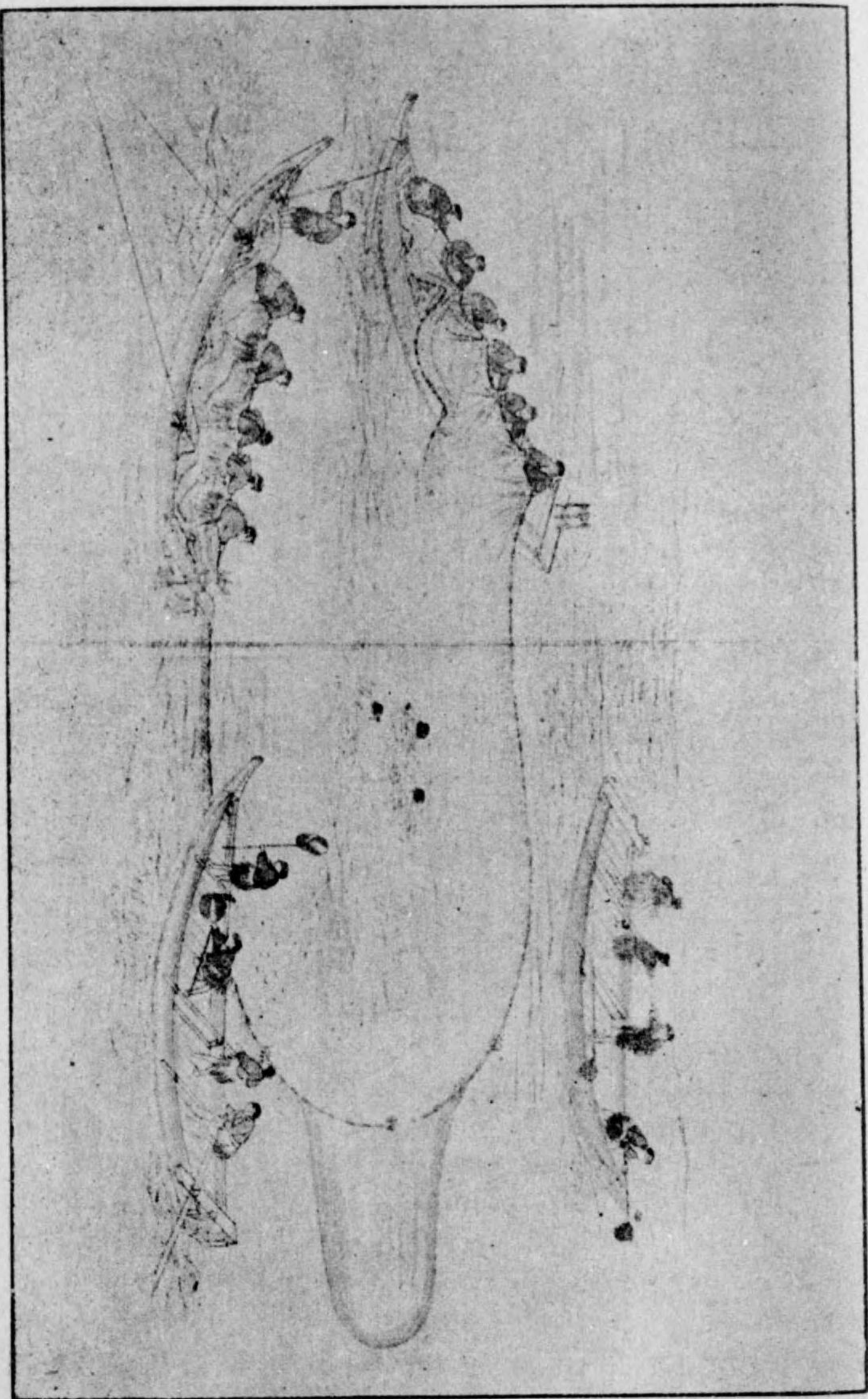
此網の構造は肩繩二筋長二百尋足繩二筋長二百尋に少し短し周圍各一寸八分絲網百尋繩網百尋を肩繩に五割増に配り造る浮子は長八寸幅四寸厚さ一寸總數四百餘沈子は石を用ふ數二百五十餘其重大なるものは三斤小なるものは二斤適宜



に配り附く繩網には温石の「挟ミイワ」二斥位のもを一尋毎に附く曳網は三子燃にして周圍六寸のもの十房の長さを要す而して其一房は三十尋を謂ふなり又浮としては樽三個用ふ、

二、瀬戸内海地方に於ける鱚沖曳網

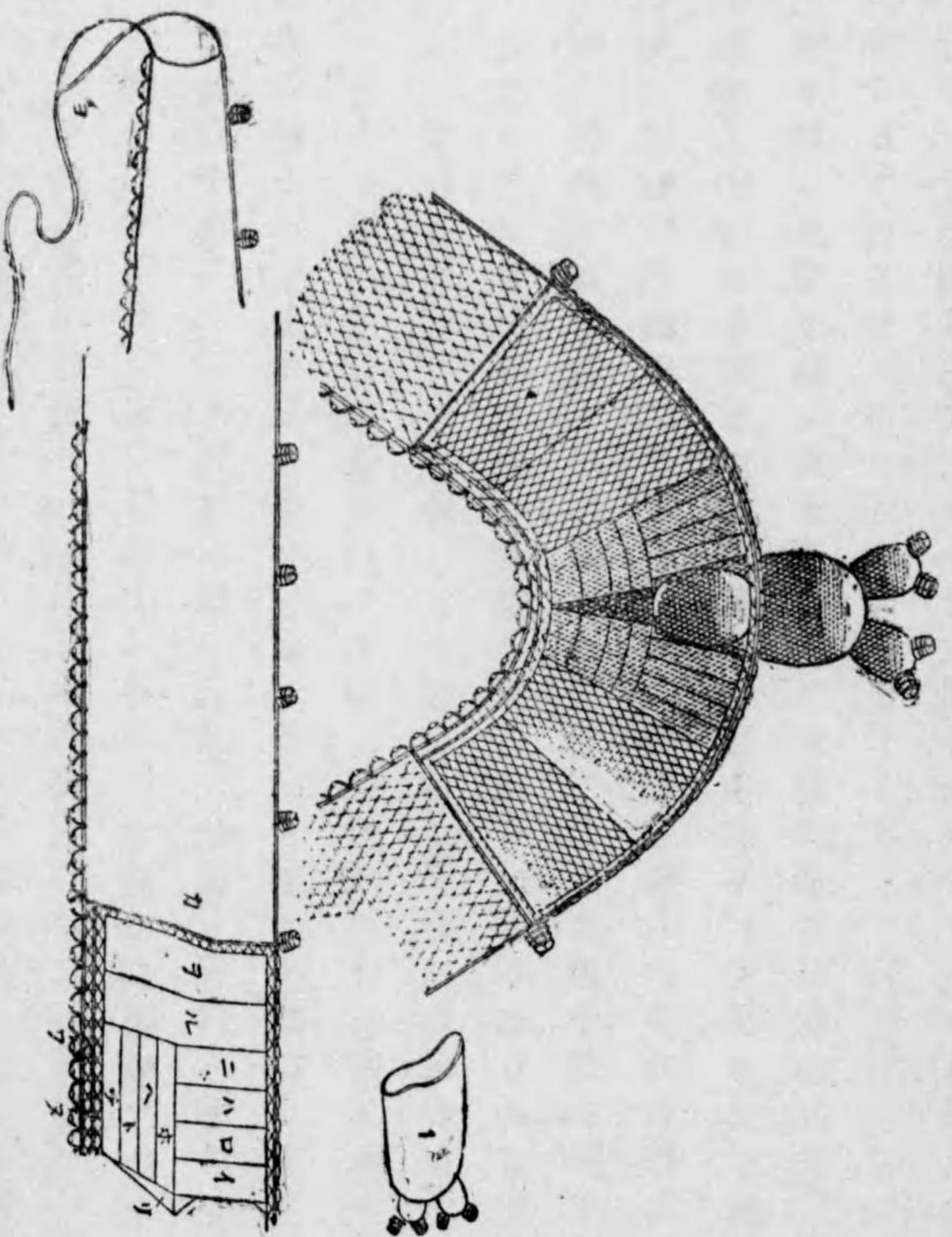
安藝國安藝郡宮原村に於て使用する鱚沖曳網は方言「除々」網と稱へ一種特殊の構造にして囊は網の上部に附け尙其囊の末に別に二個の小囊を装置し其小囊に各浮樽を附く故に狀恰も頭角を出したるか如し斯く二個の小囊を設くるは二重囊に代るものにして魚を多く入らしむるの意匠に出しものなり尙其の構造を分解すれば圖中の(イ)は二十二節網幅五尋丈け十二尋(ロ)は二十節網幅三尋丈け十二尋(ハ)は十八節網幅丈けとも前に同じ(ニ)は十二節網にして幅丈け亦前に同じ以上は網の上部に位し總て横目に用ふ(ホ)は長十四尋(ヘ)は十二尋(ト)は十尋(チ)は八尋丈け各四尋にして總て二十節網を用ふ以上は網の下部に屬するものにして縦目に用ふ(ナ)の下邊は五尋に縫縮め斜方形を爲し(リ)は二十節網にして下部は(ヌ)に連接して方錐形を爲す(ヌ)は泥瀧ドロコシと稱する疎目網なり(ル)は八節網幅八尋丈け卅尋(ラ)は幅



(ニ其)圖の用使網曳沖鱚



（網ノロツ青方）網引沖罾 四七十一號



一、 網



七尋丈け三十六尋長瀬網と稱す(ワ)は長十七尋丈け三尋網目二尺の繩網にして足繩に接す(カ)は大引即ち荒手繩網にして網目を四尺とす長二百尋餘(ヨ)は長四百尋の曳網なり囊網は二十四節にして口徑十二尋奥行十尋末に小囊二個を設く。漁法は船五艘漁夫十八人を要す網は二艘の網船に分載し各六人乗にして岸を距ること數百間の海上に至り並列す他の三艘は各二人乗の小船にして其内二艘は網船に従ひ一艘は村船と稱し魚監を司る村船は網船並列の近傍に至り海面を注視し已に魚群を認むれば直ちに網船に其方向を示す網船は分載せる所の網を繋ぎ合せ更に魚監の令するを待て先づ囊網を海に投し夫より相分れて陸に向ひ疾漕しなから順次翼網を却し漸く岸に至れば錨を下し兩船數十間を隔て舵首を相對して網を曳く村船は囊網に沿ひ左右曳網の緩急を示し其平均を保たしむ己にして曳網を曳きたれば漁夫船上に立ち網を手繰り其半はを過くるに至り二艘は網口に向ひ棒を以て水面を撃ち魚を囊に驅り入れ網船は二艘相並んで囊を挟み以て魚を捕獲するなり。元來同地に於ける鰮曳網は従前大なるを大網と云ひ小なるを地引と云ふの二種

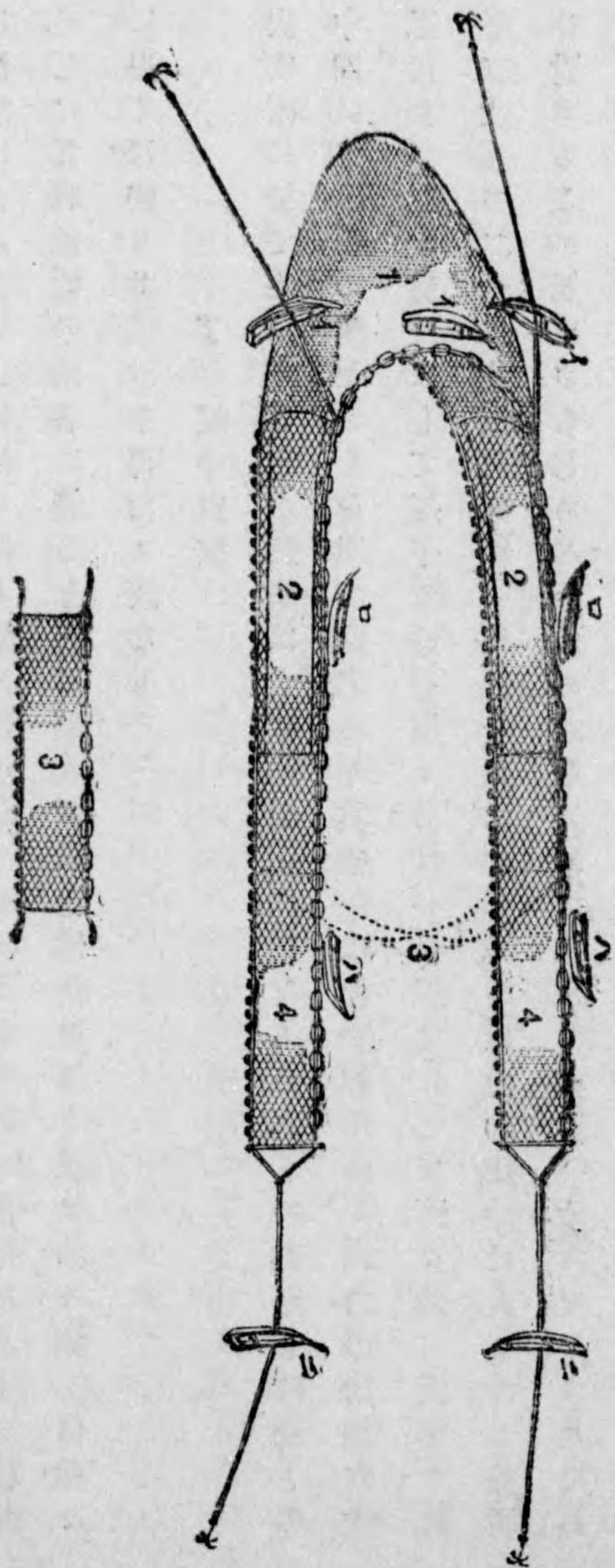
のみなりしが今は此網を加へて三種となり其大網と地引との中間に在り蓋し大網は之を使用するに船七艘人員凡五十人を要するを以て經費隨て少からず地引は沙濱にあらされは使用し難し然るに弘化二年始めて此網を製し船上より使用せしに其利便他の兩者に優るを以て漸次其數を増加せりと云ふ(徐々)網とは徐々に曳くに因り其名稱を得たる所なり

## 丁 鰮中曳網

出雲國に於て使用する鰮中曳網は大体地引網に異ならざれとも沖合と陸地との中間にて巖石の間を曳くを以て此名あり其構造は囊網圖中の(一)は口の周圍六丈五尺長さ三丈五尺にして綆子網地を用ふ目は一分五厘にして澀を施す翼網(二)は各二丈長さ二十二丈五尺亦綆子網地を用ふ中遮網(三)は魚の網中に入りたる後再び脱すること能はさらしめんか爲め之を入れて遮斷す其幅一丈八尺長さ九尺あり繩網又は綆子網を用ふ手元網(四)は翼網に次きて兩側に結び着く六寸目の繩網を用ふ各幅二丈長さ二十三丈あり曳網は囊製にして一條各長さ五十丈徑凡一寸浮子は各長さ六寸周圍六寸乃至一尺五寸桐を以て製す凡て二百五十個沈子は陶



網 曳 中 鰻 圖 六 十 第



製にして重量凡百匁のもの總數八十個を附く。

此網は海底藻類の茂生せる場所に用ふるに利あり之に要する漁船は九艘を通例とす其漁法は魚の群集を認め沖合より地方に向て網を卸す而して風潮等に由り網の押し流さるるを防ぐ爲め漁船二艘(イ)は錨を下し囊口に在りて肩繩を保持し他の二艘は(ニ)の錨を下して網を曳かんとする時其三艘(イ)は漸次錨網を伸はして網と共に進む尙ほ他の二艘(ハ)は手元網と翼網との境に在りて手元網の漸く曳き締まるを機とし中遮網(三)を卸して囊口を遮り魚をして囊中に集まらしむ其他の二艘(ロ)の船は網の暗礁等に纏着する支障を除去するに備ふ要する所の漁夫は凡て十五人とす。

從來該地の沿海は暗礁殊に多くして鰻の群集を認むるも捕獲すること能はさりしか今より五十年前萬延文久の頃漁者の考案に由りて此網を製出し好成绩を得るに至れりと云ふ此網の長所は能く海底の巖礁を避くるにあり全体の構造は普通のものに大差なきも遮網を附して魚の脱逸を防ぎ囊口に二條の網を設けて引揚ぐるに便するの趣向亦賞す可し惟ふに尙ほ滑車等を利用せは一層勞力を省く



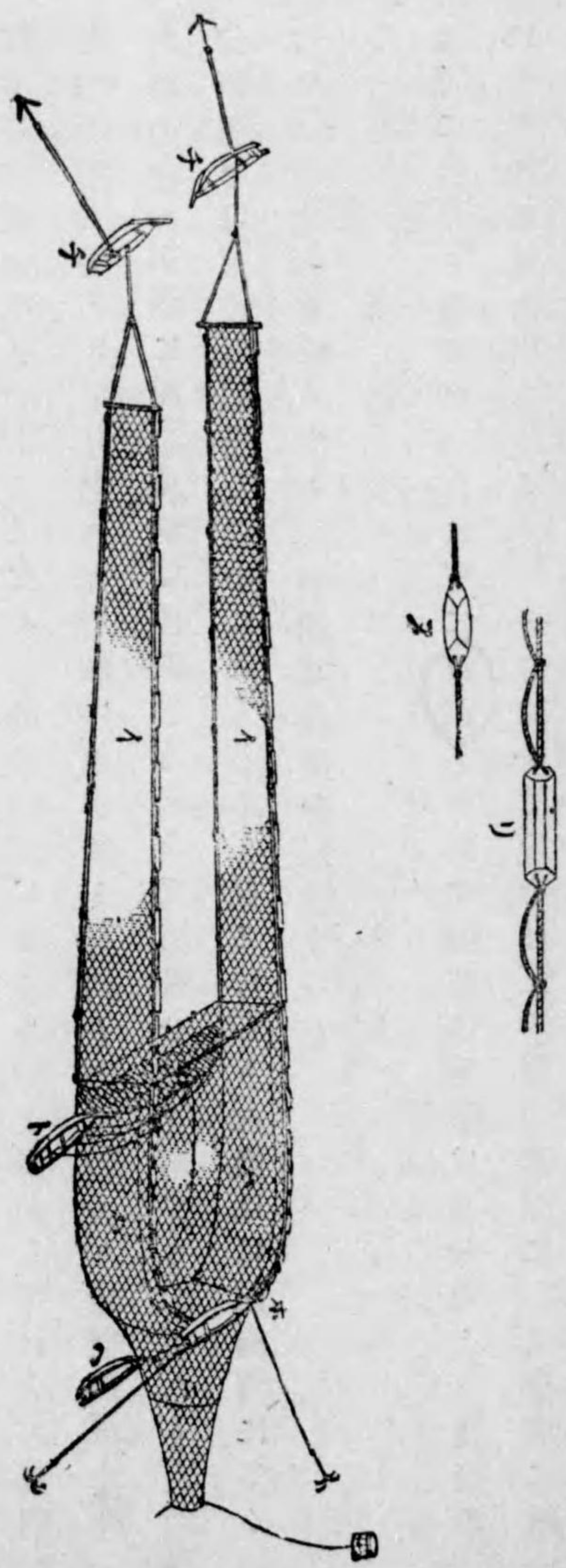
の便を見るへし

### 第二 大黒網

羽後國由利郡平澤村阿部儀右衛門が第三回内國勸業博覽會に出品せし大黒網は明治十五年の創製に係り鯔鯨等を捕獲するものにして其構造は荒手網「スグレ」網起し網囊網の四者より成る其荒手網(イ)は目の長さ五尺横目十六長さ百八十尋にして浮子は桐製一尺幅三寸厚さ八分のもの三尺毎に一個を附け沈子は鉛製一個の重量五十匁のものを三尺毎に附く「スダレ」網は二十一節目横目十五尋長さ八尋とし其下縁は起し網に接着し上縁に數個の鉛製沈子を附け尙ほ數條の口切繩を附く其長さ各十五尋とす起し網(ハ)は二十一節目横目百個幅三十反長さ四十尋前縁に鉛製沈子三個を附け上縁には五寸を隔つる毎に長一尺幅三寸厚さ八分の桐製の浮子を附く囊網は二十一節目横目百個長さ十五尋幅十二反とす。

漁法は船五艘を要し十五町以内の沖合に在て網を張下し船には各錨を備ふ其内「ボチ船」と稱するは二人乗にて常に囊口にあり小使船は一人或は二人乗にて網を

網 黒 大 圖 九 十 第



イ 荒手網  
 ロ スダレ網  
 ハ 起し網  
 ニ 小使船  
 ホ 囊網  
 テ 浮子  
 ト 沈子



張下する雑用を便し起し船は八人乗にて網を繰揚げ手網船二艘は各八人乗にて荒手網を繰揚るに備ふ此網の要は魚の網口に入りたるを見て前端的「スダレ」網を以て其遁逃を防ぎ次て起し網を引揚げ魚を囊網中に驅入れて捕獲するなり。

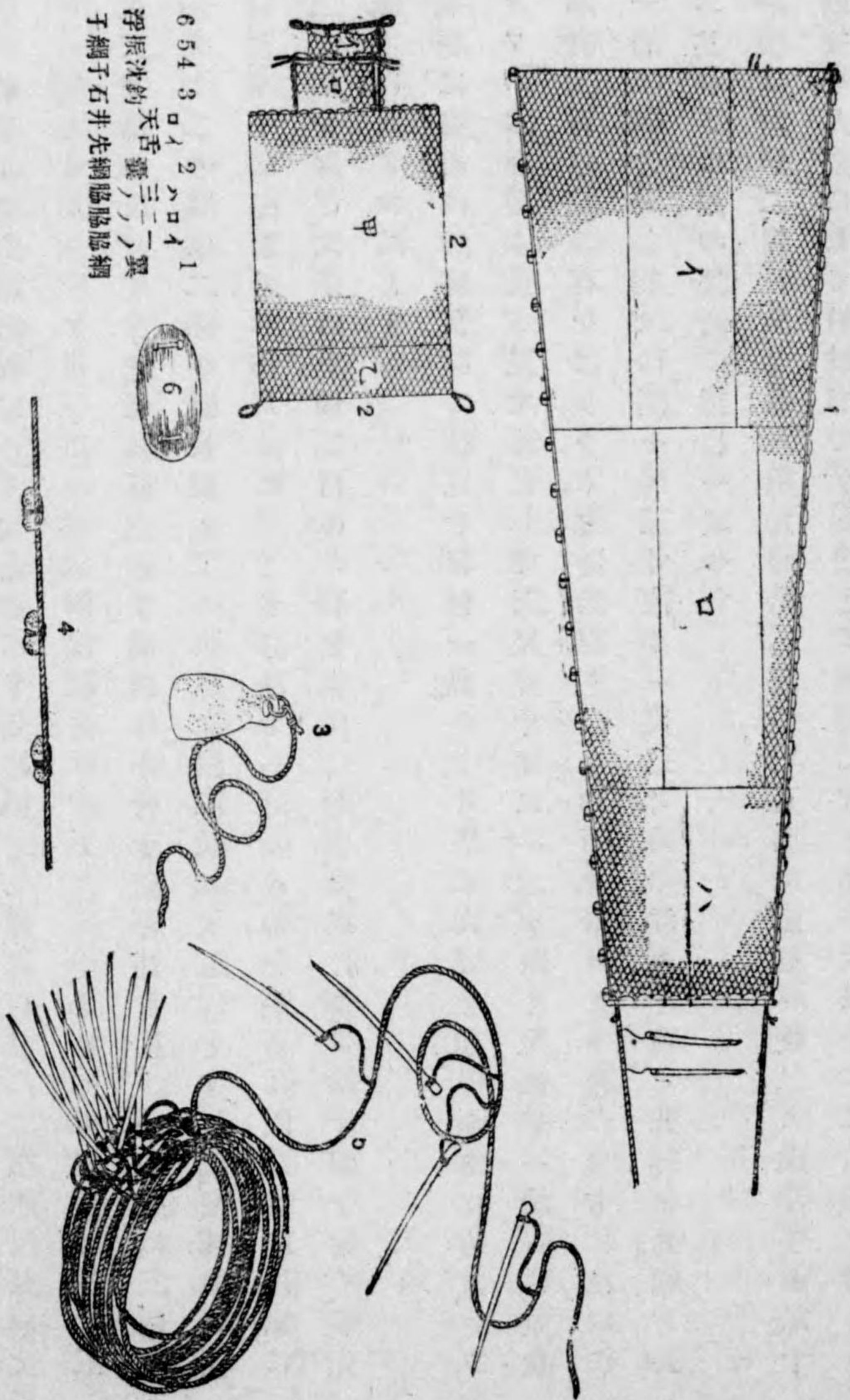
### 第三 鯛曳網

鯛も亦全國大抵産せざるはなく其漁法釣漁に依るものを多しとすれども曳網を以てするものも所在之あり引網に地引網と葛網カッラとの二種あり地引網は其趣向概ね鰻地引網に同じ葛網は桂網カッラとも云ひ又葛寄せ網と稱する地もあり其趣向振繩を以て魚を驅逐し網中に入らしめて捕るに在り此漁法は西南海に多く行はる今先づ葛網に就きて其漁具漁法を記述すべし。

#### 葛網

肥後國に於ける葛網は一には單に鯛網とも稱す漁業の季節は春分頃より夏至の前に至る漁場は海岸を距ること近きは一里遠きは三四里の沖合にして海底に暗礁多く散布せる處を良しとす。

鯛 葛 網 四十一





網の構造は總て麻絲製にして其囊網は十三節網とし目は百立にて幅四尺長一丈を一反とせるものを用ひ(甲)の部は四幅繼長五丈五尺(乙)の部は同五幅繼長一丈五尺天井は二尺五寸舌先三尺五寸とす翼網は亦皆十三節網を用ひ一の脇は三幅繼長五丈、二の脇は二幅半繼長五丈、三の脇は二幅繼長二丈五尺とす肩繩、足繩共に苧麻製、浮子は桐木平形長九寸幅三寸五分厚さ一寸のものを囊口に四個、冀網片側に三十個を附け、沈子は重量二百匁の石を囊口に七個、冀網片側に四十個を附く、手先張木は長さ六尺とす。

振網は麻或は苧麻製にて長五十尋を一總とし片手に六總を繼ぐ振木は方言、コウクワの木を用ふ長さ五尺許にして三尺五寸間に一本を附く又振網一總毎に重量四貫五百匁位の石を吊り下ぐ之を釣石と云ふ釣石を附けたる處の上方には別に一筋の繩を出し其末に徑一尺五寸高さ一尺三寸許の浮樽を附く此繩を釣繩と云ふ其長さは海の深淺に應じ一定せず。

漁法は網船二艘各漁夫七人乗元漕船二艘各七人乗、船頭船一艘二人乗浮子遣船十艘各一人乗にして船數總て十五艘とす網船に網を積み元漕船には振網を積み沖

合に至り船頭船に在る所の魚監は潮流の緩急を見て適度を測り令を傳ふれば二艘の元漕船は振網の兩端を結び合せ之を海中に投じつゝ左右に漕ぎ開きて半月狀を爲す是と同時に浮子遣船は雙方に相分れ釣繩を取る爰に於て漕船は振網の兩端を曳き數挺の樽を操り岸に向て進行すれば振網に附けたる數百の振木一時に動搖して閃々光りを發し且響きを生ず魚之に恐れ相聚りて敢て網の圍外に脱することなさず此間船頭船は網圍の中央に在りて雙方曳方の緩急を指揮す浮子遣船は屢々海の深淺を測り互に相圖を爲し釣繩を伸縮して網の巖礁に罹るを避く斯くて次第に漕進み巖礁等の網を妨ぐるものなき場處に至りたるを機とし二艘の網船は振網の後面より網を張り左右に漕ぎ開けば船頭船は振網の中央の結び目を解き網の兩端手繩に繋ぎ合す夫より漸次に網を繰り寄せ濱邊に曳き揚げ或は海上淺處に在て魚を捕獲するなり熊本縣漁業誌

上總國天羽郡小久保村及び荻生村に於て東京灣内に使用し鯛を漁する所の桂網も亦振繩を以て魚を驅逐するの趣向亦之に同じ唯彼は魚を逐ふて豫め張り敷き置く所の網に入らしむるに在りて網の使用上より論すれば敷網に



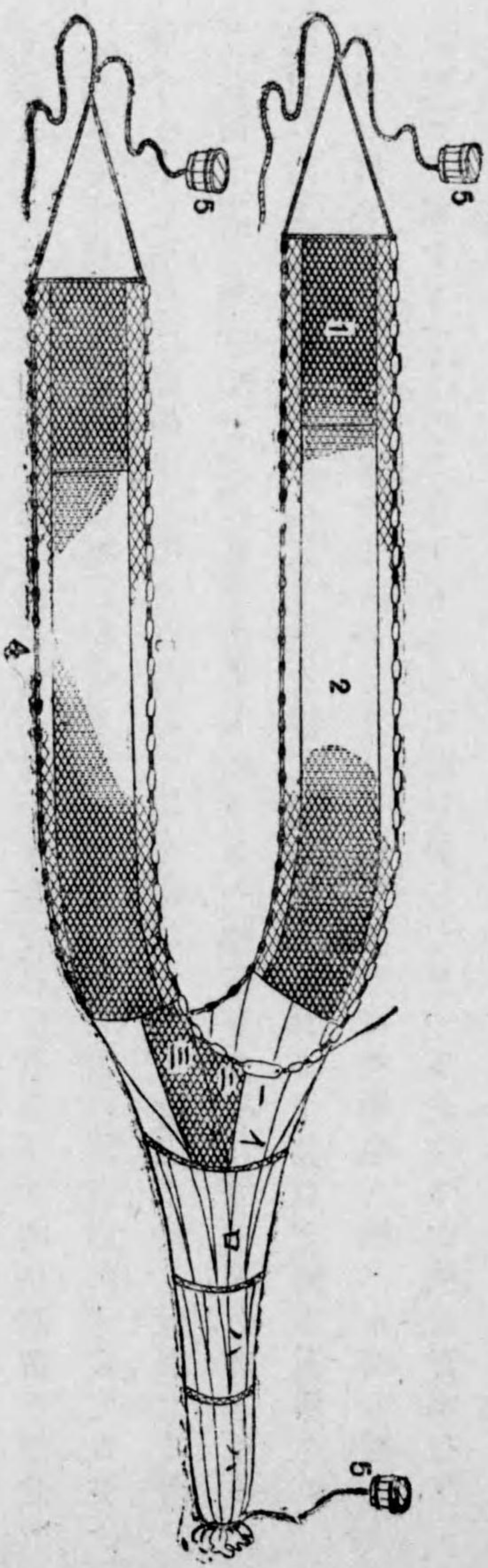
屬するを以て則ち敷網類中に載せたり彼此參看せば可なり。

### 第四 鯛曳網

鯛は羽前陸奥の二國に於ても多少の捕獲ありと雖其盛漁の地は羽後國にして殆んど其特有産と謂て可なり故に今羽後の國の漁具を記す。

羽後國に於ける鯛曳網は一に地引網或は岸曳網とも云ふ漁期は陰曆十一月中旬より十二月中旬までを最上とす網の構造は河邊郡新居濱及び南秋田郡横濱に使用する者に就て記すれば大體は同地方に於ける鰯地引網に同く袖網、マカキ、口囊、魚囊等より成る之を細別すれば袖網長各百尋にして前袖奥袖の二つに別ち前袖二反長三十尋百目掛にて五寸間八節奥網三反長七十尋網目同上の絲網にして之に「アバ摺網」足摺網を上下に接続す其網は囊心を以て三寸目十一を作り其の足摺網を袖網に連接せしむるに一尋に五寸の餘裕を附す「マカキ」即ち圖中の部分の(二)は蚊帳布地三反長四尋三尺五寸(三)は方言「サヌワ網」二反長四尋五寸間十四節五十目掛にして三角形を爲す(三)は方言本幅網二反長五尋五寸間十四節百目掛にして

鯛曳網 圖一十二



- 1 前袖
- 2 奥袖
- 3 本幅網
- 4 足摺網
- 5 口囊



以上を上幅とす下幅は之に準す口囊即ち(口)の部分は布地二十反其内十反は「サヌ」にして三角形になしたるものを一反隔てに縫合す故に前幅は二十反にして後幅は十反となる長さは五尋なり魚囊中即ち(ハ)の部分は布地十反にして長さ五尋とす此魚囊は三四個或は八九個を連接せしめ最後の囊尻を繩にて括り之に浮樽を附く。

漁法は漁船一艘に櫂十挺艦櫂一挺を具へ漁夫凡十五人許乗組み船長は艦櫂を執り漁夫十人は左右の櫂を操り船を進め魚群を認むれば網を下す其法潮流の如何に拘はらず南より北に向ひ掛け廻すものとす是れ蓋し魚の回游方向一定するが故なり下し畢れば網網掛と唱へ曳網の一端を持たせ豫め陸上に残り置きたる者に合圖を爲し漸次船を岸に寄せ漁夫上陸するや總員を左右に分ち網を曳き魚の囊口に迫るとき漁夫水中に入り魚を驅て囊に逐入れたる上其口を縛り翼網との連絡を解き囊を陸に曳揚ぐるものとす凡て鯷の如きは普通色と唱へ水面の變色を認めて網を下すものなれども鮪は水底を游行し且つ疾走するが故其群來を認むること難し通常鷗の群游して該魚を啄むを認め網を下すを以て古來の例とせ

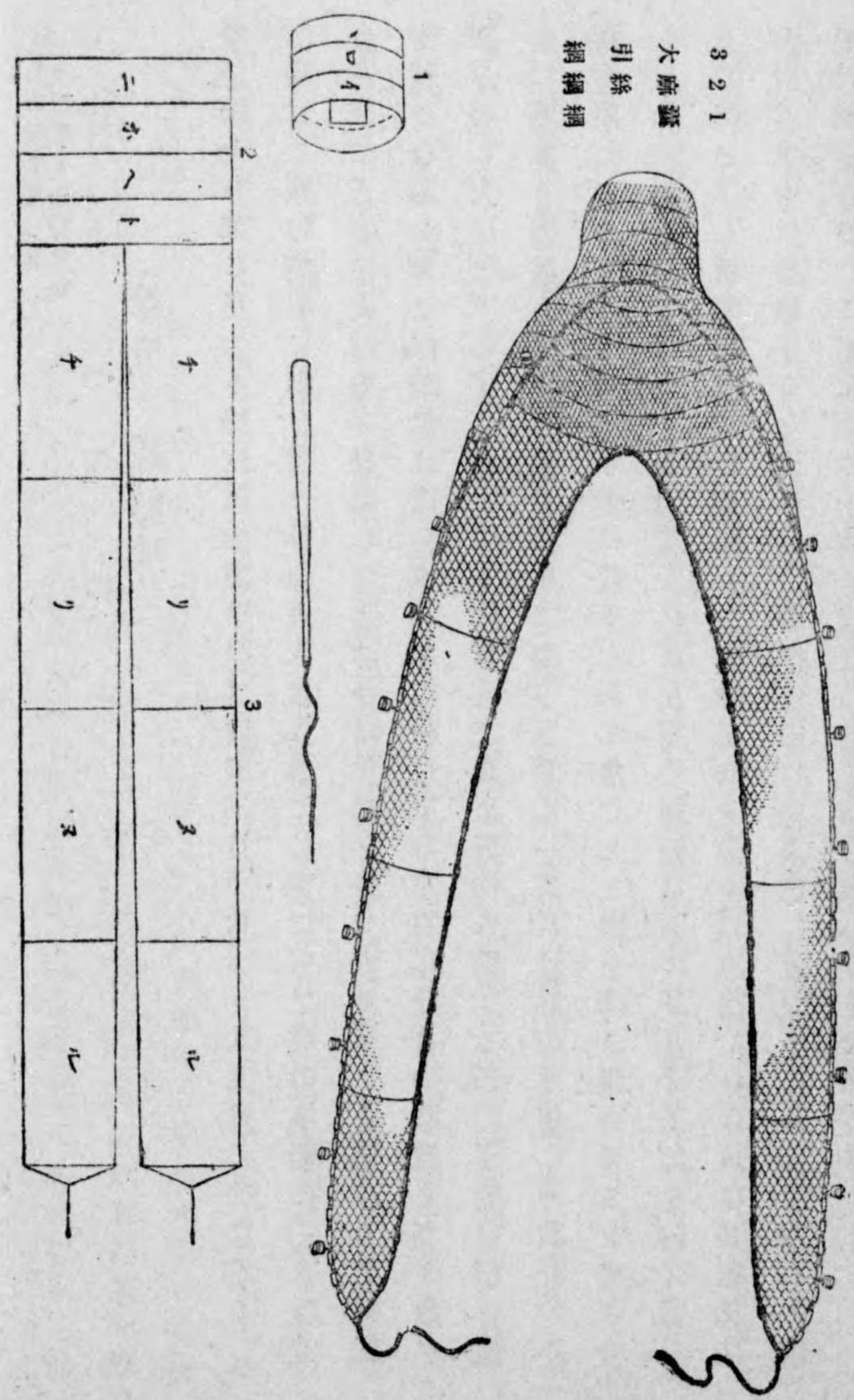
り 秋田縣漁業一斑  
水博審報嬉遊笑覽

## 第五 鮪鯖網

豊後國大分郡に用ふる鮪鯖網漁業季節は陰曆三月中旬より八九月の交に至る。漁法は二艘の網船に網を載せ各漁夫八九人乗にて別に一二艘の手船に一人の沖合及び二三の漁夫乗組み漁場に至り沖合は魚群を見て方言「ホテ」と稱する信號旗を揮ひ合圖を爲せば網船は之を承け遂に網を下し左右に分れて漕廻し漸々魚を圍み將に大引を下し了らんとするに及んで豫め近傍に備ふる所の手船は網の前面に漕來り方言「テン棒」と稱し長凡二間半周圍凡一尺八寸許の木艇に一間許の小繩を附したるものを頻に水中に投下し以て魚をして虚を衝き脱去するを得ざらしむ此の如くして網全く合圍し了れば左右の網船は去て各凡十五間を隔て船を止め錨を下し兩船を繋ぎ合せ而して曳繩を取り徐々に曳揚ぐれば魚は其繩及び大引の水中に動搖するを恐れ悉く囊網の中に向ふ已に近づくに及んで左右の網船は繋ぎ合せたる網を縮め一處に接近し竟に網を曳揚げ魚を捕るなり。



3 2 1  
大 麻 蓋  
引 絲  
網 網 網



網の構造は圖中の(1)囊網にして網目五寸間に十節横目百掛囊口(イ)は六反長二尋半、中囊(ロ)は五反長一尋半、囊底(ハ)は四反長一尋半(2)は麻絲網にして(ニ)は方言米シマと唱へ網目五寸間に十節横目五十掛二十五反(ホ)は方言小中と唱へ五寸間に八節横目五十掛廿五反(ヘ)は方言鱸目と唱へ五寸間に五節横目六十掛十四反(ト)は三ツ指十四反長各五尋とす(3)は大引網にして(チ)は片目四尺五尺五寸横二十九節(リ)は二十三節(ヌ)は二十一節(ル)は十九節とし目は皆(チ)に同じ長各五十尋浮子は長七寸幅三寸厚さ二寸麻網の部分には四尋半に十六個大引には四十五尋に十六個の割を以て附く沈子は重量八百匁距離九尋肩繩は麻網の部分長十八尋大引には百八十尋足繩の長肩繩に同じ曳繩は長百二十尋空樽は囊口に二斗樽一個大引に一斗樽四十五尋に二個の割を以て附く。大分縣漁業誌

第六 鰈網

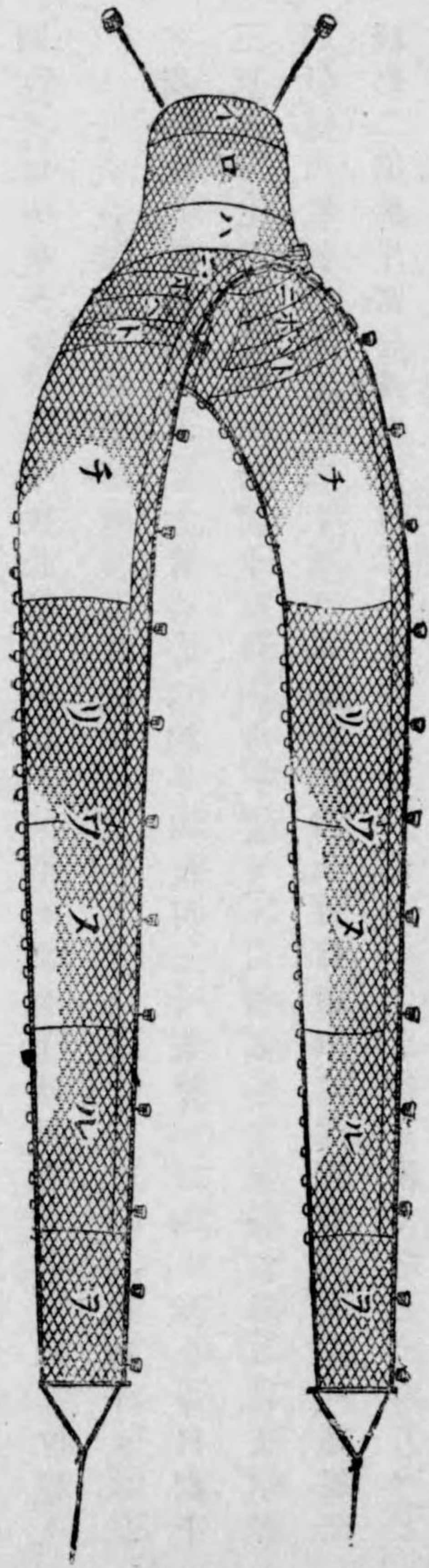
鰈の盛漁の地は西海に多くして日本海に臨める地方之に次ぐ其網は刺網建網若くは敷網を用ふるを多しとすれども又間に曳網を用ふるあり其一を録す。



豊後國南海部郡に於ける罾網漁業の季節は陰曆十二月より翌年三月に至る間にして季節に及べば網を整頓し二艘の網船に備へ置く其船は他の地曳網漁に用ふるものに同じ。

漁法は網船一艘に浮子置一人沈子置一人平漁夫十七人手船一艘に三人此内一人は魚見とす又火船往年鱈を誘致するに篝火一艘に三人此内一人は網主一人は魚見とす手船火船の魚見二人及び網主は岡見と唱へ山に登りて魚群の動靜を觀眺し網船二艘は沖合に至り船を舫結して指揮を待つ魚見等は魚の集まりたるを認むれば大聲連發兩手に持ちたる白團扇を双方に開くを合圖とし二艘の網船は其舫モテを解き網を海中に下し櫓を漕きて船を双方に開き網を圓形に張り船を地方に着け陸より方言松網を以て船を繋ぎ止め船中に設けある轆轤を仕立一方各八人にて右網の方は左に左網の方は右に迅速に旋轉し又繩締夫四人を備へ轆轤にて捲き落せし松網及び大引網を順次に巻き絲網に至り轆轤を止め手にて曳く又浮子置沈子置は共に網の上るに随ひ浮子沈子とも皆次回の使用に便すべく整頓しつゝ網を船中に繰收む是より先き手船は網の肩繩に沿ひ驅棒を執て網の前面に纏

罾網 圖三十二



イ 麻 網  
ロ コ ヲ ヲ 網  
ハ コ ヲ ヲ 網  
ニ ホ ト ヲ ヲ 網  
ホ ト ヲ ヲ 網  
ニ ト ヲ ヲ 網  
ト ヲ ヲ 網  
三 ホ ト ヲ ヲ 網  
ニ ト ヲ ヲ 網  
ト ヲ ヲ 網  
四 ヲ ヲ 網  
ル ヲ ヲ 網  
チ ヲ ヲ 網  
大 引 網  
ヤ 網



ち魚の逃脱を防ぎ足繩の揚がるに至て之を止め肩繩の外に手船を出し囊網を引寄せ打釣を以て魚の頭部を刺し一尾毎に手船に移すなり此漁業は一網の收穫最も多きときは三萬尾以上に及ぶことありて實に其收穫大なるにより頗る盛況を呈するなり。

網の構造は圖中(イ)は麻苧二十五貫匁二綫絲にて四枚に作り長十尋二つ折目數八十五掛(ロ)は方言「コシ網」六枚幅十二反一反長七尺目數五十掛(ハ)は「コシ網」六枚幅十四反(ニ)は方言「トウシ」八十枚長五尋(ホ)は三ツ指「トウシ」十八反長十尋(ヘ)は二ツ指「トウシ」十九反長五尋(ト)は十五反長十尋(ホ)より(ト)に至るまで目二寸目數四十(チ)は三ツ指網十六反目三寸(リ)は方言合の目網十四反目三寸五分(ヌ)は四ツ指合の目網十三反三寸七分(ル)は四ツ指網十反目四寸(チ)より(ル)に至るまで長各百尋(ヲ)は大引網網目五尺目數二十七長二十尋(ワ)は細繩網目六寸目數四ツ長四百尋肩繩は藁製三綫撚二筋絢片網分長四百尋浮子は囊上に大形のもの三枚を附く之を三枚「アバ」と云ふ(ニ)の上には二十一枚(ホ)より(ト)までに百二十五枚(チ)以下は浮樽六十個を附く以上片網の數なり足繩は藁製三ツ撚片網分長三百六十尋沈子は石重量大は一貫

八百匁中は八百匁片網に數百二十個を附く。大分縣漁業誌

## 第七 海豚網

海豚を盛に捕獲するの地は能登國、肥前國、伊豆國、相模國等にして其他一二地方に於ても之を漁すれども未だ盛ならず是一は從來漁民は海豚を指して神物とし捕れば則崇ありと稱し或は鯪其他の漁獲あるは海豚之を逐ふて海濱に至るものなれば若し海豚を捕れば他魚岸に近ぶかざるものと妄信し敢て之が漁獲を試みざる等の陋習ありて然らしむるものゝ如し然れども元來海豚の漁法たる彼が性甚だ網を恐るゝが故に網を懸け廻はし之を恐嚇して灣曲中に逐入れ捕獲するに利あり其白砂一帶更に灣曲なき濱の如きは捕獲に便ならず此の如く地勢に關係あるも亦此漁業の廣く全國に行はれざるの一因ならん而して其盛漁の地に於ける網は各種を併用するものにして他の魚類の漁法の單純なるの比にあらず然れども其主として効を奏する網は曳網に屬するものなるを以て今其漁法の全體を舉げて本類に掲ぐ。

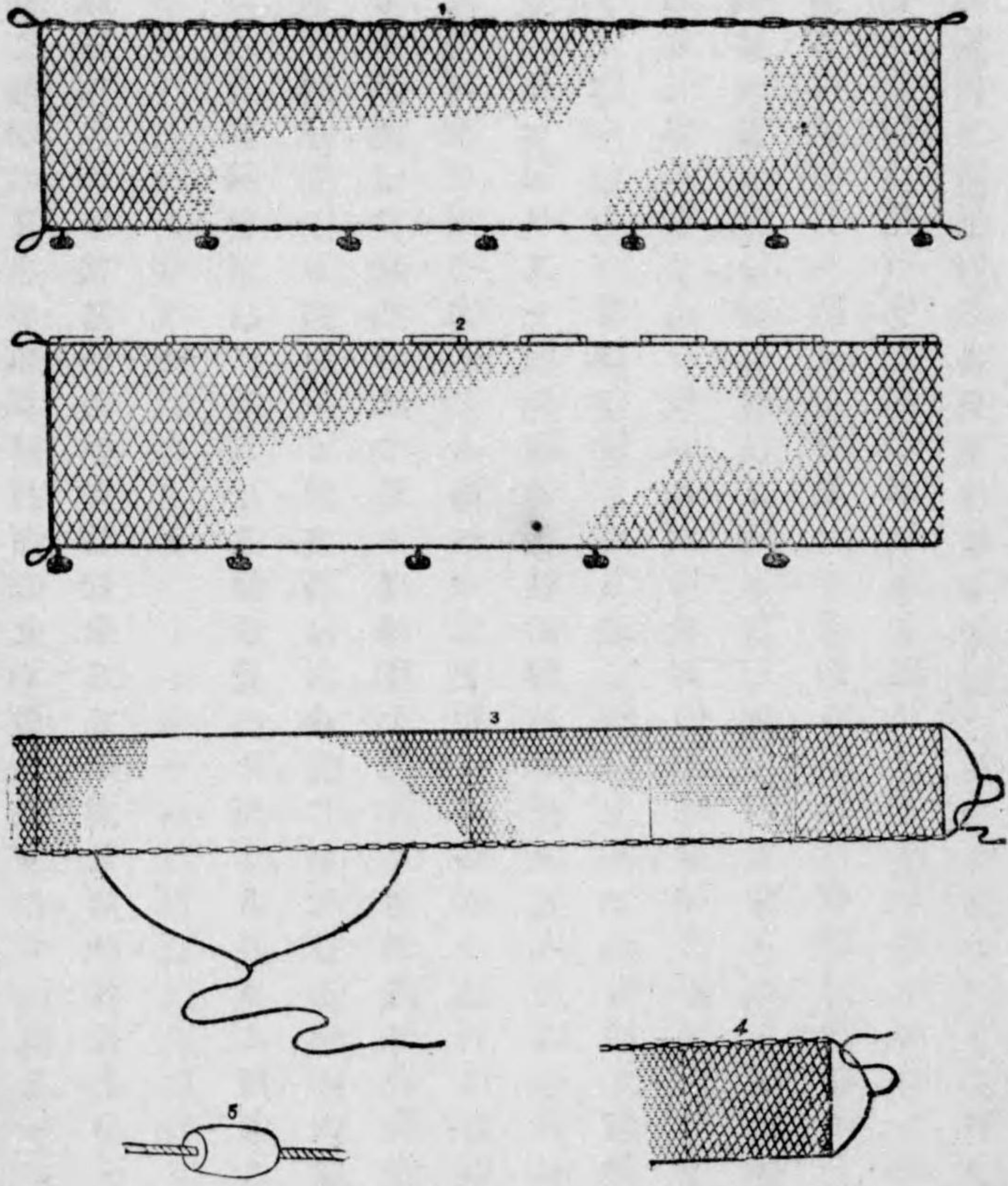


一能登國珠洲郡及鳳至郡の海豚網

能登國に於て海豚を漁獲するの地は珠洲郡高倉村の内真脇を第一に推し同郡小木村及び鳳至郡宇出津町之に次ぐ鳳至郡仲居村其他に於ても捕ることあれども其數少し漁業の季節は三月下旬に始まり七月下旬に終る就中盛漁なるは五月中旬より六月中旬までの間とす元來海豚は種類多きものなれども該地にて多く捕獲するは眞海豚、入道海豚にして往々鎌海豚、シヌミ海豚をも捕ることあり、此漁に用ふる網は早打網、三百網、留網、寄せ網の四種あり其早打網は藁心繩三つ打を以て製す網目六寸にて六十目乃至六十五目掛網丈七七八尋長さ三十間を以て一把と稱す肩繩足繩とも藁製太さ徑六七分許浮子は桐又は杉にて造る長一尺二寸幅三寸厚さ八分位之を一尋毎に三個づゝを附く沈子は陶製にして其數浮子の數より少しく減す船毎に此網一把づゝを載せ之を使用するに當り數十把を繋ぎ合せて海豚の群隊を圍む但此網は主として眞海豚を漁するに用ふ。三百網は入道海豚を漁するとき早打網に換用するものなり網目六寸五十五目乃至六十目掛にして長さ三百尋あるを以て此名あり其他の構造及び用法は凡て早

網 豚 海 圖 四 十 二 第

日本水産採誌



- 1 早打網
- 2 留網
- 3 寄せ網
- 4 寄せ網の端
- 5 沈子



打網に同じ唯網の長さが爲め早打網の如く多く繋ぎ合すの煩なきのみ入道海豚は眞海豚に比すれば其進退稍や寛なるを以て此網を用ひ取扱上多少の手数を省くなり。

留網は海豚の群隊を灣内に逐入たる後其灣口を扼する爲めに用ふる網にして藁繩太さ凡徑四分許のものを以て製す網目六寸横二十七目丈は六間許を通例とすれども海の深淺に依て増減す長さは海豚を逐入るべき灣口の廣狹に従ひ適宜に製す此網は常に浮子沈子とも備へず之を灣口に張るには別に藁の大綱徑二寸餘のもの二條を用ひ其一條に桐の丸材周圍一尺長さ五六尺のものを結び附くること浮子の如くし先づ灣口に張り渡し是に網の上縁を結附け大綱の兩端は灣口の左右適宜の處に撃く又一條の大綱には網の下縁を結び附け網の中部には六七間毎に重量一貫匁餘の石を附けて錘となし以て網を壁立せしむ此石は網の中部に附け兩端には必しも附くるを要せず其然る所以は兩端は水底淺く海豚の逃逸せんとするものは先づ中央部の水底深き處より遁路を求めんとし淺處には來らざるを以て強て防禦の必要なければなり。

寄せ網は灣内に逐入れたる海豚を更に岸近く曳寄る網にして全長凡二百尋とし其中央即ち圖中の(イ)六十尋は一寸五分目其左右(ロ)は二十五尋づゝ各三寸目(ハ)も亦二十五尋づゝ各六寸目兩端(ニ)は二十尋づゝ各一尺目とし網丈は凡て六七尋なり肩繩足繩は徑一寸四五分のものを用ひ肩繩に浮子を附くるを要せず是此網を使用するときは船を以て浮子の用を爲さしむるを以てなり沈子は珠洲郡小木村に産する石を以て普通陶製沈子の大きなが如き形に造り之に足繩を貫く其一個の重量凡一貫匁許とす又網の兩端及び下縁の中部とに長さ七八十尋の曳網を附け之を曳きて岸邊に繰り寄するの用に供ふ其下縁の中部にも曳網を附くる所以のものは兩端の曳網のみにて曳くときは沈子の重量の爲め網は前方に俯し爲めに海豚の網を超えて逃逸するの恐れあるに依り中部の曳網と兩端の曳網と同一に曳き以て網の俯すことなくして海豚を逃逸せざらしめんが爲めなり。

漁法は季節に至れば豫め海濱の丘上に一小屋を設け或は地形により之を二ヶ所を設くることあり魚見二人を置き望遠鏡を以て海豚の來るを窺はしむ其眞海豚は數百乃至數千最も多きは萬を以て計ふべき群隊を爲して到るものなれば距離



遙かなる洋上と雖尙能く認め得べきも入道海豚の如きは群小にして一群八九頭若くは十七八頭に過ぎざるを普通とし其百有餘の群をなすことは稀なるを以て遠隔のものは認め難し故に毎曉二十艘の逐廻船と云ふを發し每艘漁夫三人乗にて沖合を徘徊し海豚を看認めたるときは檣上に筵或は笠を掲げて丘上の魚見に報じ魚見は直ちに竹筒を吹き鳴らし又は大聲を發して之を村民に報ず村民報を得れば早船と稱し通常小漁船二三人づゝ乗組み各船早打網を携へ相競ふて漕出す其數定りなし洋上を群行するものを驅て灣内に逐入るゝときは多數を要し近く灣口に向ひ來れるものを逐入るゝには少數にて足れりとするも大抵七十艘内外を通常とし多きときは百數十艘に及ぶ各自沖合に至り逐廻船と共に海豚の群隊に近づき船より船に早打網を張り群隊三面を圍繞し其一面を開く元來海豚は耳敏にして音響に驚き易く且其群行するや先導者ありて他は皆之に追隨するものなるが故に漁夫各鬨聲を發し舷を叩き或は竹竿を以て水面を撃ち先づ其先導者をして灣内に向はしむれば他は皆之に従ふて入る既にして灣内に驅入るれば留網を下して灣口を遮斷し早打網を收め更に寄せ網を下して海岸に曳寄せ其網

の海の深さ人の背丈の立ち得る程の處にまで曳詰めたる頃を計り漁夫皆裸體となりて海中に入り海豚を小脇に抱く元來海豚は鈎籍カギモリ等を加ふれば狂奮して制し難きも人體に觸るゝときは柔順其爲すに任す故に俚俗海豚を指して娼婦ぢやうぶの化生と稱するに至る是れ赤手にして捕ふる所以なり而して汀にまで抱き來りて出及庖刀を以て其唯下を刺して殺すなり是を普通の法とす然れども若し日没に迫り寄せ網を下して捕獲するに暇なきときは留網のみを懸け數船にて網を監護し翌朝まで留め置くことあり但た此場合に於て風浪劇しく起り海底の砂泥を動搖し爲めに海水の濁るときは網目彼れか眼に觸れざるに由り忽ち跋扈して網を破り逃逸することあれば深く注意を要す水産報告及び佐野純高氏の報

二 肥前國有川及魚目の海豚網

肥前國南松浦郡有川魚目の西村灣内に於て海豚を漁するは元錄年間以前の起原にして種類は亦眞海豚方言「ハセイルカ」入道海豚方言「パウズイルカ」の二種なり季節は定まりなし多くは春秋、冬とす。網は立廻し網、撃き網、格子網にして其立廻し網は藁繩を以て製す網目五尺縦四十



横二十五目立一反の長さ二十二尋に編み立たるものを二十尋に仕立之に八升入の小樽凡三個を付け浮子となし總反數四十八反總長さ九百六十尋とす此立廻し網は特に海豚捕獲の爲め製するにあらず鮪漁業用の張切網を以て之に充用するものなり。

撃き網も亦藁繩製にして網目八寸縦目六十三横目三十長さ十尋幅四尋三尺之を二反繼ぎ合せたるもの五十反を總長さ二百五十尋に仕立之を藁製の周圍五寸長さ三十尋の網に結付け長さ五尋周圍五六寸の竹三本つゝを束たねるもの二十五个を付け浮子となす。

格子網は麻繩製周圍一寸五分網目四寸五分縦目三十五横目百十長さ十尋幅三尋餘のもの三十反を繼ぎ合せ小船凡十艘を以て浮子に代へて使用す。

漁法は別に魚見小屋を設くることなく又前者の如き逐廻し船を出すことをも爲さず漁者等が通常鯛釣又は網曳などに海上に出たるとき偶然海豚の群集を認むれば直ちに其漁業を止め衣服又は苦を竿頭に掲げて海豚を看認めたることを報す斯く其目的たる漁業を止むる所以のものは一番見付二番見付三番見付とて發

見の前後に依りて等差を立て其漁獲の分配に預り其日漁業の收穫よりも遙に多額の賞與を爲すの慣行あるを以てなり而して各船此信號を認むれば競ふて此に漕寄すること幾十百艘に及ぶ皆海豚群隊の三方を圍繞し鼓噪して之を灣隅に驅り込み而して立廻し網を張り廻して之か遁逃を防ぎ次に繫き網を立廻し網の内側に張り廻し然る後藁繩網の後部に格子網を添へて張下し海豚を海濱に曳寄するなり此他前者能登の漁法に異なることなし其捕獲の収益は灣内沿岸村落の利益とし之を總戸數に配當するを習慣とす。長崎縣漁業誌料

### 三 伊豆國那賀郡の海豚網

伊豆國那賀郡宇久須村、田子村、賀茂郡伊東村、稻取村、小室村、若澤郡西浦村、内浦村、戸田村等に於ても海豚を捕獲す今其那賀郡田子村の漁事を記さんに其海豚の種類は鎌海豚、巨頭海豚及ひ眞海豚にして漁業に定まれる季節なし其群を見れば輒ち捕獲す而して鎌海豚は眞海豚等に比すれば鋭敏且強猛にして捕り易からざるを以て網の構造を異にす即ち左の如し。

鎌海豚を捕獲する網は片手長さ二百二十五尋にして奥の百尋は麻網なり目合六



寸横五十掛三枚繼ぎ網裾は一尺目とす之に連続する手網は藁繩製にして其麻網に接する所長五十尋は八寸目次の七十五尋は一尺目網丈々は裾の海底に達するを度とし二尋毎に長二尺幅六寸厚さ三寸の桐製の浮子を附け沈子は重量凡二百匁内外の石を一尋乃至二尋毎に附く網を肩足繩に結ふには凡一割位を縫縮め右二組を中央にて接續し一張となして使用する。

巨頭海豚及眞海豚を捕獲する網は全體藁繩製にして片手長さ二百尋目合一尺とす其他は前に同し。

又別に抄網を使用することあり藁繩製にして長さ百尋中央幅最も廣き處十五六尋兩端に至りては二三尋に狭まる、目合五寸にして之を四五割を縫縮めて肩足繩に附くるなり。

此地に於ては往古より海豚漁業は合資株持組織にして全村の住民は何れも多少其株を所有するか故に何時にても海豚の群を認めたりとの報あれば各自奮て先を争ひ船を出し灣口を扼す故に特に漁夫を召集し漁船を點檢するの煩なく衆船相集まれば駢聯して群の背後及び側面を迂回し木槌を以て舷を叩き閑聲を發し

又長き竹竿を水中に投入して其本を推撃すれば波間にては頗る響をなすものなりとて之を行ひ或は船の帆を卸し之に錨を附け波間に投入して曳廻し或は壯者は自ら海に投して其遁路を塞く等種々恐嚇の手段を施し驅逐して漸次灣内に入らしめ其好位置に至るを見て網を下して遠圍を爲し然る後數十の漁船を其網の周圍に配置し船舷より數條の小網を出し之に網端を撃きて船側に吊し上げ以て海豚の網端上を跳躍して逃逸するを防ぎ尙ほ此他に數艇の船は其網圍中に入りて驅逐し其群多きときは抄網を下し網の周圍に數船を繫留し之を進退して海豚の網に上るを數回に抄ひ捕り群少ければ數百の壯丁は直ちに網の兩端を取り附近の小丘上に在て魚見を掌る者及び船上に在る指揮者の傳令とに由りて緩急其度を計り漸々網圍の面積を縮小し終に海濱に曳揚げ捕獲するなり。

此漁業の利益金は全額の中より百分の六を割き其三を海豚の群を看認め報告せる一番船に其二を二番船に其一を三番船に與へ又其三十を網具調製費に貯蓄し其の殘額を株主及び漁船漁夫に分配するものとす漁具修繕の如きは毎年一株より藁繩二總つゝを出さしめ閑暇の時に修理に従事して怠らざるを以て一時に巨



費を要することなし毎年株主中より世話人十二名を撰出し之に魚見漁業の指揮漁具の管理收獲物の販賣及び諸勘定の事を依托し株主は其意見に従ふものとせり。静岡縣水産誌及岸上正作氏報

#### 四相模國大住郡の海豚網

相模國大住郡平塚新宿の海邊は遠淺にして地形敢て灣曲せずと雖海濱近く海豚の寄來ること往々之あるを以て地曳網を以て之を漁す季節は陰曆十二月より三四月頃までにして漁場は海岸を距ること數町に過ぎず深さ二十四五尋以内なり固より盛漁あるにあらざれども前記數者の漁法と頗る異なるを以て茲に掲ぐ。網の構造は甚だ簡單にして魚捕りと藁網とを以て成る其魚捕りは麻絲に線縫徑一分位のもの二寸五分桁二百目掛長さ十二尋半乃至十三尋二枚を横目に用ふ藁網は二線縫徑一分二三厘のものを以て魚捕りに際する處は二尺五寸桁七十掛とし末に至るに従ひ次第に目を大にし目數を落し終に五尺桁二十掛に至る片側の長さ百二十尋許肩繩足繩は凡て徑六分位の藁繩にして長さは網の長さと同じ浮子は桐又は椹サツラにて製す長一尺五寸幅七八寸厚さ一寸二三分之を魚捕りに三十枚

許藁網には片側に三十五六枚を附け沈子は石の重量四百匁位のものにして魚捕に二十個位藁網には浮子と同數に附く曳網は六十尋を一總とし十三四總を用ふ

側片網曳豚海

圖五十二

2魚捕  
1魚捕  
1中  
1央



漁法は別に魚見小屋等の設けなく村人海豚の來れるを報ずれば船を出す其船は四艘にして内二艘を網船とし之に網を分載し沖合に至り網を繼合せて張り廻しつゝ陸に向て進めば他の二艘の船には網を載せ海岸より進み來り網を網先きに繋ぎ陸に漕ぎ返りて陸上より曳寄せ已に汀に近づけば漁夫數人裸體となりて打釣を提げ海に入り海豚に引懸げ捕り揚ぐるなり。實地に就て調査す

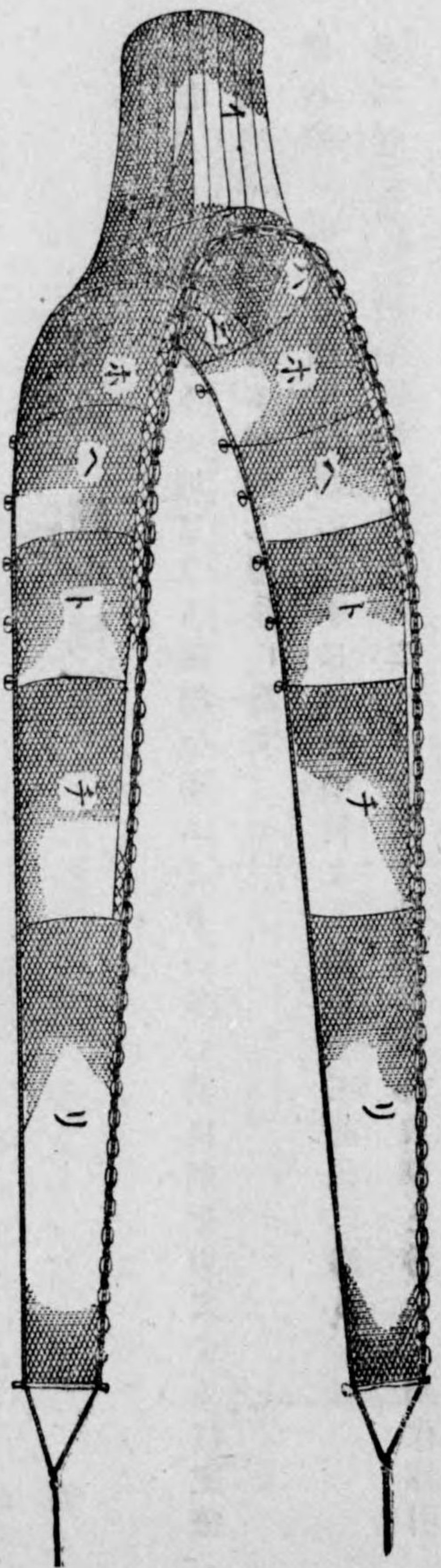


第八 玉筋魚曳網

玉筋魚を漁するは西海及瀬戸内海に盛にして東するに隨て漸く少なし就中筑前國玄界島沿海には古來玉筋魚の蕃殖多く曳網を以て捕獲することは凡二百年前に生まれば都て該地近傍及び近國各地に於て使用する玉筋魚漁業も亦之と大差なければ蓋し該地より傳播せるものならんと云ふ今左に録す。

筑前國志摩郡玄界島待井清秀が第三回内國勸業博覽會に出品せる玉筋魚曳網は形狀普通曳網と異なる所なし囊は緞子を用ひ囊の上縁には細目の網を用ひ其最も意匠の勝れる所は囊口に「ヒウチ」網と云ふを附けたるに在り尙ほ之を分解すれば「イ」は緞子の囊網にして上下各八幅(一幅一尺一寸)長さ三尋一尺、囊浮子縁網(ロ)は目一寸五分幅五尺長さ二尺、「ヒウチ」網(ハ)は目六分横目二百長さ七尺、囊口網(ニ)は後縁二尋一尺其一脇網に接する所亦二尋一尺七幅より成る而して後縁に至るに隨ひ漸次其目を密にす、一脇網(ホ)は目七分横目三百五十長さ四尺、二脇網(ヘ)は目一寸横目二百二十長さ八尺、三脇網(ト)は目一寸五分横目百三十五長さ五尋(チ)は繩網目

網魚筋玉 圖六十二



イ 線子囊網  
ロ 囊浮子縁網  
ハ ヒウチ網  
ニ 囊口網  
ホ 脇網  
ヘ 脇網  
ト 脇網  
チ 繩網



二尺四寸横目十七長さ十尋(リ)も亦繩網にして目四尺横目十長さ二十尋浮子は桐製長さ六寸厚さ五分幅二寸脇網より囊口に至るの間双方各三十二其囊口及び繩網の一尋毎には稍や大なるを用ふ沈子の量は各百五十枚脇網より囊口に至る間双方各十五個其囊口と繩網の三尋毎には稍や大なるを用ふ此網は往時は染料を施せしが魚の容易に之を認め驚散するを知り今は専ら白網を用ふ。三博書報

### 第九 鱸<sup>ズレ</sup>曳倒網

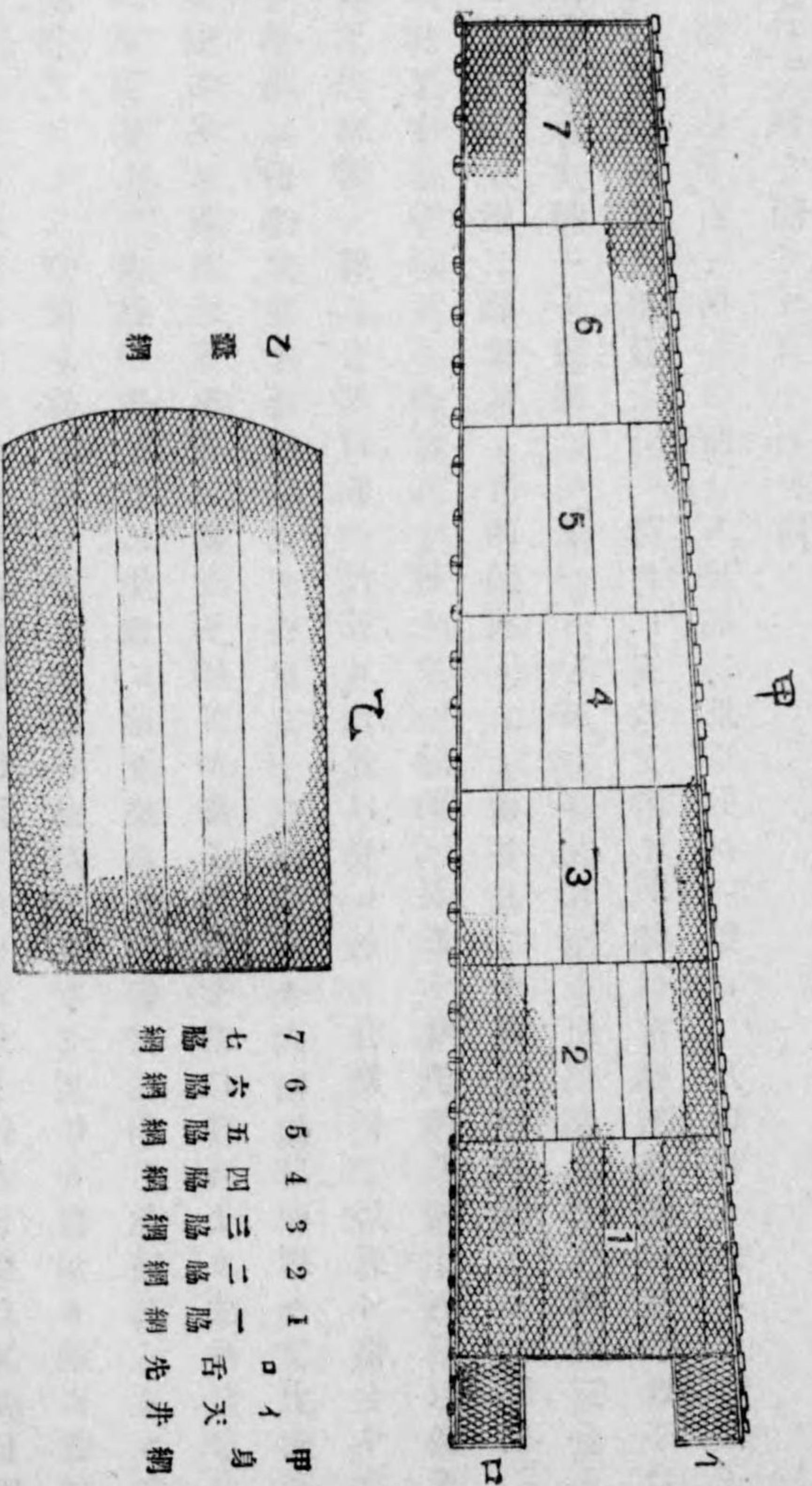
鱸は所在漁せざるの地なきも建網を用ふるもの多し其曳網を以てするは肥後地方最も巧みなるが如し乃茲に録す。

肥後國に於ける鱸曳倒網の漁季は晩秋の候より始め小寒前後に終る。

漁法は網船二艘船頭船一艘漁夫二十人を要す此網は鰯地曳網と等しく網代鱸引倒網場ありて魚監を置く魚の漁場に群聚するときは海面に飛躍すか又は潮水に色を現はすを以て魚監は此兆候を見て直ちに網船を出さしむ網船は魚を圍みて中央より漸次網を投じ左右に開き夫より半圓形を爲して海岸に漕寄せ水手は皆

網 倒 引 鱸

圖 七 十 二 第



甲	1	1
身	口	天
一	舌	先
二	脇	網
三	脇	網
四	脇	網
五	脇	網
六	脇	網
七	脇	網

船を下りて之を曳く此間船頭船は「ミト」上に在て囊網を護り魚を逃脱せしめざる



事に注意す要するに鱚は性質敏捷にして集散出沒常ならざれば漁法も亦隨て輕快不測の術を施さざる可からず故に網を使用するには最も迅速を要し其の魚脫路を得んとして網隙を覓むるに際し曳網を急ならしむるに依り自から網に逐はれ周章狼狽して其途を失ひ竟に囊網に陥り或は頭を網目に刺し捕獲せらるゝなり曳倒の名は蓋其迅速を貴び網を引倒すが如く使用を急にするより生せしなり。網の構造は囊網は長十五尋にして百目立十三節網横十六幅繼口の廻り二十七尋六合天井は横一尋二合縦目幅一尺五寸舌先は長一尋二合縦目二尺五寸幅とす身網は總て十三節網片手長百九十尋とす一脇網(1)長四十尋囊際の幅十五尋目數百立にして九反繼二脇網(2)より四脇網(4)までは各長二十尋五脇網(5)より七脇網(7)まで各長三十尋一と脇毎に一反づゝを減じ手先に至り三幅繼きにて四尋三合となる浮子は桐製丸形長七寸一尋毎に五枚を附く肩繩は棕櫚製足繩は藁製沈子は四尺間に括り石一個一の脇より足繩二筋に分れ一筋は二尺間に土焼小形の沈子を附け二個を隔てて又小石を附く。又一種網船頭船各一艘を以て片手より網を曳廻すの漁法あり此法は専ら輕便を

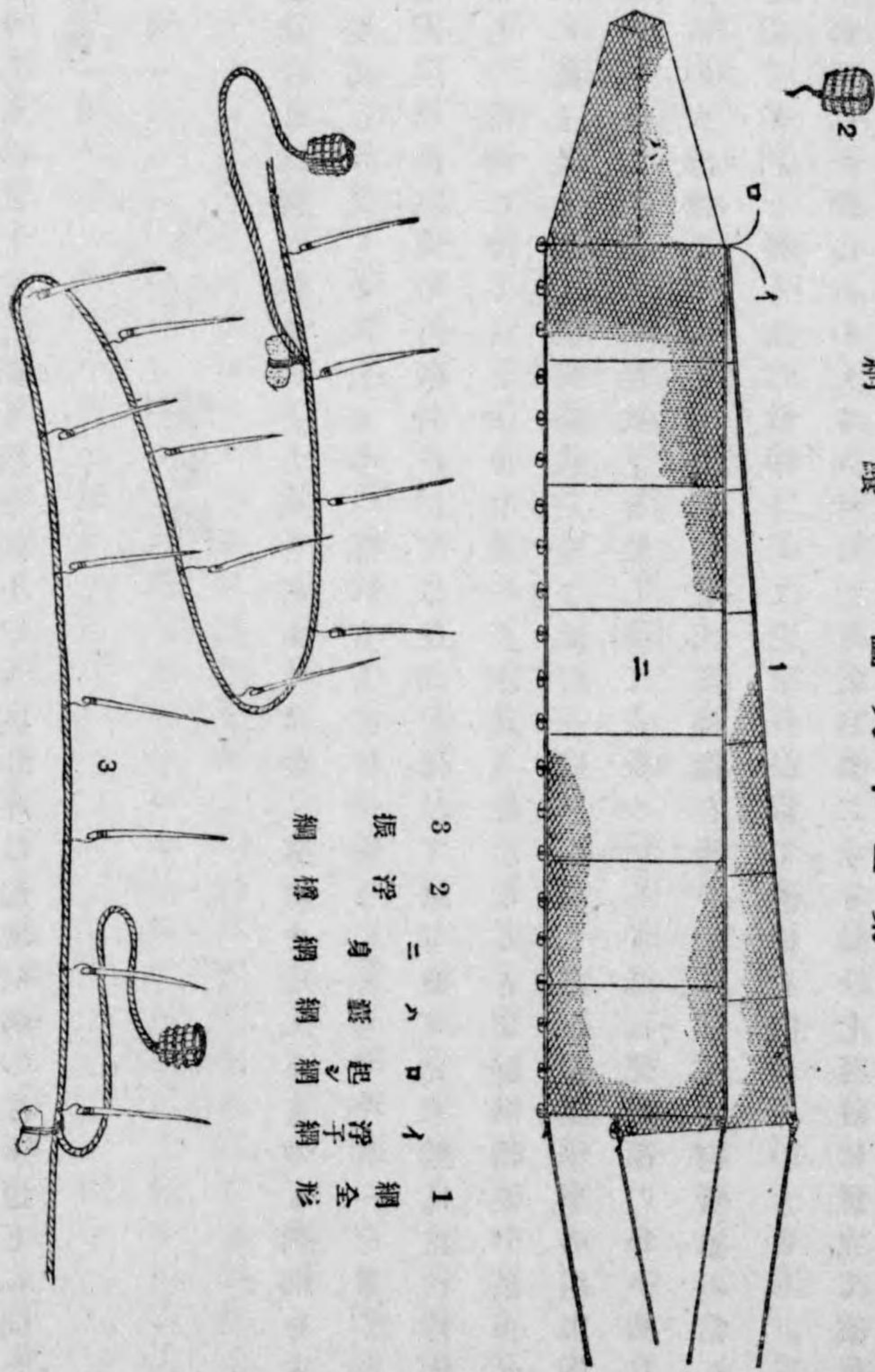
主とせしものにして其網も稍や狭小なり其順序は鰯地引網の片手廻しに同じ本縣漁業誌

## 第十 鱧曳網

鱧漁は各地概ね釣を専とし網を用ふるは少く其網を用ふるものも刺網を主とし曳網を以てするは最も少し然れども亦曾て無きにあらず今其一を擧ぐ。肥後國天草郡富岡町外數村に於ては曳網を用ひて鱧を漁す元來鱧は常に洋中に回游して瀬海に來ること少く唯夏日炎威最も熾んるとき近海暗礁の散布せる場所に集まるを以て其好時機を窺ひ止だ一回使用するのみ是其漁事の組織四十八艘の船と二百餘人の漁夫とを要し隨て失費少からず殊に使用僅に年一回なれば非常の大漁獲あるにあらされは收支其權衡を得ず故に網主中有資家の常に他漁を以て多利を得るもの餘事として之を行ひ以て僥倖を俟つものとせり。網の構造は身網は目の大き六寸にして縦目百二十を結ひ七尋許に縫立て縦目數四十五段にて長さ五尋とす之を七反繼き合せ片手と爲す長さ五十尋肩繩足繩共



網 鱧 圖 八 十 二 第



に麻苧製にして肩繩には浮樽徑八寸高さ一尺のものを片手に二十五個つゝ二筋の麻繩を以て繫く沈子は括り石重量凡四斤のもの片手に六十個を附く囊網は百二十目立一幅に繼ぎ長さ十尋幅五尋押廻し囊上に浮樽五個「ミト」上に浮子三個を附く天井舌先共に無し又別に振網を備ふ方言振繩とも稱ふ麻苧製にして五十尋を一總とし片手二十二總を繫き一總毎に浮樽二個と重量二十斤位の石二個とを附く振木は方言「コウタツ」の木長七尺切にして三尺五寸距離に一本を結び附く。漁法は先漕船六人乗六艘、元漕船七人乗二艘、船頭船七人乗二艘、浮樽釣船三人乗三十二艘にして山當てを以て豫知したる暗礁のある場處(方言鱧會根)に漕出し船頭船の指揮を待つ船頭船は其機を測り令を發すれば元漕船は振網を海中に投しつゝ左右に漕き開きて半月狀をなす之と同時に浮樽釣船は双方に相分れ浮樽の釣繩を執る爰に於て先漕船は網の兩端を曳き數斑の櫓を軌り網代に向て進行すれば數百の振木一時に動搖して閃々光を放つを以て魚之に恐怖し相聚りて網圍外に脱せず此間船頭船は網圍の中央に在りて双方に曳方の緩急を示す浮樽釣船は海の深淺を測り互に相圖を爲し釣繩を伸縮して海底の暗礁を避く斯くて先漕船



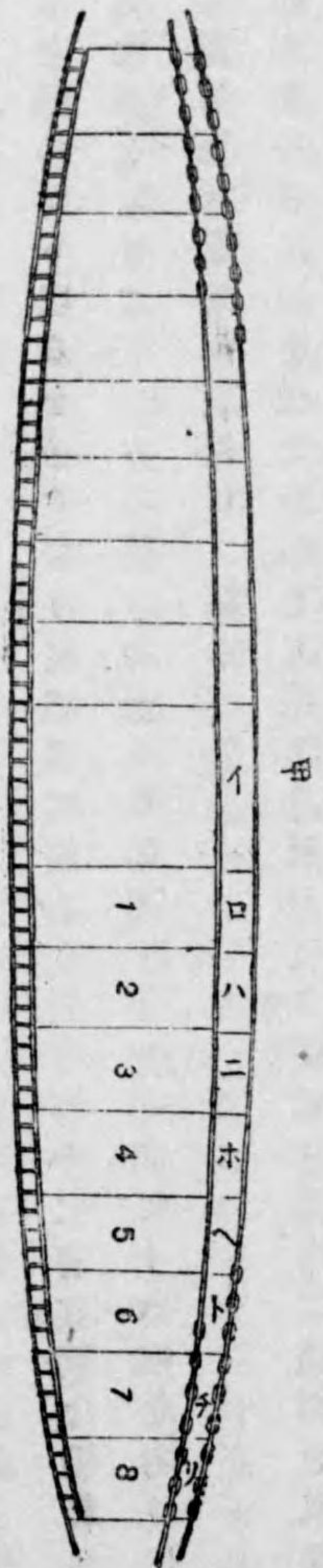
の網代場に達したる頃は元漕船は振網の後面より網を張廻し數名の漁夫海に入り其網の兩端を振網に結束すれば船頭船は直ちに振網の中央の結目を解き放ては魚は之より脱せんとして遂に網中に入る是より漁夫は次第に陸に上りて網を繰り魚を囊に驅り捕獲す其法凡て鯛葛寄せ網の使用と更に異なる所なく唯魚の大小強弱の別あるを以て漁夫の注意を異にするのみ熊本縣漁業誌

### 第十一 鰐曳網

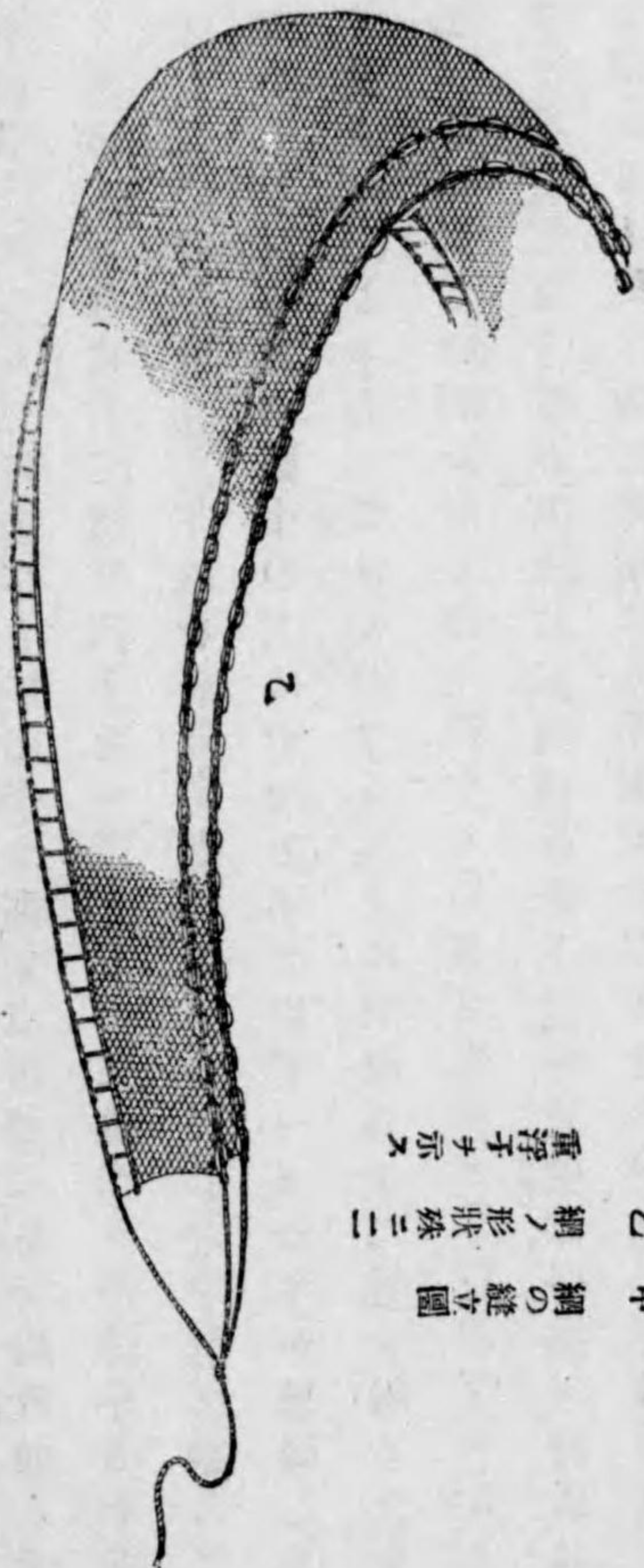
鰐漁は西南諸州に盛にして東北するに従ひ漸く少し是東北地方敢て鰐を産せざるにあらず蓋し此物の性善く物に恐れ且機敏にして能く跳躍脱逃するか故に漁具漁法精巧なるに非されは捕獲し難きに由るならん其盛漁の地は敷網を用ふるを多しとすれとも間に亦曳網を以てするあり今豊後地方に用ふるものを茲に録す伊豫に於けるものも概ね之に同じ。

豊後國南海部郡の鰐曳網は海底平坦なる處に張廻し地方に曳寄せ捕獲するもの

網曳鰐 圖九十二 第



甲 網の縫立圖  
乙 網ノ形状殊ニ  
廣淨子ヲ示ス





にして季節は三月より五月までとす此網は都て麻網製にして圖の如く浮子を二重に附く網は八節目にして横目四十を一反とし中央魚捕りの部分は十反を縦目に用ひ丈け二十尋とし其上下端を肩及足繩に附くるには之を縫ひ縮めて自然に囊狀をなさしむ又其左右圖中の(1)は十反を用ひ以下一反つゝを遞減し(8)に至て三反とす長さは(1)より(8)まで各十尋なり其上に肩繩百十二尋を附く之を「オモ浮子繩」と云ふ之に又二重網を附く即ち圖中(イ)の部は五反(ロ)は四反(ニ)より(ト)までは各三反(チ)は二反を用ひ其上に又肩繩を附く之を上笠浮子繩と云ふ其尋數は「オモ浮子繩」よりも纒に短し此繩にも亦桐製の浮子を一尋間に二枚を附く斯く二重に浮子を附くるか故に之を水中に卸せは二重網は本網の内側に廂の如く擴張し内より鱸の跳り出るを防ぐなり足繩は二筋あり長さ百十二尋其網に接着せる繩には沈子を附けす下の方の繩に陶製瓜形の沈子を一尋間に十六個を附け足繩上下の間は五尺距離毎に繩にて綴る。

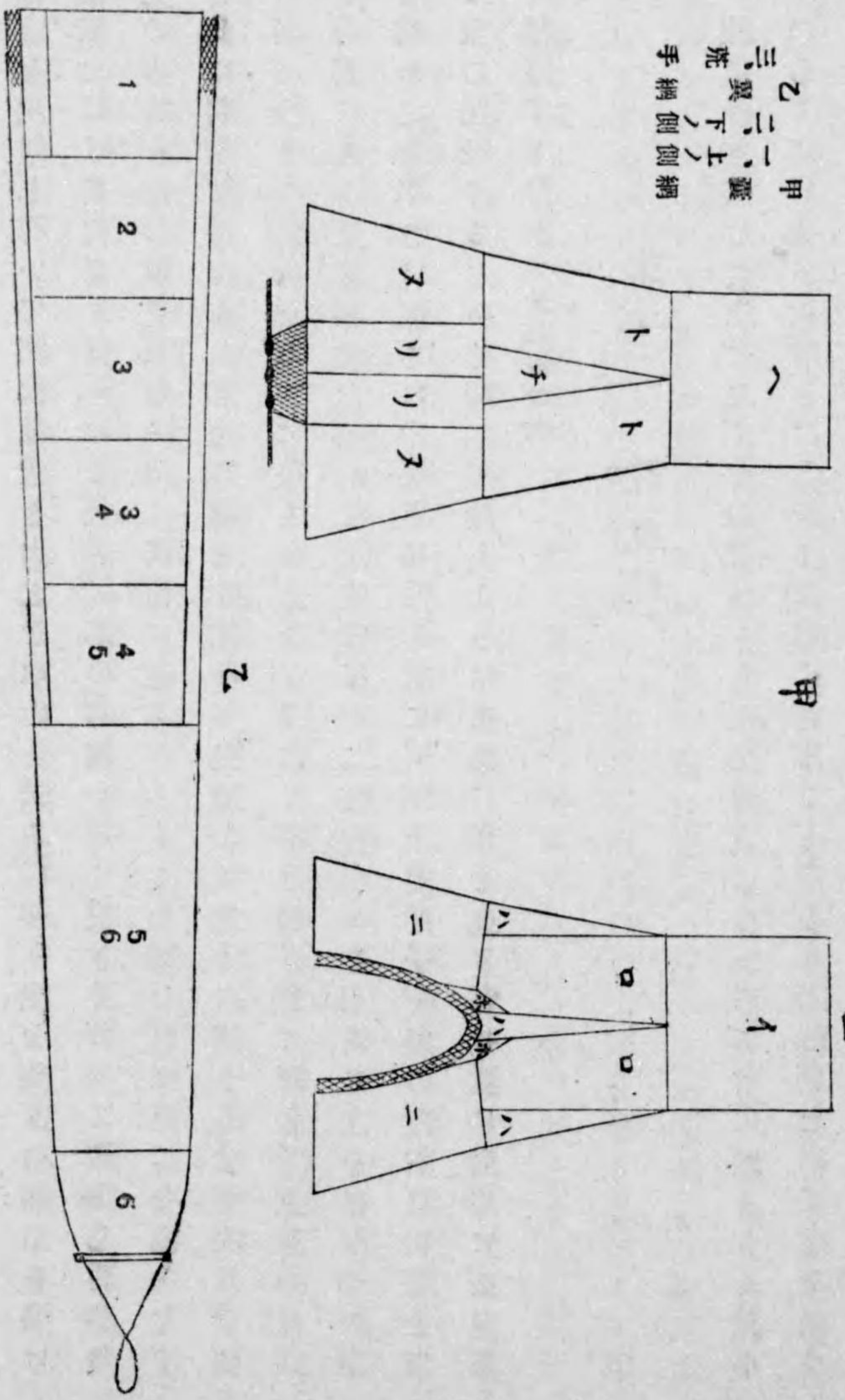
漁法は漁船一艘に網を載せ漁夫七人乗組み又別に上笠船と唱へ二重網を取扱ふ船一艘あり漁夫二人乗組み網代場に備へ魚見二人は先づ遠見の達する處に登り

海面を眺望し尋いて網代場近き山之取山と云ふに移り機を測り白團扇を揚げ指揮すれば網代場に備へたる網船は網の右端を岸に繋ぎ沖に向て漕出し再び魚見の指揮を待つ魚見は魚の將に網前に迫らんとするを認むれば更に合圖をなすと共に網船は沖合より迅速に網を片圍みに曳廻して地方に漕き寄せ漁夫及手傳の者を合せ十六人を双方に分ち地方より手にて網を繰り寄す而して上笠船は網の内面に入り始終網傍を離れず上笠浮子を二三枚つゝを引寄せ之を結び合せ網を縮め之を畢れば直ちに中央魚捕りの處に至り上笠浮子を船の左右に引寄せ以て魚の跳脱するを防ぐ而して陸上よりは次第に網を曳き寄せ竟に海岸に至り魚を捕獲するなり大分縣漁業誌

## 第十一 鱈曳網

鱈は各地概ね釣漁をなすものなれとも東北地方には一種尋常の鱈よりも體小にして時に隨ひ大群をなし近く海岸に寄來るものあり乃鱈網を以て之を漁す今其漁事を記す。

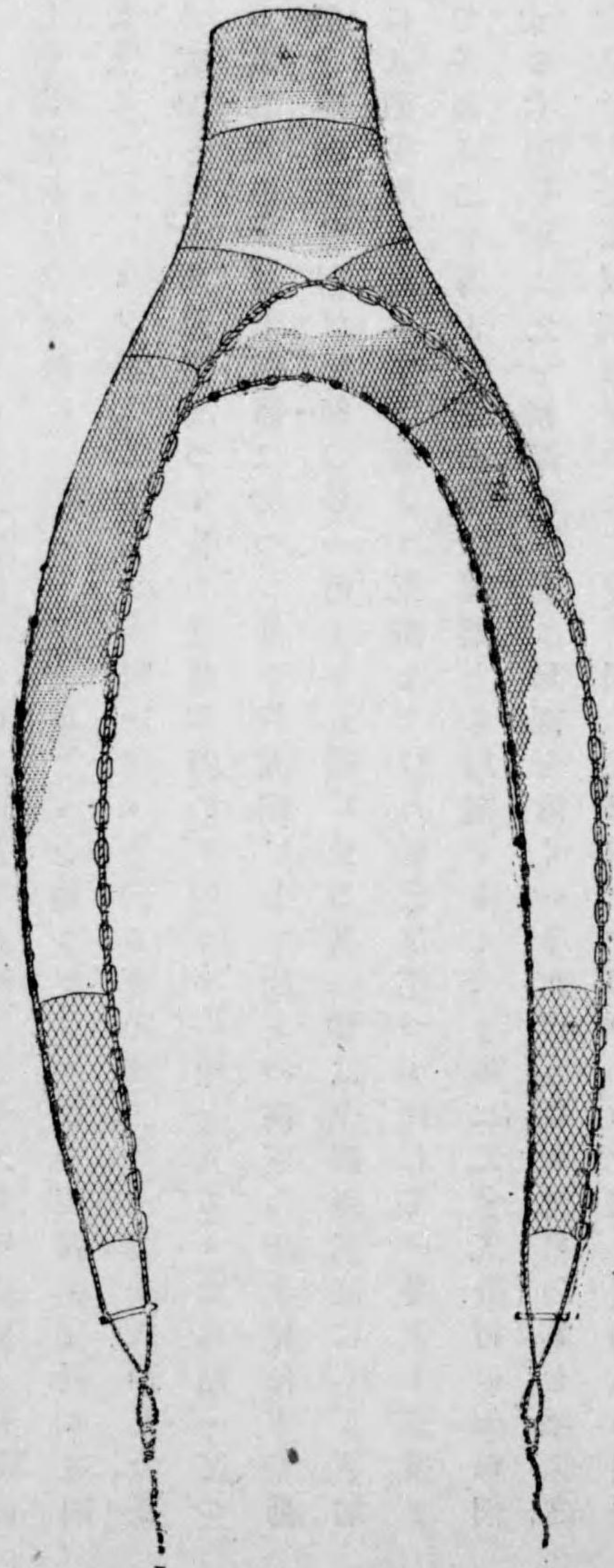




陸前國牡鹿郡に於ける鯨の漁業季節は九月下旬より十一月下旬までにして漁場は灣内深さ七尋許の處とす網の構造は大體は普通鱈地引網と大差なし囊網即ち甲(上の側)イは網目五寸間十八節九反長さ五間ロは十六節四反長さ五間にして其左右及び中間にハの「ハヌワ」方言「サ」を継ぎ足すニは十四節四反長さ五間其上にホの「ハヌワ」を入る方言之を「蝶マサ」と云ふ下の側ニの「ヘ」は十八節九枚長さ五間トは十六節四反つゝ長さ五間其間にチの「サ」一枚を入るリは八節一反つゝ其右右のヌは十四節二反つゝ長さ各五間にして此上の側下の側を縫合せて囊網を構成す翼網は絲網の分一番より五番に至る其一番は十四節五反にして下端に八節半反を繼足す二番より五番までは八節三反半づゝにして一番より五番まで各長さ二十尋とし囊網及び翼網とも肩繩を附くべき處に二寸五分目の太絲網丈七節を用ふ之を網浮子と云ふ足繩を附くべき處は藁繩六寸目の網を添ふ之を足付と云ふ翼網五番の末に荒手網二尺目四十一節のものを繼く肩繩は麻製徑四分のもの二筋を用ひ翼網の一番は網の長さ十尋に對し肩繩七間二番より五番までは七間半荒手にて九間囊口に於て六間半の割合に縫ひ附く浮子は桐製長八寸



圖體全網曳鮭 圖一十四



幅三寸厚さ一寸にして囊口五間の間は間断なく密附し左右に至り二寸三寸四寸と距離を多くし翼網に至り二尺距離とす足繩は藁製徑五分のもの二筋を用ひ囊口二尺の間に三ツ足と唱へ石三個を附け其他は重量四十五六匁の石を二尺三寸距離に附け沈子とす。

漁法は魚の灣内に入り群集するときは水面小波を起し驟雨の至れるか如くなるを以て魚監陸上高處に在て之を認め信號旗を揮ひ網を下すべき方位を示す網船は指揮に應じて網を下し魚群を圍み陸に漕寄せ陸上より引手二十人許にて徐々に汀渚に引寄せ捕獲すること鰯地引網の漁法の如し。宮城縣漁具圖解、水博解説及び熊谷龜之輔氏の報

### 第十三 鮭曳網

鮭の盛漁あるは北海道を推して第一とす蓋し北海道の漁具は概ね本土より傳ふる所なりと雖其盛漁あるの故を以て先に之を記し次で各縣に及ばんとす其漁法は釣を除くの外各種之ありて網には建網、刺網、曳網あり而して曳網には海漁河漁の二様あり今茲に二様の曳網を録す。